

九州弁護士会連合会シンポジウム
中国残留帰国者の現在と問題点
～尊厳ある共生社会を目指して～

報 告 書

(アンケート集計結果・調査票収録)

2014年9月13日

於 アクロス福岡国際会議場

九州弁護士会連合会

発刊にあたって

九弁連では、2002年11月5日に、中国帰国者一世の73名からの「普通の日本の市民として生きていく権利の保障」を求め人権救済申立を受け付けて以来、これまで中国残留帰国者の問題に対し積極的に関わってきました。

そもそも、戦前の国の満州移民政策は、多くの日本人が中国に取り残されるという悲劇を生みました。日本軍による民間人の置き去りや国の引揚事業の放置と遅れによって、事態は泥沼化し、数十年にもわたって、多くの日本人とその子らが日本へ帰国できなくなりました。ようやく日本に帰国しても、日本語による読み書きに不自由し、病院での会話に困り、年金を受給することができないなど、国や社会から冷たく切り離されてしまいました。

そこで、2002年には、全国の中国残留帰国者一世が立ち上がり、人としての「尊厳」の回復を求める訴訟をおこしました。そして、2006年12月の神戸地裁での勝訴判決を経て、2007年には中国残留帰国者一世の支援策、2013年には一世の配偶者支援策が見直されるという大きな成果をあげました。

九弁連でも、2003年10月31日の九弁連大会において、「中国帰国者に関する実効性のある施策を求める決議」を採択するとともに、九州各県で実態把握のための公開アンケート調査を行い、その調査結果をもとに2004年7月6日にも中国帰国者1世の問題に関して、国に対して、多文化共生の観点等から、人間の尊厳の回復のための具体的施策を求めて勧告を行いました。

しかし、2008年からの新たな支援策の枠組みにおいても、中国残留帰国者二世に対する支援策が積み残しとなるなど、未だ人としての尊厳の回復までの道のりは程遠いものとなっています。

2014年6月20日、九弁連では、九州各県の中国残留帰国者二世の生活実態を調査した上で、国に対して、中国残留帰国者二世に対する支援策の改善などを求める勧告をしました。

そして、2014年9月13日、日本弁護士連合会との共催で、中国残留帰国者に関するシンポジウムを実施しました。このシンポジウムでは、どのような視点に立った施策を行えば中国残留帰国者の尊厳ある生活を実現できるか、その異文化の中で生活してきた経験を取り入れ、共に経済的な意味にとどまらない豊かな社会を実現するために、国に何を求め、私たちが何をなすべきかを検討しました。

本報告書は、このシンポジウムにおいてなされた講演・パネルディスカッション等をまとめたものになります。本報告書が、中国残留帰国者の方達の人間の尊厳を回復させる一助になれば幸甚です。

九州弁護士会連合会
理事長 前田 和馬

目 次

第1部 シンポジウムの記録	3 頁
1 プログラム	4 頁
2 九弁連勧告書	5 頁
3 講師・パネリスト紹介	9 頁
4 開会あいさつ	11 頁
5 基調報告「九弁連の勧告について」	13 頁
6 基調講演「中国残留邦人二世の生活実態と解決課題」	31 頁
7 当事者の声	46 頁
8 パネルディスカッション	49 頁
9 閉会あいさつ	78 頁
第2部 九弁連勧告・シンポジウムについての報道	79 頁
第3部 九弁連アンケート調査	84 頁
1 九弁連アンケート調査集計結果	85 頁
2 中国残留邦人の2世等に対するアンケート調査票	132 頁
〈巻末〉2015年度九弁連人権擁護委員会委員名簿	

第 1 部 シンポジウムの記録



中国残留帰国者の現在と問題点

～尊厳ある共生社会を目指して～

2014年9月13日（土）

於 アクロス福岡 4階・国際会議場

プログラム

開会 13時30分（開場 13時）

○開会あいさつ

森 雅美（九州弁護士会連合会理事長）

○基調報告 「九弁連の勧告について」

吉田純二（九州弁護士会連合会人権擁護委員会委員）

○基調講演 「中国残留邦人二世の生活実態と解決課題」

浅野慎一（神戸大学大学院教授）

○パネルディスカッション

（パネリストは配布資料を参照）

○閉会あいさつ

大毛裕貴（九州弁護士会連合会人権擁護委員会委員長）

閉会 16時30分（予定）

主催 九州弁護士会連合会

共催 日本弁護士連合会

2014年（平成26年）5月17日（理事会承認）

2014年（平成26年）6月20日（執行）

2011年（九人）第1号

職権調査事件

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

厚生労働大臣 田村憲久 殿

衆議院議長 伊吹文明 殿

参議院議長 山崎正昭 殿

福岡市中央区城内1番1号

九州弁護士会連合会

理事長 森 雅 美

勸告書

当連合会は、本件職権調査事件について精査・検討した結果、貴殿らに対して、全ての中国帰国者の人権回復のために、次の諸施策を最低限のものとして、立法措置を講じることを含め、検討実施するよう、下記のとおり、勧告する。

なお、本勧告書において、「中国残留邦人」とは第2次世界大戦のソ連軍参戦以後に開拓団をはじめ中国東北地区に在住していた邦人のうち居住地を追われ避難する中で中国に残された邦人、「中国帰国者」とは中国残留邦人やその家族で日本に帰国した者、「中国帰国者1世」とは中国残留邦人で帰国した者、「中国帰国者2世」とは中国残留邦人の2世で帰国した者を指すものとする。

また、下記の諸施策の検討実施に際しては、帰国した中国帰国者1世の平均年齢が75歳程度となり、また、中国帰国者2世も60代となっている者もいるように、高齢化していることに鑑み、速やかになされることが不可欠であることを付言する。

言 己

第1 勧告の趣旨

1 多文化共生の観点からの施策

- (1) 中国帰国者が中国語だけでも安心して暮らせることを政策目標とし、少なくとも生命健康に関する場面（地域の総合病院等）及び公共性の強い場面（公的機関）において中国語の通訳サービスを適時に受けられる

ように措置すること。

- (2) 中国帰国者が主権者として選挙権を適切に行使できるように、選挙公報等の情報を中国語で提供すること。
- (3) 中国帰国者相互間及び中国帰国者と他の市民の交流を促進する施策（コミュニティの創設等）を強化すること。
- (4) 中国帰国者の文化の継承がその子孫に行えるよう3世さらには4世に対し、学校教育の場等において、配慮すること。

2 基礎的諸条件の補完の観点からの施策

(1) 教育を受ける権利について

ア 中国帰国者の日本語習得の教育は、その希望に従い、中国帰国者の居住地等にかかわらず、中学卒業程度の読み書き及び日常生活に不自由しないレベルまで受講を続けうる制度を策定し、そのための人的・物的設備やカリキュラムを充実させること。

イ 中国帰国者のうち希望する者は、適齢期に受けられなかった日本の義務教育を受ける機会を保障するため、居住地の隣接学校において特別の教育プログラムを策定して実施すること。

(2) 労働の権利について

中国帰国者のうち、希望する者に対し、早急に経済的生活の基盤の確保や自己実現が可能な職業に就くための訓練等を受けられる制度を整備・強化することや文化交流での積極的役割や就業機会の創設等を行うこと。

(3) 社会保障について

中国帰国者2世の生活保障を生活保護の受給に収斂させていくのではなく、人権侵害の回復や中国帰国者の人間らしい生活の充実の観点からそれにふさわしい特別の年金制度を創設すること。特に帰国が遅れたことによる年金期間が足りないという事態に対応すべく早期に立法化が必要である。

その際、下記「家族の保護」の視点から、中国帰国者2世が中国の親族方への帰省及び墓参の費用が十分まかなえるようその年金額を設定すべきこと。

3 家族の保護の観点からの施策

中国帰国者が日中両国の家族と交流できるよう積極的な施策を進め、速やかに、中国帰国者1世の中国渡航期間が2か月を超えた場合に収入認定するという運用、及び、生活保護制度において中国帰国者2世が中国の親

族方への帰省及び墓参の期間の収入認定をするとの運用を廃止すること。

第2 勸告理由の骨子

国は、1945年の第2次世界大戦の終結前後において中国大陆に取り残された中国残留邦人の帰国のための積極的措置を可及的かつ速やかに行う義務があったのにそれを怠り、その結果、中国残留邦人の多くは、残留発生から30年～50年余が経過した後に漸く帰国を果たすことができた。

このことは、国による、中国残留邦人の帰国の自由（憲法22条1項・2項、世界人権宣言13条2項、国際人権B規約12条4項）の侵害に他ならず、その結果、中国残留邦人の多くが人生の過半に相当する期間、日本国での人権を享受できない状態を招来せしめた。その反射的な効果として、好むと好まざるとにかかわらず、中国残留邦人は、中国文化を持つ日本人という特殊な属性を持つ者となったものである。

従って、中国残留邦人の帰国は人権侵害状態から人権を回復する第一歩にすぎず、国は人権侵害回復義務の一環として、中国残留邦人の帰国後の人間の尊厳を確保する諸施策をなすべき基本的な義務を負担しているのである。

ところが、国による中国帰国者に対する帰国後の施策は、第一に、多文化共生の視点を欠落していた。そのため、上記属性を持つ中国帰国者をありのままに受け容れることなく、日本社会への同化を強いるものであった。第二に、基礎的諸条件を完全に補完するという観点を欠いていた。そのため、中国帰国者の個々のレベルを等閑視し、全ての中国帰国者に対して漫然と諸施策が適用されたため、日本社会で日本語とその文化を受容して生きていくための基礎的諸条件の補完は極めて不十分だった。第三に、中国帰国者の家族の保護の観点を欠いていた。そのため、日中両国に2つの家族を有するに至っていた中国帰国者においては、日中両国の家族との交流を保障されるべきなのに、その保障はなされていなかった。

これら問題状況は、中国帰国者の子である中国帰国者2世に対しても同様にあてはまり、国の施策は中国帰国者2世に対する人権も侵害している。

当連合会は、中国帰国者1世の問題について、2004年7月6日、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に対し、多文化共生の観点、基礎的諸条件の補完の観点及び家族の保護の観点という3つの観点から、具体的な施策を検討実施するよう勧告を行った。

しかし、これらの観点からの人権侵害は、その後の2008年4月1日からの「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の改正法の施行後も未だ十分に改善されているとは言い難い状況であ

り，中国帰国者 2 世については上記法律施行後においても，状況は全くといってよいほど変わっていない。

そこで，当連合会は，勧告の趣旨のとおり，勧告するものである。

第 3 勧告理由の詳細

省略

以上

講師・パネリスト紹介（敬称略）

◇浅野 慎一（神戸大学大学院教授）

1956年、神戸市出身

神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授

（中国残留邦人問題に関する取組）

2002年から、中国東北地方に暮らしている残留日本人・養父母・二世等のインタビュー調査を開始。

2004年、兵庫県で国賠訴訟の提起を契機に、日本国内でのインタビュー調査も開始。以降、支援活動に参加。

訴訟支援の過程で、「中国残留日本人孤児を支援する兵庫の会」が結成され、その代表世話人を今日まで務める。

（代表的な論文・著作など）

『異国の父母―中国残留孤児を育てた養父母の群像』岩波書店2006年

『日本の地で、日本人として、人間らしく生きるために』科研報告書2011年

「中国残留孤児の労働・生活と国家賠償訴訟」『労働法律旬報』1633号、2006年

「激動の6年余、道は半ば：中国残留孤児の国家賠償訴訟」『法と民主主義』431号、2008年

◇樋口 岳大（毎日新聞長崎支局記者）

大阪府出身 2002年、毎日新聞入社

福井支局を経て2005年から勤務した阪神支局で中国残留孤児兵庫訴訟を取材。広島支局勤務の2010～2011年、中国残留邦人の3、4世ら児童の約4割が外国にルーツを持つ広島市立基町小学校を取材。2012年から長崎支局勤務。

（代表的な論文・著作など）

私たち、「何じん」ですか?―「中国残留孤児」たちはいま…（高文研）

◇南 誠（長崎大学テニユアトラック助教）

1976年、中国黒竜江省生まれ

1989年、家族一同日本定住（現在は永住）

(中国残留邦人問題に関する取組)

2000年 早稲田大学大学院修士課程在学中に中国残留邦人の引揚研究に取り組む

2002年 中国帰国者3世の立場から、関東中国残留日本人孤児の国家賠償訴訟運動の支援活動に参加

2003年 京都大学大学院博士後期課程に編入学すると同時に、中国帰国者研究に本格的に取り組む。

中国残留日本人孤児国家賠償訴訟の京都弁護団の準構成員、中国帰国者当事者として研究者の立場から、京都原告団の支援活動に参加

2011年 日本各地の中国帰国者集住地の調査を開始

(代表的な論文・著作など)

「中国残留日本人」の語られ方：記憶・表象するテレビ・ドキュメンタリー、『満洲記憶と歴史』京都大学学術出版会252頁、2007年

「戦後の中国における日本人政策：ポストコロニアルと国民統合の視点から」、『21世紀東アジア社会学 第二号』日中社会学会120頁、2009年

「想像される中国残留日本人：国民をめぐる包摂と排除」、蘭信三編『中国残留日本人という経験』勉誠社勉誠社40頁、2009年

「中国帰国者」の歴史／社会的形成：国民，エスニシティ，コミュニティ、永野武編『日中社会学叢書2 チャイニーズネスとトランスナショナルアイデンティティ』(明石書店)116頁、2010年

「アイデンティティのパフォーマティヴィティに関する社会学的研究：「中国残留日本人」の呼称と語りを手がかりとして」『ソシオロジ』第168号57頁、2010年

◇米倉 洋子 (中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会弁護士)

1991年 弁護士登録 (東京弁護士会)

(中国残留邦人問題に関する取組)

中国「残留孤児」国家賠償訴訟関東弁護団副団長

2002年 東京地裁に関東原告の第1次訴訟提訴

2007年 支援法成立，訴訟終結以後現在まで，支援策の改善等のため弁護団として活動

(代表的な論文・著作など)

『政策形成訴訟 中国「残留孤児」の尊厳を求めた裁判と新支援策実現の軌跡』(中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会 2009年)

「中国『残留孤児』訴訟－勝利的解決と支援法の課題」(『法廷で裁かれる日本の戦争責任』高文研 461頁、2014年)

コーディネーター

◇中原 昌孝 (九州弁護士会連合会人権擁護委員会委員)

福岡県弁護士会所属

開会あいさつ

九州弁護士会連合会理事長 森 雅 美

本日は本シンポジウムにご参加いただきありがとうございます。

九弁連では本年 6 月 20 日、中国残留帰国者、特に 2 世の人権回復のための施策を求めて、内閣総理大臣等に対して勧告を行いました。

2004 年 7 月 6 日にも中国帰国者 1 世の問題に関し内閣総理大臣等に対し人権の回復のための具体的施策を求めて勧告を行いました。

中国残留帰国者問題は 1932 年に中国東北部に「満州国」が建国されたのを契機として、国策として実施された満州移民政策に端を発します。終戦までに 32 万人の開拓移民が送り出されたといわれています。ソ連参戦によって、戦闘や逃避する中での病気、集団自決で多くの方が亡くなりましたが、生き残った方の多くが、広大な満州の地に取り残されることになりました。その多くが老人や婦女子でした。

多くの婦人や子供たちは戦後直後の引き上げからも取り残され、子供たちは中国養父母に養育されて育ちました。国はこのような日本人が中国に残されていることを認識していましたが、外交関係が築けなかったことなどから、帰国に向けての動きはあまりありませんでした。むしろ、死亡宣告制度等により帰国を阻む政策さえ取られました。1972年に国交正常化が実現しましたが、実際に国がいわゆる残留孤児の肉親捜し等の事業を本格的に始めたのは国交回復から9年を経た1981年からでした。

しかし、帰国しても、いわゆる孤児は言葉が不自由で、中国で築きあげた資格も経験もほとんど役に立たない状況にあり帰国者の生活は厳しいものでした。生活保護受給率が70パーセント前後に達していたといわれます。

1994年にいわゆる自立支援法が制定されましたが、孤児をはじめとした帰国者の生活状況に大きな変化はなく、老後の生活に不安を抱いた孤児の皆さんは救済を求めて集団訴訟を提起しました。



2002年12月に東京地裁に提訴され、その後全国15の地裁で提訴されました。私も鹿児島地裁の裁判において弁護団に参加しました。個々の体験を聞き取る中で、極寒の満州で幼くして親を失い、取り残された幼い孤児がどのような生活をして生き延びたか、どのような生活環境の中で成長していったか、帰国するに際しての苦悩、帰国してからの生活の苦しさを知り、本当に何とかしなければと思いました。

しかし、判決は敗訴がつづき、2006年12月、神戸地裁で勝訴判決が出たときは飛び上がる思いでした。

この判決の国に与えたインパクトは大きいものでありました。

15地裁での原告約2200人の戦いの成果として、自立支援法の改正が2007年11月に実現しました。

しかし、その運用に当たっては国との厳しい折衝があり、その結果、ようやく生活保護とは異なる救済が実現しました。配偶者の問題はその後も残され、ようやく2013年に配偶者支援の見直しがなされました。しかし、いまだに中国残留帰国者2世の問題をはじめとして残された問題があります。

本シンポジウムにおいて、6月に行った勧告の内容、当連合会の人権擁護委員会でどのような調査、議論がなされたかを説明した上で、どのような視点に立った施策が中国残留帰国者の尊厳ある生活を実現できるか、その異文化の中で生活してきた経験を取り入れ、共に経済的な意味にとどまらない豊かな社会を実現するために、国に何を求め、私たちが何をなすべきか等を皆さんと考えることができればと思います。

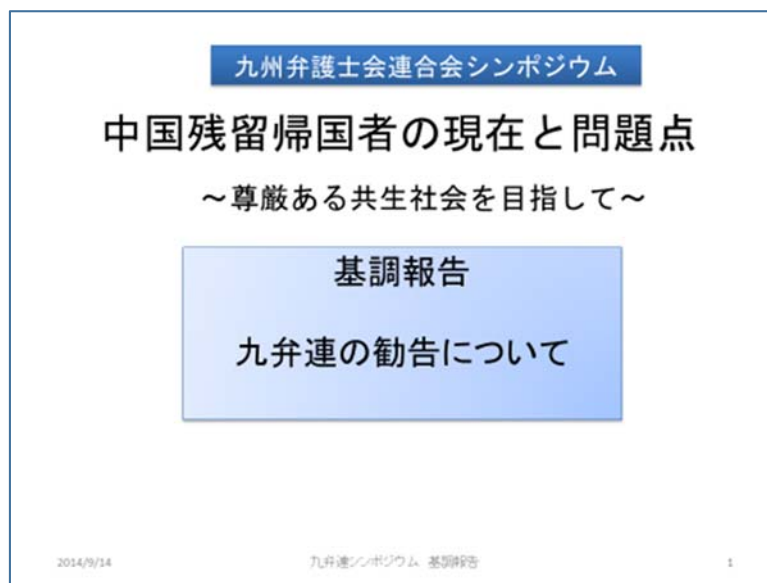
基調報告「九弁連の勧告について」

九州弁護士会連合会人権擁護委員会委員 吉 田 純 二



皆様、こんにちは。九弁連では今年6月、中国帰国者の方々への施策について、国に勧告をしました。これから九弁連の勧告の内容について説明いたします。九弁連の勧告書はお配りしております冊子の冒頭に掲載されていますのでご覧下さい。

(スライド1)



(スライド2)

九弁連勧告の要旨（冊子冒頭）

- 1 多文化共生の観点からの施策
 - (1) 通訳サービスの充実
 - (2) 中国語による情報提供の充実
 - (3) 帰国者間・帰国者と市民間のコミュニティの強化
 - (4) 帰国者3世、4世への文化継承への教育的配慮
- 2 基礎的諸条件の補完の観点からの施策
 - (1) 教育を受ける権利
 - 日本語教育の充実、特別の教育プログラムの策定・実施
 - (2) 労働の権利
 - 職業訓練制度の整備、強化、就業機会の創設
 - (3) 生存権（社会保障）
 - 年金期間不足を補完する特別の年金制度の創設
- 3 家族の保護の観点からの施策
 - 墓参等のための中国への帰国の際の収入認定の運用廃止

2014/9/14

九弁連シンポジウム 基調報告

2

九弁連では 2011 年度から今年まで調査を行った上で国に対して、国のこれまでの施策が中国帰国者の人権を侵害するとして、ご覧のような施策を検討実施するよう勧告を行いました。

（スライド 3）

調査に至る経緯（3頁～）

2001年12月	東京地裁に帰国者1世（残留婦人）が提訴 →以後全国各地で集団訴訟が提起される
2003年10月 ～2004年6月	九弁連公開アンケート調査（冊子20頁）
2004年7月	中国帰国者1世の問題について九弁連が勧告 （勧告書は冊子81頁）
2006年12月	神戸地裁 一部勝訴判決
2007年11月～ 2008年4月	改正支援法成立 →老齢基礎年金の満額支給、支援給付等
2012年 ～2014年	改正支援法施行 今回の調査

2014/9/14

九弁連シンポジウム 基調報告

3

今回調査、勧告に至った経緯をご説明します。ご承知の様に残留孤児、婦人を巡る問題については帰国者1世により2001年より全国各地で国家賠償の集団訴訟が起こされました。

九弁連では2002年、帰国者1世から人権救済申立を受け、国の施策の調査、1世の生活状況につきアンケート調査等を行い、2004年7月、国に帰国者の人権回復のための施策を検討実施するよう勧告を行いました。この勧告書は冊子

81 頁に掲載しています。

集団訴訟の結果、国は政策を転換し、2007 年 11 月、要件を満たす 1 世に老齢年金を満額支給し、支援給付を行う等の制度創設を盛り込んだ改正帰国者支援法が成立し、翌年施行されました。改正により帰国者 1 世の人権侵害の状況は、様々な課題を残しながらも、経済的な面を中心に一定の改善が図られました。

一方 2 世については、帰国後生活に困難を強いられている方々が多いと思われましたが、法改正による直接の経済的支援の対象とはなっていませんでした。

そこで、今回、九弁連は帰国者 2 世の問題に焦点をあて、職権で調査を行いました。

(スライド 4)

今回の九弁連の主要な調査

- 1 帰国者の生活実態の調査
帰国者(2世中心)へのアンケート調査
(2013年1月～5月、冊子46頁～55頁)
- 2 現在の帰国者支援制度の実情の調査
 - (1) 厚生労働省への文書照会
(2013年9月、回答冊子84頁～93頁)
 - (2) 九州内主要自治体への文書照会
(2013年9月、回答一覧表冊子94頁～96頁)

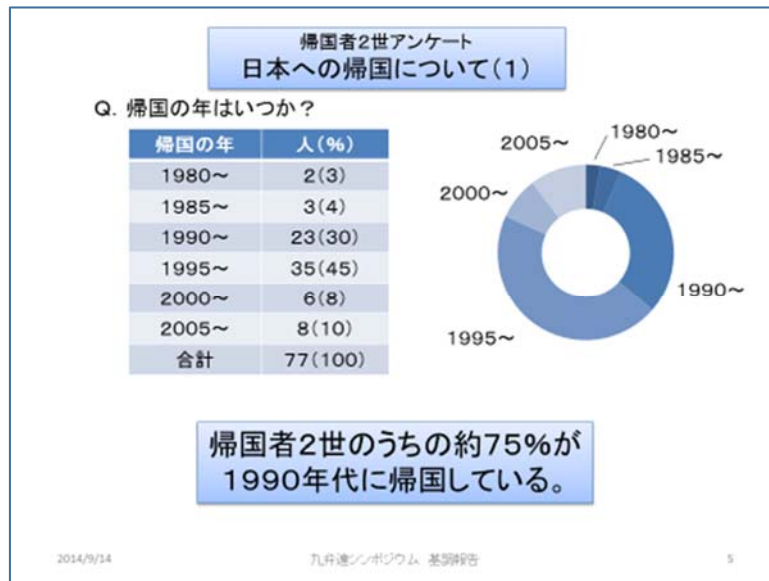
2014/9/14

九弁連シンポジウム 基調報告

4

調査の詳細は冊子 4 頁、5 頁に記載のとおりですが、大きくは 2 つの調査に分かれます。1 つはアンケートによる帰国者への生活実態の調査で、もう一つは行政（国・地方自治体）への現在の帰国者支援制度の実情の照会です。

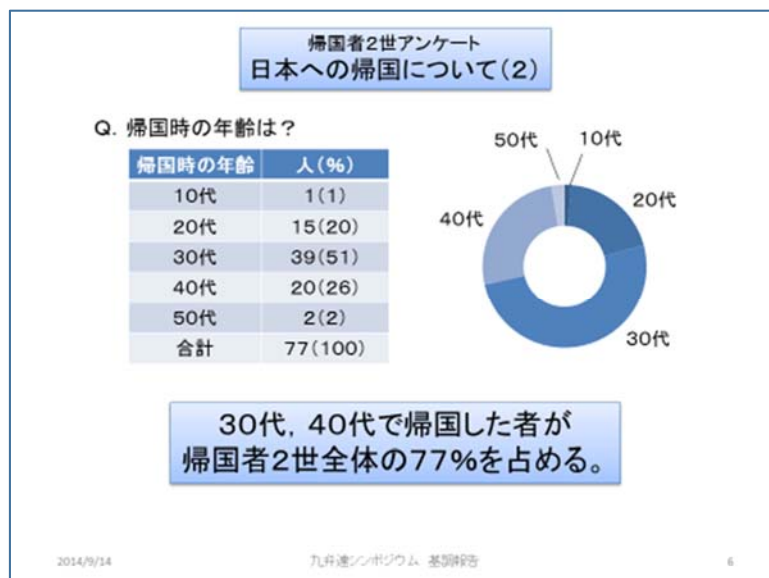
(スライド 5)



帰国者へのアンケート調査ですが、今回は面談による聴取、郵送で 96 名の帰国者から回答を得ました。そのうち 2 世は 77 名でした。以下 2 世の回答を中心にアンケート結果を報告いたします。

まず 2 世の帰国時期の結果はご覧の通りで、90 年代に帰国した方が約 75%、90 年以降に帰国した方は 93%に及びます。2 世の帰国時期はかなり遅いことが分かります。

(スライド 6)



2 世の帰国時の年齢ですが 10 代 20 代で帰国した方は 21%しかおらず、8 割近くの方が 30 代以上で帰国しています。

(スライド 8)

帰国者2世アンケート 帰国の状況と帰国費用				人(%)
		国費帰国者	私費帰国者	合計
帰国時の 同伴者	父母と帰国	15(20)	7(9)	22(29)
	父母以外と帰国	0(0)	51(66)	51(66)
	1人で帰国	1(1)	3(3)	4(4)
	合計	16(21)	61(79)	77(100)

Q. 父母と一緒に帰国できなかった理由

人数が多かったのでお金が足りなかった。
 両親と妹は国費帰国したが、自分は20歳を超えていた。
 父が中国人だったので、自分と父は中国に残った。
 自分に家族がいた。 自分は大学に通っていた。

2014/9/14 九井連シンポジウム 基調報告 8

帰国の状況と帰国費用ですが、私費帰国者の多くが父母以外と帰国しており、父母と同時に帰国できなかった方が多いことが分かります。同時帰国ができなかった理由として仕事や学校等の他、20歳を過ぎていたので国費帰国ができなかったためというものが多くありました。

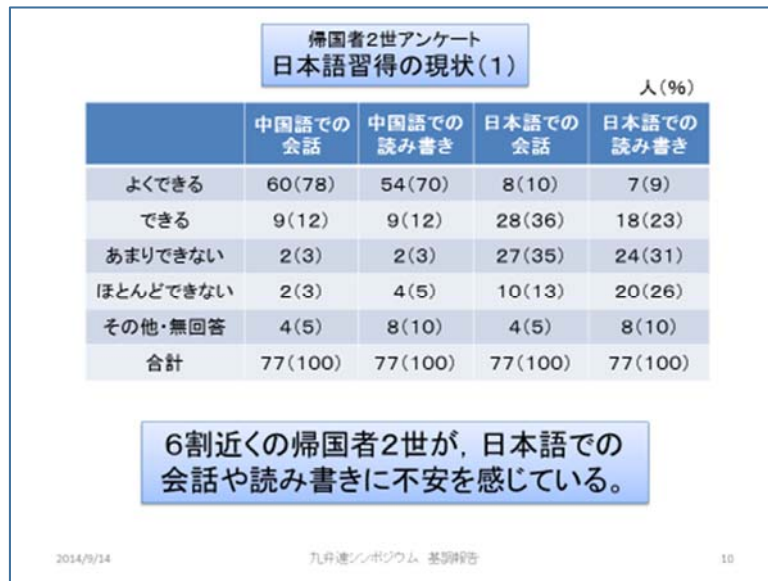
(スライド9)

帰国者2世アンケート 来日前の状況	
Q. 来日前に苦労したことはあるか？	中国共産党に入党できなかった。 学生時代に日本鬼子、小日本と言われた。 会社で出世できなかった。 公務員になれなかった。 特に差別を受けたことはない。
Q. 日本に来る時の気持ちは？	父母に会えるのは嬉しいが、言葉が不安だった。 母と会えるのは嬉しいが、兄弟を残してきたのが寂しかった。 母と会えるのが嬉しかったが、仕事がなく日本語も分からないので、不安だった。

2014/9/14 九井連シンポジウム 基調報告 9

来日前の2世の状況については、「中国共産党に入党できなかった」「学生時代に日本鬼子（リーベングイズ）、小日本（シャオリベン）」と言われたとの回答が多く見られました。日本に来るときの気持ちとしては、「父母に会えるのが嬉しいが言葉が不安だった」との回答が多く見られました。

(スライド10)



コミュニケーションについては、中国語の会話、読み書きについて 8 割、9 割の方が「よくできる」、「できる」と答え、中国語でのコミュニケーションを得意としていることが窺えました。一方、日本語の会話、読み書きについては「よくできる」「できる」と答えた方は 3、4 割程度に止まり、逆に 5、6 割が「あまりできない」「ほとんどできない」と答え、日本語でのコミュニケーションに不安を抱えていることが窺えました。

(スライド 12)



「日常の場面で、言葉に不自由を感じるか」という質問では、病院で自分の症状を伝える際、7 割の方が困ると回答し、役所で手続をする際、6 割程度の方が困ると回答しています。病院や役所において、自分の状況を十分に伝え切れ

ていない状況が窺えます。

(スライド13)

帰国者2世アンケート 日本語習得の現状(4)			
日本語教育を受けたか？	国費帰国者	私費帰国者	合計人(%)
受けた	16人	29人	45(58)
受けていない	0人	32人	32(42)
合計	16人	61人	77(100)

Q. 日本語教育を受けられなかった理由は？

仕事が忙しい。 時間がない。 お金がない。

私費帰国者の半数以上が、日本語教育を受けていない。

2014/9/14 九州連コンボウム 基調報告 13

帰国後日本語教育を受けたかどうかについては 6 割の方が教育を受けたと回答していますが、残りの 4 割は教育を受けていないと回答しています。

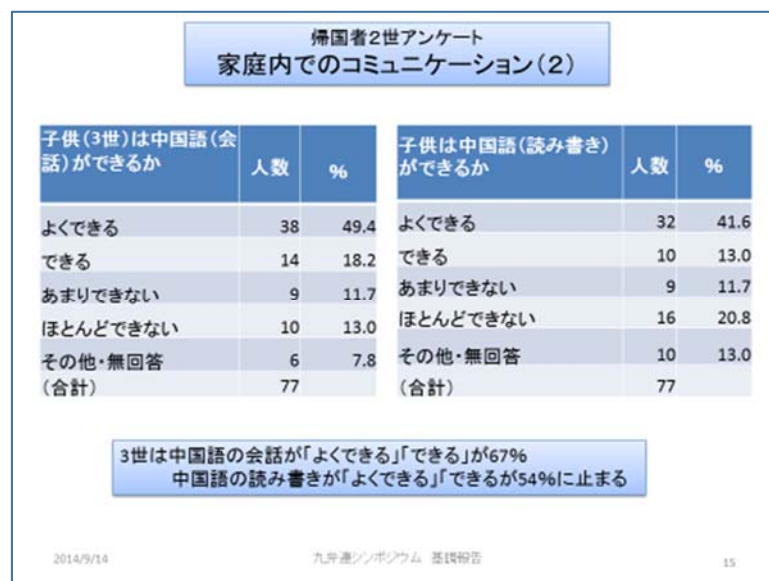
国費帰国者は全員が教育を受けたと回答していますが、私費帰国者では教育を受けたと回答しているのは半数のみです。教育を受けなかった理由としては「多忙」、「時間が無い」「お金がかかる」等がありました。

このように 2 世には、帰国の遅れ、帰国後の特に私費帰国者への日本語教育の不十分さから、日本語でのコミュニケーションに不安を抱える方が多いことが分かりますが、それでは 2 世と 3 世との家族内のコミュニケーションは上手くいっているのでしょうか。

(スライド14)

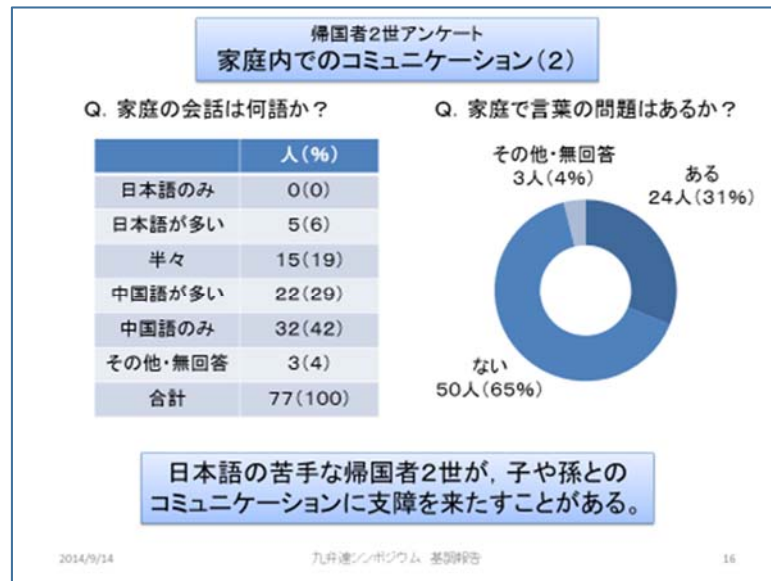


(スライド15)



2世へのアンケートの結果、3世のうち日本語の会話、読み書きが「よくできる」「できる」との回答が8～9割に及び一方中国語の会話、読み書きについては「よくできる」「できる」は5～6割に止まりました。

(スライド16)



このように日本語が不得意、中国語が得意な 2 世と、日本語を得意とし、中国語がさほど得意とはいえない 3 世との家族間では円滑なコミュニケーションに支障が出ているようです。家庭内で言葉の問題はあるかとの問いに約 3 割の方が「ある」と答えています。

(スライド 17)



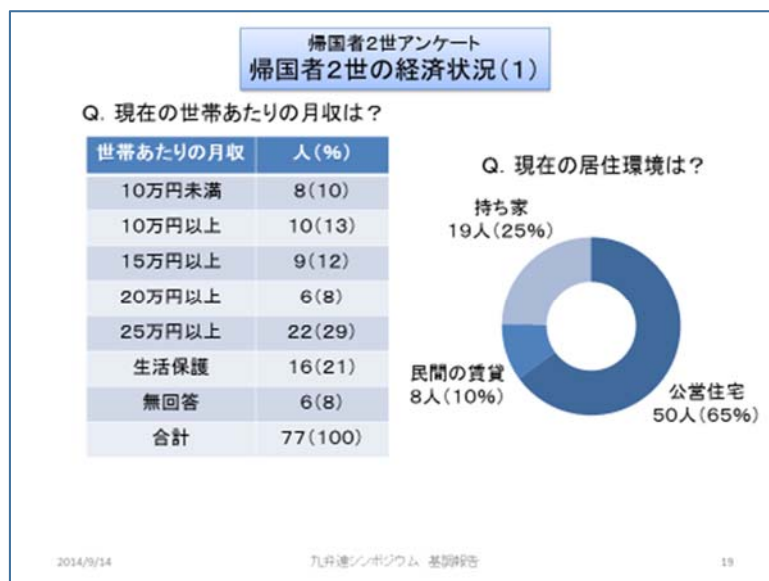
帰国後の就労状況ですが。帰国者 2 世の 94%が帰国後仕事に就いています。帰国者 2 世が中国で就いていた職種は会社員が最も多い一方、帰国後就いた職種は工場勤務が最も多く、帰国後単純作業に従事する方が多いようです。

(スライド 18)

帰国者2世アンケート 不安定な雇用環境(2)				
	雇用形態	社会保険 あり	社会保険 なし	合計
最初の 仕事	正規雇用	25人	5人	30人
	非正規雇用 (パート・臨時)	15人	21人	36人
	自営	1人	1人	2人
	無職・無回答	—	—	9人
現在の 仕事	正規雇用	31人	4人	35人
	非正規雇用 (パート・臨時)	11人	19人	30人
	自営	2人	1人	3人
	無職・無回答	—	—	9人

帰国して最初に就いた仕事の正規、非正規、自営の別を比較した表がこの表です。非正規雇用の割合が 68 人中 36 人と過半数を閉めており不安定な身分に置かれていたことが窺えます。

(スライド 19)

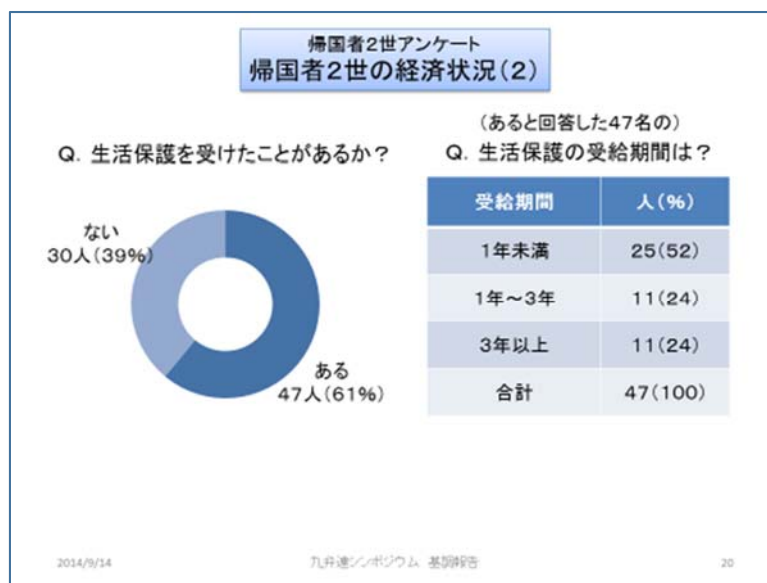


次に、経済状況についてですが、世帯当たりの月収、居住環境は表の通りです。

ここで注目すべきは、回答時点で生活保護受給者が 21%いたことです。

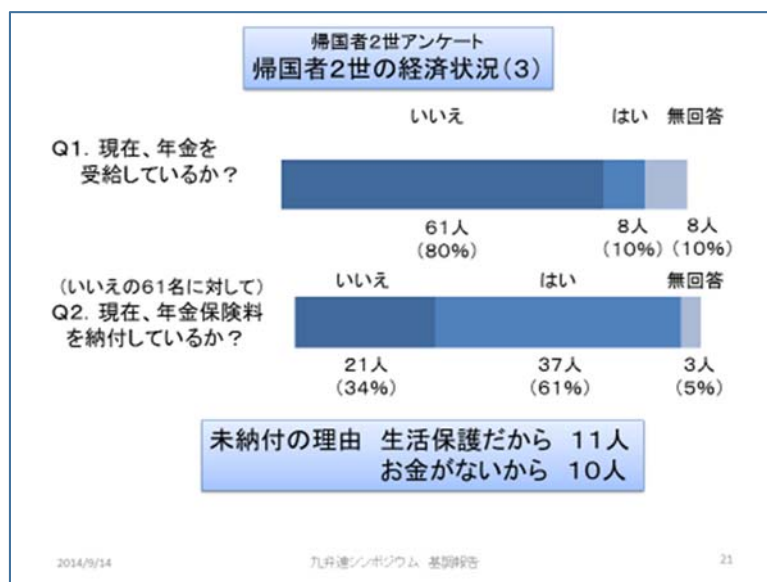
生活保護世帯が史上最高に達していると言われる近年でも全世帯に占める生活保護受給世帯は 1.7% (平成 25 年 11 月時点のデータですが) とされていることからすれば、貧困世帯の割合が非常に高いと言えます。

(スライド 20)



生活保護については、「帰国してから回答時まで受給経験がある」と答えた方が6割を超えました。受給期間については1年未満、3年未満で生活保護から脱却できた方が7割以上おられる反面、4人に1人の方が長期間、貧困状態に置かれていることが窺えます。

(スライド 21)



老後の年金についてはどうでしょうか。回答時点で年金を受給しているという方が2世でも10%おられましたが、他方、現役世代の方のうち34%の方が経済的理由で年金を納付できていないということでした。

(スライド 22)

帰国者2世アンケート
政府の受け入れについて

Q. 政府の受け入れに問題はあったか？

人(%)

あった	なかった	その他・無回答	合計
62(81%)	13(17%)	2(2%)	77(100)

Q. どのような点に問題があったか？(複数回答可, %の母数は62名)

問題点	人(%)	問題点	人(%)
年金	47(75)	家族呼び寄せ	10(16)
日本語教育	23(37)	学校・進学	9(15)
生活保護	17(27)	住宅斡旋	6(10)
職業斡旋	16(26)	子育て	6(10)
身元保証人	11(18)	国籍処理	6(10)

その他

帰国後の経済的負担が大きい
日本人と同等に扱われていない など

2014/9/14

九州連シンポジウム 基調報告

22

2 世の方は日本政府の 2 世の受け入れ方法にどのような意見を持っているのでしょうか。8 割以上の方が、問題があったと答えています。4 人中 3 人が年金制度に問題があると考え、4 割近い方が日本語教育に問題があったと考えているようです。

以上が 2 世の方々へのアンケートの結果です。では、このような 2 世の方々に対する行政上の制度はどうなっているのでしょうか。

(スライド 23)

厚生労働省・行政への調査結果	
厚労省(84頁～93頁) 1 2世に対する支援給付、年金特別措置等の対策を検討しているか →「支援法においては、今次の大戦に起因して生じた混乱等により中国等に残留を余儀なくされた中国残留邦人等の特別な事情に鑑み、ご本人への一時金の支給やご本人とその配偶者に対する支援給付の支給等の経済的支援を行うこととしているものであり、同様の事情にない2世の方に対して経済的支援を行うことは困難」 2 中国帰国者2世・3世に対する就労支援制度・中国帰国者等に対するトライアル雇用奨励金及び委託訓練 →利用実績なし(平成20年度～24年度) 3 「就労支援チーム」による支援対象者、公共職業訓練中の訓練手当の支給者数、特定求職者雇用開発助成金の支給決定件数 →全国で毎年数名～10数名程度(制度開始後5年の実績)	九州主要17自治体(94頁～96頁) 1 私費帰国者数の把握の不十分性 →17自治体中「国費帰国者からの平成24年12月末聞き取りにより確認した」と明確に回答した自治体(北九州市)もあった一方で、7の自治体は私費帰国者数を把握しておらず多くは把握のための具体的な調査も行っていない(調査の予定なしと回答した自治体もあり) 2 地域生活支援事業の内容の不十分性 3 地域生活支援事業の利用対象者の限定 →支援相談員配置事業、自立支援事業、通訳派遣事業等、一部の事業については国の規程に従い国費帰国者のみが対象との回答 4 自治体独自の支援策の少なさ →多くの自治体は特に2世、3世の支援のために事業を行っていない。独自事業を行っている自治体も極めて少数者を支援するに止まる。
2014/9/14 九州連シンポジウム 基調報告 23	

2 世には、法改正後、1 世が受けることができるようになった支援給付や年金の満額給付などの制度はなく、また、多くの 2 世の帰国時期が 90 年代以降であることからすれば、年金の合算対象期間（カラ期間）の要件を満たすことも難

しいものと思われます。

これに対して、厚労省は何と言っているのでしょうか。

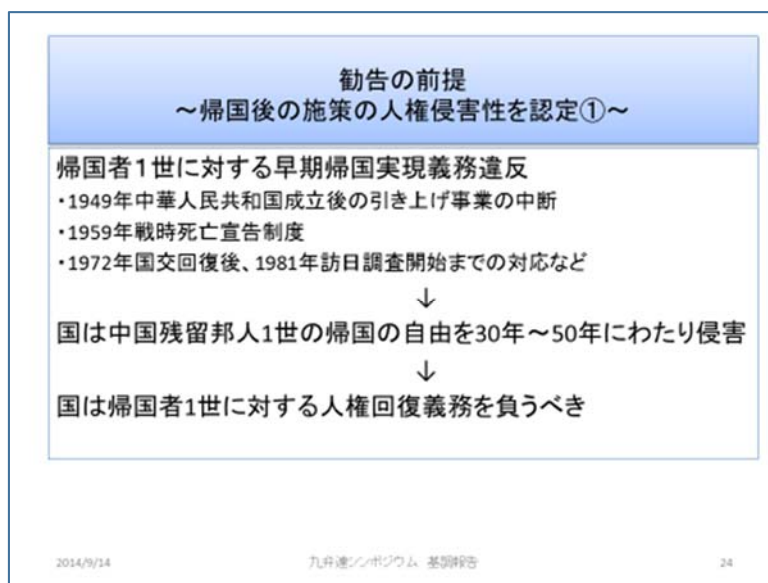
「2世に対する支援給付、年金特別措置等の対策を検討しているか」の質問に、厚労省は「支援法においては、今次の大戦に起因して生じた混乱等により中国等に残留を余儀なくされた中国残留邦人等の特別な事情に鑑み、ご本人への一時金の支給やご本人とその配偶者に対する支援給付の支給等の経済的支援を行うこととしているものであり、同様の事情にない2世の方に対して経済的支援を行うことは困難」、「中国残留邦人本人と2世の関係を踏まえ、帰国者支援・交流センター及び各自治体での日本語教育など可能な範囲で2世の方への支援を行っていきたいと考えています」と答えています。

また、法改正で2世も対象とされていた、2世・3世に対する就労支援制度・トライアル雇用奨励金及び委託訓練は平成20年度～24年度の5年間で利用実績なしとしています。

また、法改正後の「就労支援チーム」による支援対象者、公共職業訓練中の訓練手当の支給者数、特定求職者雇用開発助成金の支給決定件数も制度開始後5年の実績が全国で毎年数名～10数名程度と低調です。

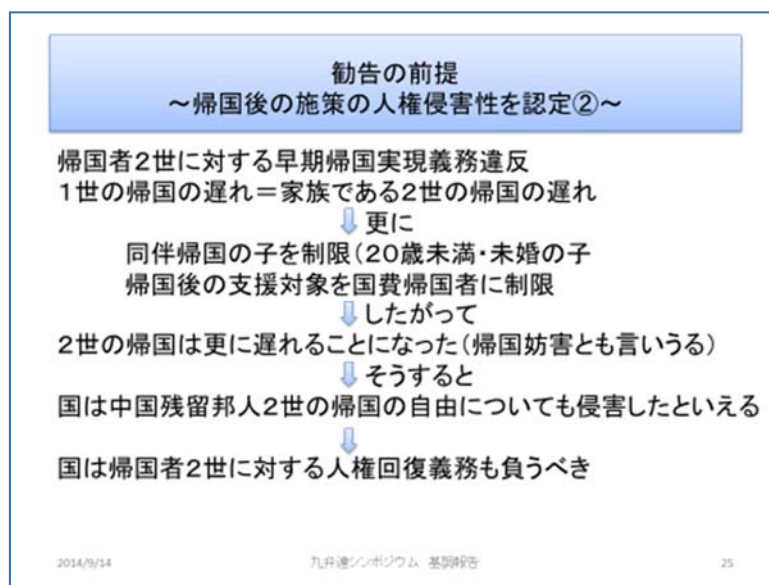
各自治体レベルでは2世への施策としてどのようなことが行われているのでしょうか。九州沖縄の17自治体の照会結果で、多くの自治体では2世に対し、国を超えた特別の施策はなされていないようです。多くの自治体（これは国もですが）は2世の数を把握していませんでした。独自事業を行っている自治体もわずかにありましたが、少数者の支援しかできていないという状況でした。

（スライド24）



調査の結果、九弁連は国の帰国者に対する施策は 2 世を中心とする帰国者の人権を侵害すると判断しました。国は中国成立後の引き上げ事業の中断、戦時死亡宣告制度・国交回復後年訪日調査開始までの対応等、1 世の帰国の自由を 30 年～50 年にわたり侵害しました。ですから国は 1 世に対する人権回復義務を負うべきです。

(スライド 25)



このことは 2 世についても言えます。1 世の帰国の遅れは必然的に家族である 2 世の帰国の遅れにつながったからです。更に国が、同伴帰国可能な子を制限したため 2 世の帰国は更に遅れることになりました。これはいわば帰国妨害とも評価できます。

そうすると国は 2 世の帰国の自由も侵害した以上、2 世の人権を回復する措置・施策を行うべきですが、国の施策は極めて不十分です。

(スライド 26)

勧告の前提
～帰国後の施策の人権侵害性を認定③～

1 多文化共生の観点からの人権侵害性

- ・アンケート結果から日本語のコミュニケーションに不安を抱えている帰国者1世、2世が多いが、これに対応する通訳の配置が不十分
- ・日本語のコミュニケーションに不安を抱える帰国者が多いにもかかわらず選挙公報等の情報が中国語で提供されていない
- ・支援交流センターを中核とした支援体制が行われているが、私費帰国2世は支援の対象になっていないなど十分な支援がなされていない
- ・帰国者家族間の中国文化の伝承への配慮がないため、中国語を得意とする帰国者1世、2世と日本語を得意とする帰国者3世、4世のコミュニケーションに不都合が生じている。
→これらの人権侵害と判断

2014/9/14

九井連シンポジウム 基調報告

26

アンケート結果からも分かるように日本語のコミュニケーションに不安を抱えている1世、2世が多いにも関わらず、これに対応する通訳の配置が十分だとは言えません。

また、選挙公報等の情報が中国語で提供されていません。

さらに、支援交流センターを中核とした支援体制が行われていますが、私費帰国の2世は支援の対象になっていないなど十分な支援がなされていません。帰国者家族間の中国文化の伝承への配慮がないため、中国語を得意とする1世、2世と日本語を得意とする3世、4世のコミュニケーションに不都合も生じています。このような点から多文化共生の観点から人権侵害があると判断しました。
(スライド27)

勧告の前提
～帰国後の施策の人権侵害性を認定④～

2 基礎的諸条件補完の観点からの人権侵害性

(1) 教育を受ける権利

帰国者には9年間の義務教育に相当する基礎的教育を受ける権利があるというべき

→アンケート結果をみると9年間の義務教育の到達点を満たす教育が帰国者2世に与えられたとは言えない。厚労省、行政からの回答からも十分な教育的措置がとられているとは言えず、教育を受ける権利を侵害している。

(2) 労働の権利

国には帰国者が日本で経済的基盤を確保し、自己実現を図るべく就業を確保できるよう職業訓練、斡旋、就業機会の創設等の積極的措置をとるべき

→帰国者の多くが非正規雇用の単純作業など不安定な身分に置かれており、2008年法改正後の就労支援策も機能していると言い難く、勤労の権利を侵害している

(3) 生存権

帰国者2世は国により格別の人権回復が行われるべき者と位置づけられるべきで独自の社会保障制度が構築されるべき

→帰国者2世対象とした直接の支援策(支援給付や年金上の特別措置)はないため、生活保護制度の対象となっているが、その生活保護受給率は21%と国民全体の受給率1.7%に比べ極めて高くなっていることから、生存権を侵害している。

2014/9/14

九井連シンポジウム 基調報告

27

次に基礎的諸条件補完の観点ですが、まず、教育を受ける権利についてですが、帰国者には9年間の義務教育に相当する基礎的教育を受ける権利があるというべきです。

しかし、アンケート結果からは9年間の義務教育の到達点を満たす教育が帰国者（特に私費）2世に与えられていないことは明らかなです。厚労省、自治体からの回答からも十分な教育的措置がとられているとは言えず、教育を受ける権利を侵害しています。

労働の権利について国は帰国者が日本で経済的基盤を確保し、就業を確保できるよう職業訓練、斡旋、就業機会の創設等の積極的措置をとるべきです。

しかし、帰国者の多くが非正規雇用の単純作業など不安定な身分に置かれており、2008年法改正後の就労支援策も機能していると言い難く、勤労の権利を侵害しているといえます。

生存権についても、国の責任で帰国が遅れることになった2世は国により格別の人権回復を行われるべき者と位置づけられるべきで独自の社会保障制度が構築されるべきですが、2世を対象とした直接の支援策はなく、生活保護制度の対応しかされていません。このことは生存権を侵害しているといえます。

（スライド28）

勧告の前提
～帰国後の施策の人権侵害性を認定⑤～

3 家族の保護の観点からの人権侵害性
(1) 帰国者1世について
帰国期間が原則2ヵ月に制限されているため中国の家族との交流に不都合が生じている。
(2) 帰国者2世について
生活保護行政において、2世が中国への帰省・墓参をした場合、その期間収入認定される運用がある。
→人権侵害と判断

4 年金問題における平等原則違反
国は年金について帰国者2世については特段の制度を設けず、一般国民と同様に扱っている。
↓よって
遅れて帰国せざるを得なかった2世は年金支給要件を満たさない、少額の年金しかもらえないということになるが、一般国民と同様しか扱われず機会の平等が損なわれている。
→平等原則に反すると判断

2014/9/14 九井達彦/ボジウム 基調報告 28

家族の保護の観点からみると、1世については、中国への帰国期間が原則2ヵ月に制限されているため中国の家族との交流に不都合が生じています、2世

についても、生活保護行政において、2世が中国への帰省・墓参をした場合、その期間収入認定される運用があり、これは人権侵害といえます。

さらに年金問題における平等原則違反も指摘できます。国は年金について2世に特段の制度を設けず、一般国民と同様に扱っていますが、国のせいで遅れて帰国せざるを得なかった2世が年金支給要件を満たさないということになることは、機会の平等を損っており、平等原則に反しているといえます。

(スライド29)

九弁連勧告の要旨(再) (冊子冒頭)

1 多文化共生の観点からの施策

- (1) 通訳サービスの充実
- (2) 中国語による情報提供の充実
- (3) 帰国者間・帰国者と市民間のコミュニティの強化
- (4) 帰国者3世、4世への文化継承への教育的配慮

2 基礎的諸条件の補完の観点からの施策

- (1) 教育を受ける権利
日本語教育の充実、特別の教育プログラムの策定・実施
- (2) 労働の権利
職業訓練制度の整備、強化、就業機会の創設
- (3) 生存権(社会保障)
年金期間不足を補完する特別の年金制度の創設

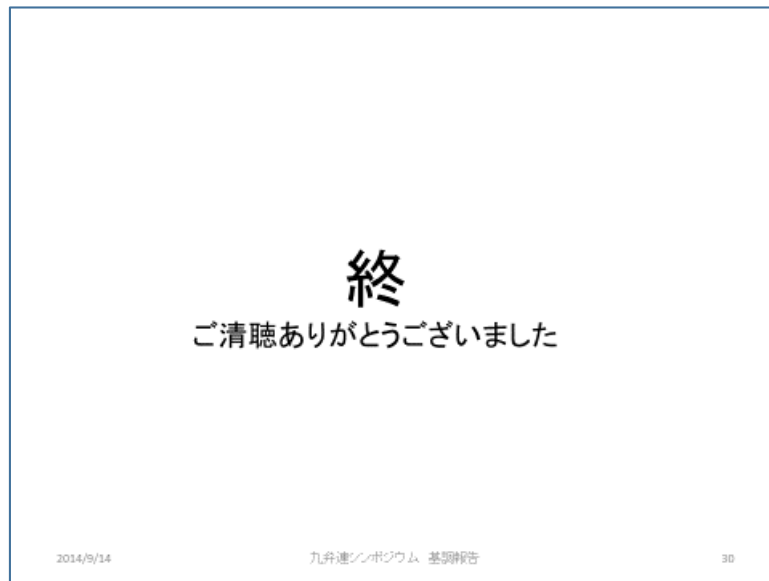
3 家族の保護の観点からの施策

- 墓参等のための中国への帰国の際の収入認定の運用廃止

2014/9/14九弁連シンポジウム 基調報告29

以上の理由から、それぞれの侵害された人権を回復すべく勧告書記載のこれらの各施策を検討実施するよう勧告をしました。

(スライド30)



以上簡単ですが基調報告を終わります。



基調講演「中国残留邦人二世の生活実態と解決課題」

浅 野 慎 一（神戸大学大学院教授・中国残留日本人孤児を支援する兵庫の会代表世話人）

I. はじめに



浅野です。お招きいただき、どうもありがとうございます。本日はこの資料に沿ってお話をさせていただきます。

私達の研究室では、これまで 300 人以上の残留邦人とその家族にインタビュー調査を行ってきました。今回は、その中で 54 人の 2 世の皆さんから教えていただいたことをもとに

お話しをします。なおこの中には福岡県にお住まいの 2 世の方も、4 名含まれています。

さて、残留邦人 2 世の正確な人数は誰にもわかりません。なぜなら、まず 1 世の人数も分からないからです。日本政府は 1 世が 7000 人弱いると言っています。でも実際には、日本に帰国する前に中国で亡くなったり、あるいは今もまだ日本政府に認知されていない 1 世がたくさんいます。また日本政府は、2 世、特に私費の呼び寄せ帰国の 2 世の人数を把握していません。

ただ、あくまで一応の目安で言えば、日本に帰国した 1 世が約 6700 人と言われています。1 世に平均 4 人子どもがいるとすれば、2 世は全国に 2 万 7000 人ほどいることになります。

2 世は、年齢は 20 歳代から 60 歳代まで、また学歴や職歴、日本語能力も極めて多様です。国費で 1 世と同伴帰国した人もいれば、私費で呼び寄せられた 2 世もいます。

そこで、どんな 2 世と出会うかによって、2 世のイメージは大きく変わってきます。残留邦人の支援者の中でも、普段接している 2 世だけを見て、2 世にはあまり問題がないのではないかとと思っている人も少なくありません。また、このような多様性のために、2 世の中でも問題や要求がバラバラになりがちです。例えば、老後の年金問題が深刻だと言っても、生活保護で暮らす 2 世はそうで

もありません。日本語ができなくて困ると言っても、子ども時代に帰国した若い 2 世はそうでもありません。アンケート調査をしても、たしかにいろいろな問題は出てくるけれど、どの問題も 2 世全体の中で人数としてはあまり多くないということになり、そこでどれもあまり深刻でないと思われがちです。ここに 2 世問題の一つの難しさがあります。

そこで 2 世の問題を正しく捉えるには、なぜ 2 世がこんなに多様なのか、その原因をきちんと見抜くことが必要になります。

Ⅱ．永住帰国と日本政府の政策

さて、2 世が日本に永住帰国した時期は、1970 年代からつい最近まで極めて幅広く分散しています。ただし、多くは 1990 年以降で、日中国交正常化から数えても 18 年以上経ってからです。

帰国が遅れた主な原因は、日本政府の政策にありました。

すなわち、まず日本政府は残留邦人 1 世の永住帰国に非常に消極的でした。国交が正常化した後も、肉親による身元保証がなければ帰国を認めないなどの政策をとり、帰国を大幅に遅らせました。それにより当然、2 世の帰国も遅れました。

しかも日本政府は、1 世が帰国するに際し、20 歳未満・未婚の 2 世だけにしか国費での同伴帰国を許可しませんでした。20 歳以上・既婚の 2 世の帰国を、厳しく制限しました。1 世は「日本政府は残留邦人を両親と離ればなれにした上、今度は子どもとも離ればなれにするのか？ 20 歳をすぎたら私達の子どもではないというのか？」と反発しました。しかし結局、1 世が先に日本に帰国して身元保証人を確保し、その後、20 歳以上の子ども達を私費で呼び寄せるしかありませんでした。1 世の中には、自分が身元保証人になるために、慣れない肉体労働について体を壊した人も少なくありません。日本政府は、自立指導員に「2 世を呼び寄せるための身元保証人を安易に引き受けてはいけない。1 世自身を経済的に自立させて自分で身元保証人になるように指導せよ」と指示しました。こうして年長の 2 世の日本への帰国は、1 世や年少の 2 世に比べても、さらに大幅に遅れてしまいました。実際、国費同伴帰国の 2 世の多くは、1992 年より早く、10 歳代で若くして帰国しました。これに対し、私費呼び寄せ帰国の 2 世の多くは、1993 年以降まで帰国が遅れ、帰国したとき既に 30 歳代～50 歳代になってしまっていました。私費帰国者の中には、何度帰国を申請しても何の理由の説明もなく却下され続けた人もいます。貧しい農村出身の 2 世には、帰国のための旅費として当時の 2 年分以上の年収に当たる借金を抱えた人もいます。

しかも日本政府は、私費帰国者には帰国後の自立支援を一切行いませんでした。国費帰国の 2 世は、不十分ながらも公的な日本語教育を受け、公営住宅に優先的に入居できました。しかし私費帰国者の 2 世は、一切の公的支援がなく、来日直後から自力で働いて生活しなければなりません。そこで、帰国後の生活にも大きな格差が生まれました。同じ 1 世の子どもでも、年少の弟や妹は国費同伴、年長の兄や姉は私費呼び寄せで、今も生活水準に大きな差があるというケースは決して珍しいことではありません。

Ⅲ. 日本政府は、なぜ国費・私費帰国の区別に固執するのか？

では、日本政府はなぜ 2 世を国費と私費に分けることに、これほどまでに固執したのでしょうか。その答は、日中両国政府が交わした口上書＝約束に書かれています。特に 1993 年の口上書です。ここでは、①同伴帰国できる家族を残留邦人の扶養家族つまり 20 歳未満・未婚の家族だけに限定する。この同伴帰国者に対しては自立支援を行う。②扶養家族以外の 2 世、つまり 20 歳以上・既婚の 2 世は、日本に永住する目的で呼び寄せるのは認めるけども、支援対象とはしない。③ただし高齢の両親・1 世と同居して扶養するために来日する 2 世は、20 歳以上・既婚でも同伴帰国を認め、支援対象にする。この 3 点が決められました。

ここから分かるように、日本政府が 2 世を国費と私費に分けた基準は、扶養家族か否かです。1 世と扶養義務関係がある 2 世には、国費での同伴帰国を認め、自立支援もする。しかし、1 世と直接扶養義務関係がない 2 世は、いわば自分の都合で日本に勝手に来るのだから公的支援はしない。これが日本政府の政策です。

このことは、日本政府が残留邦人問題を個別家族の私的な問題、つまり自己責任と位置づけていることを意味します。家族の扶養義務、自己責任を前提として、扶養家族に限って一定の恩恵的な支援をする。日本にいる 1 世などの肉親が身元保証しなければ、国家の負担になるので、2 世には永住帰国を認めない。これは、かつて 1 世の永住帰国を妨害し、1 世を苦しめた身元保証人制度と同じ原則です。いわば日本政府は、残留邦人問題が日本政府の責任ではなく、あくまで個別家族の問題だということの証として、これほどまでに扶養義務に基づく国費と私費の区別、及び、身元保証人制度にこだわっているわけです。

しかし、これは本来おかしい話と言わざるをえません。1 世が日本に帰国すれば、2 世には当然、両親との離別の問題が起きてくる。これは、残留邦人問題の一部です。しかも残留邦人問題は、日本政府の政策が作り出した問題です。し

たがって、2世問題の解決は個別家族の自己責任ではなく、日本政府の責任でなされるのが当然です。同伴帰国できる2世を扶養家族だけに限ったり、2世を国費と私費で差別するというのは、いわば日本政府の責任逃れに他なりません。

IV. 国費帰国の二世

さて、日本政府のこのような政策によって、同じ2世でも国費と私費で大きな違いが生み出されました。それぞれが今、どんな問題に直面しているのか見ていきたいと思います。

まず国費帰国の2世です。国費帰国者の多くは、1992年より前に10歳代の若さで帰国しました。現在30歳代～40歳代の人が多いです。

国費帰国者には、日本に来た後、日本の学校に通った人が多く、中には大学や大学院を卒業した人もいます。ただし、日本で進学したかったけれど、できなかった人も多いです。特に来日した時に16歳以上だった2世は、進学でとても不利でした。

＊「大学に進学したかったが、保証人に『生活保護なのに進学などとてもない。すぐにはたらけ』と言われて諦めた。親も苦勞しているので、相談できなかった。」

「高校に行きたかったが、行けなかった。日本の学校や進学について何もわからなかったし、いつも生活がぎりぎりで考える時間も無かった。」

実際、国費帰国の2世も、最終学歴は37.5%が中学卒またはそれ以下です。同じ世代の日本人に比べると明らかに低学歴です。これは、中国の特に農村では中卒が当たり前の学歴だったことに加え、来日後の言葉の壁で勉強について行けなかった人が多いからです。

＊「日本の中学校に入ったが、日本語が分からず、勉強についていけなかった。高校にも進学したが、半年で退学した。」

「日本の小学校で言葉が分からず、授業で何を言ってるのかサッパリ分からなかった。その後、言葉は分かるようになったが、勉強は完全に立ち遅れ、小学校卒業の時には何もわからなくなっていた。」

国費帰国者の多くは、日本の学校でいじめ・差別も体験しました。

＊「『中国人だ！日本人じゃない！』といじめられた。私は日本語が達者でないし、怖くて、わからないふりをして耐えた。中国ではたくさん友達がいたのにと、憂鬱だった。」

「高校時代、社会科の先生がクラス全員の前で『中国は遅れている。日本が侵略したのも中国が遅れていたからだ』と発言した。私は日本語に自信がなかったので反論できず、悔しかった。」

「学校でいじめられ、帰り道、姉妹で公園で泣いた。両親に心配をかけてはいけないと思い励まし合って、家の前で泣きやんでから帰宅した。両親には辛いことは隠した。両親も日本で大変なことが分かっていたから。」

国費帰国者は、年少で来日した上、日本の学校で学びましたから、87.5%が日本語会話は「全く問題ない」または「日常は困らない」と感じています。国籍も75%は日本です。しかしそれでも、日本生まれ・日本育ちの日本人と比べると、やはり言葉の不自由・文化の壁があります。日本語も12.5%が会話で、37.5%が読み書きで「日常でも困る」または「ほとんどできない」と感じています。

また、「日本で友達が作りにくい。結婚相手も見つけにくい」と悩む人も少なくありません。しかも、彼らは日本での生活が長いので、中国人との交際、中国での生活にも困難を感じています。

＊「日本人との間に距離がある。深く付き合えない。結婚相手がみつからない。

今でも昔の中国の友達と付き合っていたらすごく楽しいんじゃないかと思う」

「私は2回、日本の女性と交際したが、結婚話がでると相手の親に抵抗があるようで、2人とも去っていった。すごく精神的なショックを受けた。でも実際、中国に帰ったら、中国人にも差別されるんじゃないかな。進退両難。進むのも戻るのも困難という感じ。」

「結婚できないことが一番の悩み。以前、中国人男性と交際したが、彼は永住権を取る目的で私と結婚し、永住権がとれたら私と別れて別の中国人女性と結婚するつもりだった。私はもう長く日本にいるから、中国人の考え方がわからない。でも日本人とも価値観が微妙に違い、心からの深い交際がしにくい。私のような人は結婚する環境が整っていない。とても孤独だ。」
「帰国者とは連帯感があるが、普通の日本人は今でも別世界。中国人の前では私は日本人と見られるが、日本では私は一人の外国人だ。」

特に男性は日本で結婚相手を見つけるのが難しく、中国で見合い結婚をして、その後、様々な思惑の違いから離婚に至るケースも多く見られます。

仕事面では、来日後、国費帰国者の37.5%が貿易・ヘルパー・事務員・支援相談員など、中国語・資格・学歴を生かした仕事について経験があります。一時的にではあれ、正規雇用になった人も68.8%と比較的多いです。

しかし、インタビューした時点では正規雇用は18.8%しかいません。非正規雇用が56.3%、無職が25%と不安定です。働いている人の月収も、75%が20万円未満、50%が15万円未満と低いです。国費帰国者の68.8%が、「経済的に苦しい」と感じています。

＊「工場が倒産し、来月からは失業保険も切れ、無収入になる。どうすればいいか、とても困っている。仕事がきつくても危険でも良いから、家族がともに生きていける給料が欲しい。」

「一応正社員だが、月給ではなく時給、日給だ。外国人扱いだから仕方ない。勿論、不満はある。日本人より余計に仕事をさせられたり、休息をとれなかったりは日常茶飯事だ。」

「最初の職場も次の職場も倒産した。今は失業中。職安に行くと、私は言葉が分からないと見なされ、障がい者の紹介窓口に戻される。帰国者またはせめて外国人の窓口を作って欲しい。」

また国費帰国者には、最初は正規雇用で就職しても、その後、文化や価値観の違いにぶつかって転職し、非正規雇用になっている人が多いです。支援相談員も含めて75%が、「将来の生活が不安」と感じています。

全体として国費帰国の2世は、これから述べる私費帰国者に比べれば、生活条件はまだましです。ただし日本生まれ・日本育ちの日本人に比べると、明らかに様々な困難・ハンディを抱えています。

V. 私費帰国の二世

さて次に、私費帰国の2世についてみていきます。彼らの多くは、1993年以降、30歳以上になってから永住帰国しました。現在50歳以上の人が多く、今回の調査対象者の中で一番の高齢者は67歳でした。

私費帰国者には公的支援が一切無いので、日本語学習の機



会はとても限られています。日本語は、会話で60.6%、読み書きで75.8%が、「日常も困る」または「ほとんどできない」と感じています。「病院で言葉が通じないのが一番困る。病状を医師に説明できず、医師の説明も分からない。市役所で通訳に手伝って欲しいと頼むと、『私費帰国者は通訳を使えない』と断られた」といった声も聴かれます。

こうした私費帰国者が、日本で安定した仕事に就けるわけがありません。帰国後、一時的にでも正規雇用の仕事に就けた人は24.2%にすぎず、75.8%は非正規雇用の仕事だけにしか就けませんでした。インタビューの時点では42.4%が不安定な非正規雇用、42.4%が無職・失業です。就労している私費帰国者の月収は、75%が15万円未満、31.3%が10万円未満と、国費帰国者より更に低いです。仕事も長時間のきつい肉体労働で、職場には労働災害や差別、いじめも頻発しています。

＊「来日3日目から漬物工場で働いた。朝8時から夕方6時まで、立ちっぱなしで漬物を切る。でも正月に夜10時まで残業させられ、腰が痛い上に眠くて包丁で手を切った。血が止まらなかった。それで、衛生に良くないから明日から来なくて良いと解雇された。」

「1日に2000本の焼き鳥を串に刺す。指を傷つけるのはしょっちゅうだ。力を入れなければ刺し通せず、指はタコだらけ。肩と手が痺れて感覚がない。病院に行っても日本語で説明できないから、ほったらかしにしている。休み時間も無く、祝日も仕事だ。朝9時に出勤して、早くて夜7時半、遅ければ夜10時まで仕事。それでも月に12万円程度にしかない。」

「肉を扱うから冷房が強く、みんな体を壊している。転職したいが、この年齢でしかも日本語ができなければ、どこも雇ってくれない。」

「コンクリート工場で工作中、目に薬品が入った。手袋で拭いてすぐ仕事に戻ったが、目玉の一部が白濁してしまった。会社は何も補償してくれない。夫も同じ工場で失明した。多分、コンクリートの破片が目に入ったのだろうと思う。法律もわからず、日本語もできないので、自分で治療費を払って通院した。今とても後悔している。」

「今67歳だが、まだ生活のために働かなくてはならない。自立しろ、自立しろとよく言われる。年金は月に1万円しかなく、月給は6万円ですらもない。今、職場で使っている薬品は有害だ。マスクをかける規則だが、夏は暑くて息ができず、冬はメガネが曇って作業できない。だからマスクはしていない。2, 3時間作業すると、頭がふらふらになる。」

特に労働条件が酷いのは、帰国の際の身元保証人が経営する会社です。

＊「身元保証人の自動車部品工場で、時給は男性 700 円、女性 600 円で、昇給もボーナスもない。この保証人は 3 つの帰国者家族の保証人になり、その家族全員を自分の工場を働かせていた。私は、保証人が所有する古い一軒家に住み、その家のリフォーム代 96 万円も給料から毎月天引きされた。残業も多く、仕事もきつく、私は 13 台の機械を同時に担当させられた。日本人の労働者さえ『以前その仕事は 3 人でやっていた。酷い』と同情していた。労災で手に怪我もした。それでも逃げ出さなかったのは、まだ日本に来られない兄の保証人も、その社長に頼まなければならなかったからだ。」

「身元保証人の焼き鳥工場で月 300 時間以上働いている。どんなに遅くまで働いても、月給は月 19 万円で変わらない。社長には『人に言うてはいけない』と言われている。社長が来日の際の保証人なので、私達は従うしかない。言葉も通じないから、他の職場には移れない。N市の親戚はもっと酷い状態だ。山の中でとても危険な仕事をさせられ、このままでは死ぬかもしれない。本当はこちらに呼び寄せたいが、N市の会社の社長も私達の保証人の友人なので、呼び寄せたらこちらでも解雇されたり、いじめられるかも知れない。それでどうしようもない。」

私費帰国の 2 世には、公営住宅の優先的斡旋ありません。狭い民間住宅で多くの家族が同居し、健康を害した人もいます。

＊「ずっと公営住宅を申請しているが、当たらない。今は一部屋しかなく、狭くて悩んでいる。夫が寝たきりなので、段差がないと起き上がれず、ベッドがどうしても必要だ。でもベッドを置くと、すごく狭いスペースしか残らない。私はいつも体を曲げるようにして、まともに眠れず、このままでは持病の糖尿病が悪化しそうで心配だ。」

「娘、孫と 3 人で 16 m²の部屋に住んでいる。何度も市役所にもっと広い部屋をお願いしたが、だめだった。夏は本当に苦しい。皆、体の調子を壊した。私も仕事中、気を失って倒れたこともある。」

日本国籍の取得のチャンスも少なく、私費帰国者の 60.6%は中国籍のままです。永住権がとれないケースもあります。

＊「日本国籍に変えたいが、役所の人に『日本語ができなければ、手続できない

い』と言われた。永住は却下され、3 年更新のビザだ。『日本国籍に入るか』と聞かれたことは一度もないが、行政の人に『日本の名前をつけろ』と言われた。名字は母の残留婦人と同じにして、名前は行政の人が勝手につけた。兄が有一、私が有二。何故自分がこの名前なのか、何も考えないうち、聞かれないうちについていた。」

「日本の国籍に入りたいが、夫の両親の戸籍、両親との昔の家族写真など、色んな書類が必要でとてもややこしい。中国の役所に行かねば書類が揃えられず、中国の役所の手続はすごく時間がかかる。私達は仕事があるので、そんなに長時間、中国に行けない。」

私費帰国の 2 世にとって、特に深刻な問題と受け止められているのが年金です。私費帰国の 2 世は高齢者が多く、また来日後の年金加入期間が短いので、老後年金で生活できる人はほとんどいません。

＊「41 歳で日本に帰国したので、60 歳の定年まで働いても年金の加入期間が 15 年 8 ヶ月しかない。だから 60 歳まで働けても、年金は年に 35 万円しかない。とても生活できない。」

「30 歳以上で来日した二世は、退職後、年金がとても少ない。ある二世は、夫婦二人で年金が 5, 6 万円しかない。日本では暮らせず、中国に帰って生活している。でも親と子どもは日本にいたので、本当にかわいそうだ。」

「いくら頑張っても、老後、年金で生活できない。夫の厚生年金は月に 5 万円以下、国民年金は月 2 万円しかない。生活保護は受けたくないが、このままではどうしようもない。」

「私は今、61 歳で、年齢も残留孤児とあまり変わらない。私達は中国に居るときも、日本に帰国してからも、残留孤児とほとんど同じような苦勞をしてきた。日本政府がなかなか帰国させてくれなかったのも、年金期間が短くなってしまったのも、残留孤児と同じだ。日本政府は老後の支援をして欲しい。」

私費帰国者のうち、仕事をしている人の 75%が「将来の生活が不安」、同じく 75%が「今の年金制度には問題がある」と感じています。

実際、既に 60 歳を超えて、仕事ができなくなった私費帰国者は、ほぼ全員が生活保護で暮らしています。

しかし生活保護にも様々な問題があります。

まず、申請してもなかなか支給が認められず、就労が強制されるという問題

です。

＊「無理をして働いていたが、職場で脳梗塞になって倒れた。医者には『もうこれ以上、無理をしたらだめだ』と言われた。仕方なく生活保護申請に行ったが、なかなか認めてくれず、許可されるまで1年以上かかった。その間の生活は本当に苦しかった。死んだ方がましだと思った。」

生活保護が受給できても、夫婦二人で月12、3万円と低額で、働いていたときに比べても一層、生活は苦しくなります。生活保護を受けている私費帰国者は、69.1%が経済的に「とても苦しい」または「やや苦しい」と感じています。そして生活保護を受けると行政に監視され自由がなくなります。

＊「いつも監視されている気がする。市役所の職員が訪問してきて、家の中をよく調べる。『新しい机が増えたね。どこでいくらで買ったのか？ 子どもからお金もらっていないか？』と聞いてくる。私は『机は近くのゴミ捨て場で拾った。子ども達も失業しているから、私にお金をくれる余裕はない。』と答える。職員は、私に節約や就労について指導しようとする。節約なら、私達は専門的に研究しているようなもので、指導員に指導してもらう必要はない。偉そうに言っている職員の表情を見て、『あなたも私達の生活を1ヵ月でも体験してみればどうか』と言いついたいほどだ。でも職員には反論出来ない。彼らを怒らせたら生活保護を止められるからだ。」

さらに生活保護を受給すると、中国を訪問する自由もなくなります。2世やその配偶者には、中国に両親や兄弟姉妹がいる人も多く、深刻な問題が起こっています。

＊「妻の父親の葬儀にも行けず、親戚からも非難され、妻は精神がおかしくなるほど悩んでいた。」

「夫の弟が重病だが見舞いにも行けない。」

総じて私費帰国者の63.6%、その中でも生活保護を受けている人の69.2%は、生活保護制度に問題があると感じています。

そして私費帰国の2世は、社会的にも孤立しがちです。家族以外に交際相手がいない人が24.2%、家族も含めて悩みの相談相手が一人もいない人が27.3%います。

中には、精神的に完全に追い詰められてしまったケースも見られます。

＊「夫は来日後、体の調子が悪く、ずっと寝たきりだ。友達もできず、精神的

に変な感じになっている。例えば一人で家にいると恐怖感に襲われたり、毎日ずっと同じDVDを見続けて異常な感じだ。夫が日本で一年間にしゃべった量は、中国で1日にしゃべった量より少ない。これではおかしくなる。」

「兄は鉄工所で働いたが、仕事がきつく、給料も月10万しかなかった。日本での生活が苦しいこともあり、ついに兄は離婚してしまった。それで兄は日本が嫌になり、中国に帰り、もう一度中国籍に戻りたいと申請したが、許可されなかった。兄はどうしても日本に戻りたくなくて、中国で超過滞在になり、強制退去で戻ってきた。兄は今、生活保護で暮らしているが、何度も自殺未遂をした。」

そして既に述べたように、私費帰国の2世は公的支援の対象外です。

＊「国費帰国者と待遇が違いすぎる。私費帰国者には、政府から何の支援もない。同じ残留日本人の二世なのに、なぜ政策が違うのか。」

「国費帰国の弟達は、定着促進センターで4ヵ月勉強し、自立研修センターでも6ヵ月勉強して、生活保護を受けながら、正社員の仕事を紹介され、生活が安定している。私費帰国の私は、養うべき家族がいて、生きていくために、来日直後からきつい不安定な仕事で働くしかなかった。支援は全くない。同じ残留孤児の子どもなのに、何故これほど待遇が違うのか。」

全体として私費帰国の2世の来日後の苦労は、かつての残留孤児と同じであるように思われます。むしろ公的支援が全くないだけに、残留孤児よりさらに深刻かもしれません。

VI. 三世への負の連鎖

若い私費帰国の2世は、子育ての悩みも深刻です。

3世の多くは中国生まれで、今、日本の学校に通っています。そこで3世は、いじめや差別、言葉や勉強の困難に直面しています。

＊「私も夫も日本語の力が足りず、子どもの勉強を見てやれない。子どもが学校で『中国人は中国に帰れ』と言われ、不登校気味になった。」

「子どもは学校で仲間はずれにされ、中学2年で不登校になった。それ以来、引きこもりのようになり、うちから金を持ち出してパチンコに入り浸るようになった。20万円も持ち出し、夫が殴ると家出して3日間も帰ってこなかった。来日後、私達は生活がぎりぎりでも先も見えず、夫婦げんかばかり」

りして、子どものことを構わなかった。今はとても後悔している。」

「息子は学校でいじめられた。私達夫婦は、生活のためにずっと働かねばならず、相談相手になってやれなかった。息子は寂しかったと思う。家に引きこもって不登校になり、中学を途中でやめてしまった。今もあまり人前に出られない。息子の将来を本当に心配している。」

そして、特に深刻な問題として、親子の対話が言葉の壁で困難になり、または 3 世が中国帰国者であることに自信・誇りを持たず、恥であるという意識を持つようになっているケースが少なくありません。

＊「子どもが中国語ができないから、家庭内でうまくコミュニケーションができず、凄く変な雰囲気だ。子どもと会話できず、悔しい。子どもは『中国語は分かん』『中国語を話さないで。もういいわ』とか言う。本当に悩んでいる。」

「息子は、自分が中国帰国者であることを恥ずかしく感じている。私が学校に行くと、『学校で中国語は使わないで』と言う。息子は中華料理も食べない。中華料理を作ると別のものを食べる。息子はいつも『一番良いのは、自分の家族がみんな日本人になることだ』と言う。私は心が苦しい。」

「子どもは学校で『中華饅』と言われ、何度も泣きながら帰ってきた。最近、子どもは私と一緒に出かけるのは恥ずかしいから嫌だと言う。」

「子どもは幼稚園の時から『中国人』と言われ、いじめられた。日本で育った子どもは中国人を嫌い、親とも親しくならない。私の中国語が分からないので、息子は私を無視するようになった。私は日本に来たことを本当に後悔している。」

VII. 隠された、もう一つの二世問題

最後に、もう一つの隠された 2 世について触れておきます。それは、1 世が日本への帰国を果たせないまま中国で亡くなり、2 世の一家だけが日本人の配偶者等のビザで来日したタイプです。

この人たちは、1995 年以降、日系ブラジル人と同じように日系中国人として、40 歳以上で来日しました。今はかなり高齢になっています。

彼らは、自分のことを「日系中国人」ではなく、あくまで「残留日本人の 2 世」だと思っています。実際、来日前は、国費・私費帰国の 2 世と同じように、残留日本人の 2 世として中国で生きてきました。中国で「小日本鬼子」としていじめられ、進学や就職で差別や不利益を被った経歴も同じです。親・1 世が日

本への帰国を切望し、しかし、日本政府の政策に阻まれてなかなか帰国できなかった。その点でも、彼らはまさに残留日本人の 2 世そのものでした。

ただし、永住帰国する前に 1 世・親が死去した点だけが、国費や私費の二世と違います。

＊「同じ残留孤児の二世でも、早めに来た人の生活はとても安定している。私達はなかなか公営住宅にも入れず、不平等だと思う。父(残留孤児)は日本帰国を認められたが、『子どもを連れてきてはだめだ』と言われたので帰国を諦めた。そして祖国に戻れないまま、1995年に中国で病死した。私達はその何年も前から、帰国を申請していたが、身元保証人が確保できず、なかなか帰国できなかった。残留孤児の 2 世は日本人ではないか。日本人になれた 2 世もいるが、なぜ私はなれないのか。親はどちらも残留孤児なのに。」

彼らもまた、来日時の身元保証人が経営する工場で、酷い労働条件の下で働いていました。

＊「身元保証人が経営する工場で働いている。13 人で一緒に来日し、一人当たり 5 万円位の手数料を社長(身元保証人)に払った。それらを含め、私は 1 家 3 人分の手数料として毎月 13 万 5000 円を一年間、その社長に払い続けた。社長は自分の古い住宅を頭金 20 万円、家賃 6 万 5000 円で私に住まわせた。ようやく社長への『借金』を払い終えたので、一年後、安い家賃の家に引っ越した。仕事は月 280 時間で 14 万円、夫は 300 時間以上働いて 19 万円位だ。病院に行きたいと思っても、日本語ができないので我慢している。職場での怪我は日常茶飯事だ。職場を変えたいが、無理だ。日本語もできないし、保証人の工場だし、他の仕事が探せないのは自分が一番よく分かっている。」

中には来日後、子どもを学校に通わせていないケースもありました。

＊「日本に帰国して 2 年になるが、長男をまだ日本の中学校に入れていない。中国では中学 2 年だったが、日本でどうやって手続きしたらいいかわからないし、日本語もできないからだ。同じ帰国者の子どもは、役所から通知があり、学校に行っている。不公平だ。」

そして、彼らの多くは今、高齢化が進み、仕事ができなくなり、生活保護を受けています。日本語は、私費帰国者以上にできない人が多く、また他の帰国

者との交際・交流も少なく、家族の中だけで非常に孤立した生活を送っています。

VIII. まとめ

最後に簡単にまとめます。

まず、国費帰国の 2 世は比較的問題が少ないです。しかし、それでも日本生まれ・日本育ちの同世代の日本人と比べれば、多くの困難・ハンディを抱えています。これは 1 世の帰国が日本政府の政策のために遅れたことに加え、帰国後の 2 世への自立支援が不十分だったためです。

私費帰国の 2 世、及び、帰国前に 1 世が中国で亡くなった残留日本人 2 世は、国費帰国の 2 世に比べても、特に深刻な状態にあります。

これは、日本政府が国費同伴帰国を 20 歳未満・未婚の子どもだけに限定したこと、しかも私費帰国の 2 世に対しては帰国後の自立支援の対象外としたことが原因です。

要するに 2 世達が今、直面している問題はどれも、個々人の能力や努力の差ではなく、日本政府の政策によって大枠で決められたものです。

また 2 世の生活やそこでの困難は、一見表面的には、すごくバラバラで多様に見えますが、その多様性を作り出したのもまた、日本政府の政策であったということは明らかです。

ある私費帰国の 2 世は、「残留邦人支援法を改正して、2 世 3 世に対する支援策を充実して欲しい。年金、教育、雇用などの問題で今のままで良いと考えている 2 世は私の知る限りではない。みんな困っている。『2 世 3 世は、好き勝手に日本に来た』と考えず、日本政府が生み出した残留日本人問題の一環と捉えて欲しい」と語っています。

以上を踏まえ、当面する課題を整理します。

まず第 1 は、私費帰国の 2 世を支援法の支援対象にすることです。そうすることで、国費と私費の差別をなくすことです。そして教育、就職、年金、住宅等に関する 2 世の公的支援を拡充する必要があります。特に就職、職業訓練、資格の取得、中国語や中国文化を生かした就労の支援、そして老後の年金の整備、老後の生活保障、これらが重要です。

第 2 に、2 世の家族の中でのコミュニケーションを支え、3 世に自信や誇りを培うことです。本人の希望によっては若い世代に中国語教育を実施し、またまわりの日本人の若い世代にも残留日本人問題や中国文化を知らせる活動が必要です。現在の支援策では、帰国者に日本語教育をすることは支援対象になり

ますが、中国語教育、とりわけ若い世代の中国語教育は、支援対象になります。ある2世は次のように語ります。「帰国者の子ども達が、もっと中国語を勉強できるチャンスがあればいい。若い子ども達が中国語を勉強して、家族のコミュニケーションがもっとうまくできるようになれば、帰国者の精神的安定につながる」。

第3は、2世のネットワーク・組織作りです。特に地域を超えた全国的なネットワークがなければ、2世問題を法的・政策的に解決することは難しいと思います。

そして第4に、残留邦人問題が日本政府の政策によって作り出された問題であり、したがって日本政府の責任で解決すべき問題だという観点を明確にすることです。

1世の帰国に伴って2世の問題は必ず起きるわけです。そのような2世の問題が、日本政府が作り出した残留邦人問題の不可欠の一環であるということを、きちんと確認することが大事ではないかと思います。

以上で私の話を終わらせていただきます。ご清聴どうもありがとうございました。

以上



当事者の声

九州地区中国帰国者の会代表 木 村 友 和

■司会

それでは九州地区中国帰国者2世の会の代表を務めていらっしゃる木村友和さんより中国残留邦人2世当事者の声をお話しいただきます。木村さんよろしくお願いします



■木村友和（以下「木村」）

みなさんこんにちは。帰国者2世の会の会長をしております木村友和です。

よろしくお願いいたします。

■後藤富和（以下「後藤」）

九弁連の弁護士の後藤です。質問形式でスピーチさせていただきたいと思います。

木村さんは日本語も達者なのですが、細かな感情の面とかはやはり中国語の方がしゃべりやすいということなので、今日は中国語で話させていただきます。

木村さんはお父さんが残留孤児ということですね。

■木村



私は1995年に35歳の時に、父と家族4人で日本に帰りました。手続も大変でおばちゃんが身元保証人になってくれました。

■後藤

木村さんは中国にいたときはどういう仕事をされていたのですか。

■木村

中国にいたときに教育の仕事をしていました。私はスポーツスケートの監督をやっていました。

■後藤

日本に来てからはどんな仕事をしていますか？

■木村

日本に帰ってきたときには、何か月間か日本語のセンターで日本語を勉強しました。その後妻と一緒に、最初は道路の工事作業員をしていました。

■後藤

道路工事作業員とか、建設現場の作業員というのを続けられたということですが、そういう仕事をしていて困ったこととかありましたか。

■木村

最初仕事をしていたときに日本語でのコミュニケーションは大変難しかったので、仕事上はトラブルとかあったときには自分の感情をうまく伝えられないとか誤解を招いたりすることはよくありました。でも会社の社長さんとか、一緒に仕事をしていた方々がご理解していただいてとても今でも感謝しています。

■後藤

木村さんは 2 年前に体調を崩されて、仕事を辞めて今は病院通いをされているということですね。

■木村

私自身も、自分の体が丈夫と思ったけれども、実は心臓の病気にかかっておりました。4 回の手術をしました。つい一昨日退院したばかりです。

■後藤

病院で、自分の病状とかを医者に伝えたり、医者から聞かれて困るようなこととかありますか？

■木村

そうですね。病院の中でも大変困りました。日本語でのコミュニケーションがなかなか難しく、病院の先生から病状の説明があったときも、なかなか専門的な用語や外来語がわからなくて困りました。そのときは電話で例えば娘に直接病院の先生に通訳してもらったり、そういうことがしょっちゅうありました。困っているのは私だけではありません。多くの 2 世が言葉の問題で困っています。

■後藤

病気されて、病気で仕事を失ってしまって、それからは生活保護で生活して

いるということですね。

■木村

そうですね。私自身の意思としては、やっぱり自立して頑張って仕事をして生活していきたいのですが、2年前から病気になって今仕事ができなくなっている状態です。9か月に一回手術をしなければなりません。だから今は生活保護費でしておりますね。

■後藤

他に困っていることや将来に対する不安があったら教えてください。

■木村

そうですね。今は妻と二人、生活保護費でぎりぎりの生活を維持しています。皆さんは信じられないかもしれませんが、私達はいつも一番安いものを買っています。例えば生活用品とか野菜とか。例としては88円の豆腐でも高いと感じます。いつも31円の豆腐を買っています。そうやって生活をぎりぎりに切り詰めています。

■後藤

将来の年金について「こうあって欲しい」などの要望があったら教えてください。

■木村

今一番困っているのが老後の生活です。今はまだ若くてまだ働けるかも知れないのですが、老後になったら生活保護費だけでうまく暮らしていけるか不安です。今日ご来場の皆様の中には帰国者1世の方もいらっしゃいますし、2世、3世の方もいらっしゃっています。1世については、政府の支援策が作られましたが、2世には支援策はありません。私達2世は困難な状況に置かれています。これから弁護士の方にも協力していただいて、政府に対して、2世が安心して暮らしていける支援を求めたいと思います。

■後藤

どうもありがとうございました。

■木村

今日ご来場いただいた皆様に本当に感謝しております。2世のために沢山のご支援をいただき、2世の代表としてお礼申し上げます。

ありがとうございました。

パネルディスカッション

■中原昌孝（以下「中原」）

皆様こんにちは。私は本日パネルディスカッションのコーディネーターをつとめさせていただく九弁連の人権擁護委員会の中原と申します。どうぞよろしくお願いします。

はじめに、まず私の方から、本日のパネリストの方々のご紹介を簡単にさせていただきます。詳しいパネリストの先生方のプロフィール



は、配付資料の２枚目あたりに「講師・パネリスト紹介」をつけておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

まず、はじめに、向かって左側に座っておられるのが先ほど基調講演をいただきました神戸大学大学院教授の浅野慎一先生です。浅野先生は、先ほどご紹介いただいたとおり、中国残留邦人問題について帰国者の１世のみならず２世の問題も研究をされており、今回の九弁連の２世を中心とした人権調査にも多大な御協力をいただきました。どうぞよろしくお願いします。

続きまして、長崎大学のテュニアトラック助教の南誠先生です。南先生は、中国残留邦人の問題の研究者であるとともに、残留婦人の３世というお立場で、お婆様が残留婦人であり、今回のシンポジウムの中心的なテーマとの関係では、お母様が２世にあたるということで伺っております。実体験に基づく貴重な御意見がいただけると思いますので、どうぞよろしくお願いします。

続きまして、毎日新聞長崎支局の樋口記者です。樋口記者は、今は長崎支局におられますが、阪神支局、その後広島支局も経験されて、この中国残留孤児の問題について、長年にわたり取材活動を続けられています。孤児に対するインタビュー等も行われており、「私達何人ですか残留孤児達は今」というご本も執筆もされています。また、今日の配付資料にも綴っておりますが、多数の中国残留邦人に関する新聞記事も書かれており、その取材活動を通じた貴重な御意見をいただけると思います。よろしくお願いします。

最後に、中国残留孤児国家賠償訴訟弁護団全国連絡会の米倉洋子先生です。米倉先生は２００２年１２月の提訴を皮切りに、全国各地で広がった中国残留

孤児訴訟の中で中心的な存在のお一人として活躍されまして、現在もその帰国者の生活環境をより良くするために、具体的な施策の窓口となっている厚労省との間で折衝が続けられている弁護士でありまして、2世問題、今日の中心的課題についても現実的な御意見をいただけるものと思っています。また、米倉先生の資料として、集団訴訟及び支援策ができてからの改善のあゆみを示したレジュメ、毎年厚労省に対して原告団、弁護団で出されている要望書、2014年の最新の要望書ですが、先生が書かれた論文等も本日の配布資料に加えて



おりますので、パネルディスカッションの最中、適宜ご参照いただければと思います。よろしくお願いします。

先ほど司会の方からも案内がありました通り、パネルディスカッションの後半の方で、質疑応答の時間をもうけたいと思いますので、適宜ご記入いただいて係の者にお渡ししていただければと思います。

それでは早速、議論の方に入らせていただこうと思います。全体90分程度を予定しておりますが、まず最初に、九弁連の勧告についての各パネリストの皆様の御意見をいただきたいと思います。

今回九弁連による調査からも判明したとことではありますけれども、2世の生活状況が、かつての1世、集団訴訟をやられる前の1世と同様な状況になっているのではないかと思います。例えば、日本語がままならないという状況、多くの2世の方が仕事も工場勤務や清掃などの単純労働に従事され、非正規雇

用の率も高いという状況、また、年金、老後の生活保障の問題についても多くの方が不安を抱えているという状況が明らかになっていると思います。

先ほど基調報告にもありました通り、九弁連としては、2世の現在の状況について、国の行為で1世の帰国が遅れてしまいそれが2世の帰国の遅れにつながっているという点、また、先ほど違いが述べられてきたとおり帰国するようになってからも国費と私費という形で対象者を限定し未婚の二十歳未満に限定してしまったという点、さらに、帰国後の支援対象も限定し国費同伴帰国者にしか帰国後の支援をしないという点、こういった一連の国の人権侵害によってもたらされている現状ではないかということで、今年の6月に内閣総理大臣等に対して勧告をいたしました。

この九弁連の意見について各パネリストの方々の御意見・ご感想等いただければと思います。では、まずはじめに浅野先生の方からよろしくお願いします。

■浅野慎一（以下「浅野」）

まず、従来あまり光が当てられてこなかった2世の人権問題に光を当て、しかも非常に周到な実態調査を踏まえて、今回の勧告をされた九弁連に心から敬意を表します。

また、帰国の遅れ、あるいは私費帰国と国費帰国の差別がいずれも国の政策に基づく人権侵害であるという九弁連の勧告は、まさにその通りと考えます。

日本政府は、残留邦人1世の被害は「国民が等しく受忍すべき戦争被害」であるから国は補償しないと主張し、まして2世は戦争被害者ですらないのだから国とは無関係で個人の問題だと位置づけています。

しかし、国家賠償訴訟において、1世達は自分達の被害が単なる戦争被害ではなく、むしろ戦後の日本政府が早期帰国させず、帰国後も十分な自立支援をしなかったことによる戦後の被害なのだと訴えました。

このように早期帰国させず、帰国後も十分な自立支援をしなかったという点からいえば、2世の苦難もまさに同じ問題です。そのような意味で、私は2世に対して国が補償的な公的支援をするのは当然の責任だと考えます。

今回の九弁連の勧告には、全面的に賛成です。

■中原



ありがとうございます。続いて南先生の方はいかがでしょうか。

■南誠（以下「南」）

長崎大学の南と申します。私も基本的に浅野先生と同じ意見で、今回の勧告書に関しては大賛成です。

私自身は中国残留日本人の歴史と社会生活実態を研究してきましたが、やはり2世の問題が今後大きくなるということをずっと前から思っていました。中国残留邦人の訴訟が提訴された2年目だった頃だと思いますが、とある民間団体の方々と厚労省の担当者と1回面談することがあって、その際、私も発言を求められました。私は、残留孤児だけではなく、やはり2世の問題も非常に大きく、将来的にその当時の残留孤児と同じような状態になるのではないかと、厚労省として早急に対策を講じた方がよい、そうでないと2世の方も訴訟を起こす可能性があることを話しました。

ただし、先ほどの浅野先生がおっしゃったように、残留孤児、残留婦人の2世は法的支援対象から排除されていて、それがどうしても意思疎通のハードルになって、ずっと突破できない状態でした。

今回の勧告書において、残留孤児2世を支援する法的根拠がしっかり明示されたことは、非常に大きな成果ではないかと思っています。私自身は3世として、今後の残留孤児2世の政策改正の展開を見守っていきたいと考えています。

■中原

ありがとうございます。続いて樋口記者の方はいかがでしょうか。

■樋口岳大（以下「樋口」）

私は新聞記者ですので、実際の取材体験をもとにお話したいと思います。

皆さんのお手元にある新聞記事の一番上の記事を拝見して頂きたいと思います。この方は読み方が難しいのですが、「艾（がい）」さんという方で、実際取材したのは2009年でした。当時から1世の方への支援策の目途が一定ついた後の次は2世問題が重要になってくるのではないかと思います、取材させていただいた方です。

実際この方は、残留婦人の2世で、今日もご指摘ありましたように、やはり残留婦人の2世の方は、お年が残留孤児の方とそれほど変わらないというような高齢を迎えつつある方でした。

2月の寒いときに、早朝の暗いうちから、空き缶をずっと拾って回って、自転車の荷台に山のように積んで、鉄くず屋さんに持って行かれるという様子を、私と取材したカメラマンも自転車に乗りながら追いかけて取材しました。書面で2世の方が大変だというふうに見るよりも、現場の寒い中で、臭いがきつか

ったり、住民の方から色々な目で見られる中で、こうして暮らしてらっしゃる方の姿を見ていると、日本で生きていく上でこんなにご苦勞をさせてもいいのかと感じ、私達がすごく重い課題を突きつけられているというように当初から感じていました。

その中で、今回九弁連からこういった勧告が出たというのは、やはりこういうお一人お一人の声を、出そうと思ってもなかなか声が上げられない方達の思いを、弁護士さん達が汲み取っていただいて、首相なり国会に届出て下さったことは非常に大きな意味があったと私は感じています。

■中原

ありがとうございます。最後に米倉先生はいかがでしょう。

■米倉洋子（以下「米倉」）

私は先ほどご紹介があったとおり中国残留孤児国家賠償請求訴訟の弁護団の一人として今までやってきました。

中国帰国者のうち、「残留孤児」といわれている方が大体2500人くらい、「残留婦人」が3500人くらいで、この大体6000人くらいを総称して「中国残留邦人」といわれています。私共は、敗戦の時に0歳から12歳までの「残留孤児」と呼ばれる人達の訴訟をずっとやってまいりました。2007年に政治解決をし、2008年から新しい支援策ができましたが、その後も弁護団、原告団は解散せずに、ずっと弁護団会議や原告団会議を、各地でも全国規模でも行い、毎年、支援策の改善に向けて厚労大臣面談をしたり、時には集会を開いたり、パンフレットを作るということをずっとやってまいりました。実は残留孤児本人が亡くなった後の配偶者の老後の生活支援についての法律が、やっと去年、つまり2013年の12月にできまして、今年の10月1日に施行されます。ささやかな改正法なのですが、そこまで勝ち取るのに非常に大変でした。

やっと1世夫婦の問題について大きいところは片付いたと言えるようになった時に、2世の問題で九弁連の勧告書がありまして、タイミング良く次の問題提起をしていただいたと思っています。

厚労省とも様々な形で協議をすることがあるのですが、厚



労省の担当課長からも、最近、雑談風の協議の中で、これからは2世の問題と通訳の問題が重要ではないかという言葉がありました。これから2世の方も高齢化していく中で、このような勧告書の形で問題提起をしていただき、これを活用して2世の問題に取り組めることは、素晴らしいことだと思います。詳細な調査に基づく勧告書に敬意を表します。

ただ、感想ということで一点申し上げますと、「残留孤児」と「残留婦人」で、その2世の帰国してくる時期や年齢はかなり違ってきます。

残留婦人は、1972年の国交回復後すぐに帰国してきた人も相当数いる反面、様々な事情で「最近」といってよいほど遅く帰ってきた人も多く、もともと残留孤児より高齢ですから2世も高齢です。そして東京よりも本籍地のある地方に定着する方が多いようです。

他方で、関東近辺には、身元未判明の残留孤児、つまり帰るべき本籍地がないので都会で仕事を求めて定着する人が多いのですが、そういった人達が私達の関東の原告の主流を占めています。私は東京で「孤児」の訴訟を担当しておりますので、その2世を見ています。そうすると関東の孤児の帰国のピークは1987年頃ですので、その時期に帰ってくる敗戦時3、4歳位だった残留孤児の2世というと、先ほど浅野先生がおっしゃった、まさに国費で親に扶養されている状態で10代で帰ってきたり、あるいは20歳を過ぎて私費になっても20代前半くらいで帰ってきたりして、その後20年日本で生活した2世です。従って、残留孤児の2世の中には、自立している人たちも多いのです。

先ほど報告をいただいた九弁連の調査で、例えば2世の75%が90年代以降に帰られたとか、父母以外と帰国した人が70%という結果は、正直に言って私が普段東京で接している2世の状況とはかなり違うので驚きました。残留婦人のお子さんだったり、地方に定着された方のお子さんについては、こういう深刻な問題があることを突きつけられた感じがしております。

ちょっと長くなりましたけれども、そういう意味でも非常に貴重な調査をやっていただいたなというふうに思っております。

■中原

米倉先生ありがとうございました。

パネリストの皆さんは、この2世の現状について、これから取り組みが必要だという御意見や方向性では、九弁連の今回の勧告の方向性と共通の理解の上に立っていらっしゃるのかと思います。

続きまして、これまでシンポジウムの前半の部分で2世の現状については多大な問題があり、生活がかなり窮されている状況とか、また、アイデンティティ

ィの問題等で誇りが持てない状況に陥っている２世が多数いることが明らかとなりました。浅野先生の基調講演の中でもご指摘いただきましたけど、そういう２世に対する現在の支援がどうなのかという点に関して、３つの分野について議論をしたいと思います。

まず、最初に、先ほど米倉先生からご紹介がありましたように２００８年に新たな支援策ができましたが、２世に関しては、国費同伴帰国のみしか就労支援が行われなかったり、また、通訳を派遣したり、日本語教室を開催したりするのを国が援助する「地域生活支援事業」も国費同伴帰国に限っているという問題があります。浅野先生のご指摘をお借りしますと、国は自己責任だというふうな観点で考えていて、そこで線引きをしまっているという状況です。さらに、年金など今後の老後保障の問題については、国費であろうが私費であろうが手当はしないという立場にあると思います。

これらの、①就労支援の問題、②日本語等の通訳を含む「地域生活支援事業」の問題、③年金、老後の生活保障の問題、３つの分野についてそれぞれ議論をしたいと思います。

まず、就労の支援については、現在２世、３世に対して行われている就労支援についてはお手元の勧告書の九弁連の冊子の厚労省の回答の結果でも分かるのですが、２世を試験的に雇うという企業に対して一定の助成金を払う「トライアル雇用助成」という制度は、２００８年から行うということになっているのですが、実際に実施された例がゼロ件という結果であったり、ハローワークの訓練手当の支給者とかの関係でも十数件レベルでしか使われていなかったり、十分に機能していない、ほとんど機能していない実態なのでないかという観点で九弁連では事実認定をさせていただいています。

そこで、この就労支援の問題について、現在の支援策の問題点と真にあるべき２世の方々にとって必要な就労支援について、パネリストから御意見をいただければと思います。まず浅野先生いかがでしょうか。

■浅野

現在の２世に対する就労支援が実質的にはほとんど機能していないということは、多くの２世からのインタビューからも明らかです。なぜ機能しないのかと言いますと、少なくとも３つ位の原因があると思います。

まず第１の原因は、私費帰国した人が対象外であることです。仕事の面で最も困っている私費帰国者が対象外にされているという大きな矛盾があるのです。そのため、いろんな支援策も事実上、有名無実になり、有効に機能しません。

第２に、帰国者２世を雇用した事業者、企業に対して様々な支援がなされる

という形での支援策も、実際にはほとんど機能していません。これを実際に機能させるには、政府はもっと財界、事業者団体にきめ細かく指導し、積極的に働きかけ、2世の雇用を促す必要があります。現状では、ハローワークなどで公的に職業斡旋を受けて就職できた2世は、私の印象では100人に1人いるかないくらいにとどまっています。

そして第3は、帰国者とりわけ2世に対する職業訓練の問題です。現行制度では、永住帰国して10年以内の人に職業訓練を行うことになっています。今2014年ですから、10年以内といえば2004年以後に帰ってきた人になります。2世が一番沢山帰ってきたのは1993年から10年間、つまり2003年位までの間ですから、現時点では大多数の2世は対象外になります。しかも2004年以降に帰国した二世の多くは、私費帰国でかなり高齢になってから帰ってきました。50歳の後半、場合によっては60歳近くで帰ってきた方に対してしか職業訓練がされないことになります。これでは、あまり実質的に機能しないのは当然です。職業訓練の対象者も、過去10年の帰国者に限らず、2世全体、国費・私費を含めて広げれば、もっと実質的に機能するのではないかと思います。

いずれにしても、現行の就労支援が実質的に機能していない訳ですから、それがなぜ機能しないのかをきちんと分析して、実効性のある支援策にしていく必要があると思います。

■ 中原

ありがとうございます。南先生、ご自身、またご両親の体験等から具体的に就労支援について御意見がありますでしょうか。

■ 南

私の家族は1989年に日本に来たのですが、先ほどの浅野先生の基調講演を聞いて、私も非常に勉強になりました。例えば私の家族も私費呼び寄せで、振り返ってみるとほとんど公的支援を受けておりません。私自身も、この分野について勉強するようになって、あるいは中国帰国者研究を始めてから、初めて中国帰国者に対する色んな支援策があることを知りました。

私自身の両親の経験ですが、やはり日本に来た当初、日本語もわからず、就職するのが非常に困難でした。結局どういうふうに就職したのかというと、やはり親族、知り合いを通じて紹介してもらって就職しました。ただし、言語の問題で1つの職場で長く働くことがあまりなくて、転職する経験が何度もありました。そのためにどういうふうに就職したのかというと、私も当時は中学生、高校生だったのですが、多少両親より日本語ができたということで、一緒に職

安に行って就職活動をしたりもしました。そういう意味で、就労支援をちゃんとして欲しいという気持ちが私の中にもあります。

私自身もアンケート調査を行ったことがあるのですが、やはり中国帰国者1世2世は転職経験ある方が沢山いるというのはアンケートの結果から分かります。そういう結果から考えても、で就職支援をしっかりしてほしいと思っています。

私の意見としてはいくつかありますが、1つはやはり就労支援に関して単に職業訓練だけではなく、それに伴って必要となる日本語教育もきちんとやってほしいです。というのは、転職する人達の経験を見ると、やはり職場のトラブル、言語、コミュニケーションが上手くいかないというのが沢山あって、その点をきちんとして欲しいと思います。

もう一点、ちょっと長くなりますが、今月の初めにうちの祖父の葬式があり、親族60人位集まりました。周りをみると、今日の浅野先生の基調講演からすると少し例外になる可能性もあるのですが、それなりに成功している家族ではないかというふうに思いました。ではその原因がどこあるのかというと、やはり一人の成功事例を出すと、あとの親族はそれをまねて、あるいは相互扶助してそれを続けていくというのがあります。簡単に言うと、親族の多くは中華料理屋をやって、それなりに自分の生計を立てているということです。そういう経験から考えると、支援の方向性や方針を日本政府として何らかの形にした（モデルケースを作るという意味で）方が、おそらくいろんな当事者にとって有利になるのではないかと考えます。

もう1つは、浅野先生の意見と一緒にするのですが、やはり政策を作ったのに実績がないというのはなぜそうなっているのかということ、きちんと反省というか検証して欲しいです。私は、以前、川崎市で外国籍住民代表者会議に参加したときも同じような問題に当たったのですが、行政の方は、こういう政策がある、こういう政策があるというふうに主張するのですが、それについての実績というのが全くない、じゃあその原因がどこにあるのかをちゃんとやらないと、就労支援でせっかくいい政策をつくってもそれが無意味になるということなので、やはりきちんとして欲しいです。

■ 中原

ありがとうございます。樋口記者にも伺いたいのですが、先ほどご紹介がありました新聞記事の実情に関し、支援策、就労支援策についてこういうのを求めたいというのがあればご紹介いただきたいのですが。

■ 樋口

はい。お配りしている記事の上から4枚目をご覧ください。ちょうど残留孤児問題が一段落した後に、2008年の末からリーマンショックがあり、ご存知の通り世界的な不況で、特に製造業で「派遣切り」という言葉が多く使われたように、労働者の解雇、雇い止めが相次いだ時期がございました。



そのときに丁度2世問題もあわせて取材していたので、現場はどうなっているかと思い取材したところ、2世、3世の人も仕事がなくなった、解雇雇い止めまでいかなくても仕事の休業というか、工場が稼働していないので収入が得られない、といった深刻な状況があるというのが見えてきました。

やはりそれは今日の吉田弁護士の基調報告とか浅野先生の基調講演にあったように、多くの方が非正規の単純労働という現場で働かれていて、不安定な身分にあるということが、こういった経済状況が悪くなってしまうとすぐにしわ寄せをもらって受けてしまうという弱い立場、お仕事をお持ちの方でも多いと思っております。

また、仮に日本語が堪能であれば、日本人であればこういう状況になったときに、例えば失業給付受給でありますとか、こういう雇い止めの仕方は違法ではないかと声をあげられると思うのですが、2世の方で、日本語もよくできないし、日本の労働法制の仕組みもあまりよく分からないという人であれば、会社の言いなりになってしまって、不利な条件で仕事を奪われることもあるのではないかと、そのような現状もあるのではないかなというふうに取り材して感じました。

先ほど冒頭ご紹介した「艾（がい）」さんのケースでは、深刻なケースだったので、取材というよりも一緒にハローワークに行って仕事がないか探したこともありました。そこで感じたのはやはりハローワークというのは厚労省、国の機関であって、残留孤児1世の問題については自治体の管轄ということですが、ハローワークに行って「この人は残留婦人の2世なのでこういう日本語が不自由な状況で・・・」と言って説明をしても、そもそものなぜ2世の方がこんなにご苦勞をしているのかとか、国が少なくとも1世については法律を作って手厚く保護しようとしているのかということがハローワークの末端の担当者にはほとんど理解されずに、一般の相談者と同じように「日本語ができないだった

ら厳しいのではいか」ということ言われてしまって、それ以上なかなか前に進めることができなくなったという一支援者としての経験もありました。

先ほどあったように、制度を作ってもそれが上手く現場レベルで問題が共有されていなければ、なかなか有効に機能するのは難しいのではないかというふうに感じました。

■ 中原

ありがとうございます。就労支援については2世の方も年齢層が様々であり、まだ40代の方など就労世代の方も沢山いらっしゃる中で、国の方でしっかりしていかなければならない必要な分野なのだと感じます。

本当は米倉先生にも一言いただきたいところですが、時間の関係上次の論点に入ります。

次に、現在の支援策の問題点と改善について、「地域生活支援事業」というのが新たにつくられましたが、先ほど申し上げたとおり、例えば日本語教室を開催してそこに2世の方に受講していただく、医療の場面などで通訳を派遣するなどの支援は、私費帰国者は対象となっていないので使えていないという現状もあります。

この通訳の派遣等の「地域生活支援事業」に関しては、新たな支援策の中では、国が100%の補助をし、自治体が具体的に事業を実施するというふうな位置づけになっております。自治体が国に対し通訳の派遣等 dengan いう事業を行うからと申請して、国がいいよと認めて具体的に実施していくという形ですが、九弁連の方でも調査を進めるにあたって、福岡県に具体的に新たな政策の運用状況について聞き取りをしてきました。

福岡県は、全国的に珍しい事業として、「ふれあい電話事業」という取り組みをやっており、通訳派遣事業等に止まらず、月に1回必ず中国語のできる相談員が電話で中国残留帰国者の方に電話をして、役所の方から電話をして、困ったことがないかどうか尋ねていくという取り組みをされています。また、医療の現場で困っている帰国者が多いということで、その通訳の担い手として2世、3世に通訳養成講座を受けていただいて、1世の方達の通訳の時に活躍できるようにしようという取り組みなどをやっていたりします。

ただ、その具体的な取り組みというのが、線引きの問題で私費帰国者を対象としないという問題があり、私達がこのような通訳を含めた日本語の問題での勧告をしに厚労省に行ったときにも、なかなか今の支援法という法律の枠組みでは対象になっていない人についてやるのは難しいというふうな答が返ってきたという実態があったりします。

今回九弁連の方では九州の各自治体について調査をさせていただきましたが、各パネリストの方々は色々な地域で様々な行政、地方自治体との折衝等されていると思いますので、九州以外の各地の実態について教えていただくとともに、地方自治体の2世支援における役割やあるべき方向性等について御意見をいただきたいと思います。まず、浅野先生の方からいかがでしょうか。

■浅野

地域生活支援についても、私費帰国者が対象から除外されていることが大きな問題です。その点の改善が、第一の課題だと思います。

その上に立って、各自治体が独自にできる施策として、いくつかの例を紹介します。

まず一つ目は、国際交流事業制度を活用した支援です。兵庫県では、中国語が話せなくなっている3世と親との間でのコミュニケーションが難しい問題がありますので、3世に対して中国語を教える教室を2世が中心的な担い手になって開設しています。これは先ほども申し上げたように現在の帰国者に対する支援策では無理ですので、国際交流事業という形で実施しています。

二つ目に、東京のある自治体では、2世が中国語や中華料理の講師になり、教室を開き、これを市民との交流事業と位置付けて、実施しています。ここでは二世は一方的な支援の受け手ではなく、二世自身が日本で社会貢献できる場所を作り出し、これを交流事業にしているわけです。

もう一つ例を挙げますと、公立の夜間中学校が全国の7都道府県にあり、関西は比較的それが多数あります。私費帰国を含めた2世の日本語教育において最も大きな役割、しかも有効な役割を果たしてきたのは、こうした夜間中学校です。

また高知県には公立の夜間短大があり、そこに多くの2世、3世が通って日本語や日本社会について学んできました。国費・私費に関わりなく、多くの2世に学ぶ機会が開かれているのです。残念ながら、九州には公立の夜間中学校は1校もありません。自主夜間中学は、この会場の直ぐ近くだと思いますが、千代中学にあり、そこでもかつて2世の方が学んでいたそうです。

このような夜間中学に対する支援を強め、例えば、公立の夜間中学への入学資格を柔軟にして、中国で既に中学を卒業した人も通えるようにしたり、修学補助を出すことは、各自治体の独自の判断でできる実質的な2世の支援になると思います。

このように、各自治体で工夫すれば、まだまだできることは沢山あるように思います。

■ 中原

ありがとうございます。続いて樋口記者にお伺いしたいのですけれども、阪神支局、広島支局、今長崎支局にいらっしゃるということで、日本語教育とか、地域生活支援事業で今担われているその辺りについての自治体の役割とか、他の地域の状況とか御意見を伺えればと思います。

■ 樋口

はい。お手元の記事の上から5枚目以降でご紹介させていただいているのですが、「教育の森」というふうに書いてあるページ以降の記事をご覧ください。

私が阪神支局で兵庫の原告団の方を中心に取材していた中で、2世の方を取材していても、お子さんの学校でのお勉強が上手くいかない、言葉の問題でお友達となかなか上手くいかない、というふうなお話を多く聞いておりまして、そういったことを2世の方にすごく大きな負担になっているのだと思い、その後広島支局の方に転勤しました。

それで広島で取材しているうちに、ある小学校に出会いました。ここは広島市の中心部で市営の高層アパートが集中している地区の真ん中にある小学校なのですが、元々は原爆で家を失われた方が多くお住まいになっていました。時代の流れと共に残留孤児の1世の方が入り、2世の方が入りというような、そういった帰国者の方が多くお住まいになれる地区になりまして、そこでの日本語の教育の取り組みを記事で紹介したものです。

児童のおよそ4割が3世、4世またはその他の国から来られた外国にルーツを持つお子さん達で、学校ができた当初は日本語ができないということで色々な問題がこの学校でもあったようです。しかし、広島市が、それを解決しようということで、日本語ができないお子さんに対して専門の教室を設けることとなり、それで帰国されて間もない3世のお子さん達なんかは、ある時間は自分のクラスから離れて日本語をしっかりと勉強し、自分の教室に戻った後も専門の先生が横に付いてくれて他のお子さん達の授業と上手く打ち解けているとか、授業の内容をよく理解しているかっていうのを手厚くしっかり見てくれるようになりました。これは、何も残留孤児の1世の方の裁判があった後にできたものではなくて、自治体として問題意識を持って、やはりこのままではいけないということで取り組んだ結果であるというふうに思います。

こういった取り組みというのは自治体が問題意識を持って積極的になれば、こうやって上手くいくケースは広島以外でも可能だと思うので、こういった取り組みが全国に広がっていけばいいなというふうに感じております。

■ 中原

ありがとうございます。続いてこの日本語教育等を含めた地域生活支援の問題について米倉先生の方に伺いたいのですけれども、いかがでしょうか。

■米倉

私の方からは、個々の自治体の取り組みというよりも、政策の体系からお話したいと思います。

残留邦人に対する支援策はいくつかに分類されるのですが、2008年4月から実施された支援法にもとづく生活保障に関わる給付として、国民年金の満額給付とそれにのっかる支援給付があるのですが、その対象は支援給付1世とその配偶者だけです。

ところが、さきほど紹介された「地域生活支援事業」というのは、これは法律事項ではなくて、この時の政策として厚生労働省の運用として実施されたもので、これについては2世3世も対象になってはいるのです。

ここで浅野先生がおっしゃっていた、じゃあどういう2世を対象にするかというところで、国費帰国・同伴帰国をした2世に限ったり、それから私の資料に一覧表を入れておきましたけれども、国費で帰った人も親と同居している人には認める、別居している人には認めないなど、非常に細かい仕分けがあったりします。

ただ、「地域生活支援事業」の適用対象者や内容は、2008年4月以降、少しずつ広がってきたという経緯があります。国会で法律を改正しなくても実情を訴えていけば改善して来るところではあると思います。

私が特に重視しなければならないと思うのは、自立支援通訳です。

この制度ができたことは非常に画期的です。今まで中国残留孤児が、役所に行く、病院に行く時に、言葉が分からないという深刻な問題があったのですが、これを解決するために設けられた制度です。この自立支援通訳の対象が2世に広がってきたのはいいのですが、結局国費で帰ってきたかどうかで仕分けしているのは、非常に不合理といわざるを得ないというふうに私は思います。

先ほどの浅野先生の基調報告にもありましたが、特に通訳の中でも必要なのは医療です。残留孤児も、例えば2世のしっかりした人が仕事を休んで付き添ってくればお医者さんとの間のコミュニケーションがとれるのですが、そういう援助を得られない人が自分の病名を3年間知らなかったというような例が多くありました。医療用語は非常に難しいので、日常会話の通訳ができるだけではだめで、医療用語についてのきちっとした研修が必要です。2008年に支援策ができた後、原告団・弁護団がずいぶん要求をした結果、各自治体で医療用語の研修、医療通訳の研修がされるようになり、非常に喜ばれています。

それだけの必然性があったので通訳事業なので、国費で帰ってきたか、自費で帰ってきたかに関係なく、必要な帰国者は使える制度にすべきだと思います。

今年の6月にも東京の2世で支援相談員をやっている人に話を聞いたら、やはり国の政策で、国費帰国した2世だけが対象だということで、私費帰国の2世から切羽詰まった要求があっても断らざるを得なくて心を痛めているという話を複数聞きました。だから、せめて、こういう切実な問題から訴えていって、国費帰国以外の2世、3世に支援を広げていく突破口にすべきではないかというふうに思っています。

■中原

ありがとうございます。続いて、3点目の、年金を含めた老後の生活保障の問題について議論をしたいと思います。

今回九弁連でアンケート調査を行った中でも、今後の老後に対する不安が大きいという声が一番多く聞かれています。

御承知のとおり国民年金の老齢基礎年金に関しましては、受給資格要件というものが設けられておりまして、25年満たさないと年金を受けられないというふうになっています。

他方で、2世の帰国年代、特に私費帰国に関しましては、30歳代、40歳代で帰国し、またその後日本語の教育も受けられず、また、浅野先生の基調講演の中では3日後に既に働いていたというお話もあったと思うのですが、なかなか生活が厳しくて年金保険料が払えないという方がいらっしゃる中で、後々年金が全く受けられなかったり、仮にもらえるとしても少額で生活ができなかったりするという問題等も出て来ています。

九弁連では、この問題について、日本で生まれて生活してきた日本人との間で差別が生じているということで、憲法14条の平等権の観点からも問題があるということで認定をしております。

そこで、続けてで恐縮ですが、まず米倉先生に、1世の集団訴訟等を通じて、先ほど先生の方が今1世と配偶者にしか適用されてない年金の満額支給と支援給付を獲得されてきたご経験を踏まえて、今後の2世の老後の生活保障について御意見等がありましたらお願いいたします。

■米倉

なかなか、お答えするのが難しい点です。

国民年金は40年間欠かさず保険料を納付しないと満額を受け取ることができないのですが、残留孤児の場合、中国にいたために保険料の納付が不可能だった期間があります。そこでまず、1994年、個人の負担で、納付できなかった

った期間の保険料の追納を認める法律ができました。2008年の支援法では、国が残留邦人全員に一律40年分の保険料を全額負担することにより、全員が満額の国民年金を受けることができる制度になりました。

それから、25年の資格の問題も、保険料納付期間が25年に満たないと年金がゼロになってしまうという非常に不合理な制度があり、1世の場合は法律で解決しています。

年金に関するこういった仕組みを2世にも作るべきかどうかの問題ですね。

保険料を納付していない人に満額の国民年金を支給するという制度を実現するのも大変なことです。国民年金は満額でも今一ヶ月あたり約6万4000円位です。6万4000円で本当に年を取って収入がなくなったときに生活をしていけるかという問題があります。残留孤児の裁判でも、厚生年金と合わせれば6万円くらいの年金がある人はいたのですが、結局生活保護に頼らざるをえない。生活保護になると、折角の年金も収入認定されて、足りない部分しかお金が出て来ない。それで生活保護になってしまっているのかということで裁判が起きたわけです。その結果、満額の国民年金プラス、生活保護と似ているけれども国民年金は全く収入認定されない「生活支援給付」の、「二階建て」の支援策を1世は獲得しました。

だから2世についても、よく「年金問題」と言われますが、老後の生活支援を本気で考えるならば、年金だけでは解決にならないのです。1世と同じような、国民年金を補う「二階部分」のある支援策が必要だということになるでしょう。

特に残留婦人の2世は残留孤児の1世と年齢的にほとんど変わらない方がおられ、来日してから同じような苦労をされてきているということで、1世の支援法の適用を認めるべきだという意見もあります。

しかし、やはり2世と1世は違うということも、見ておかななくてはならないと思います。

というのは、1世は敗戦の時に日本人で、日本に戸籍もあって、本来であれば引き揚げという形で帰ってきたはずなのに、親と離別して中国に1人取り残された人たちです。帰国をさせなければならぬ義務が国にあったのに、それを戦後何十年も怠って帰国をさせなかった。残った1世は、自分の名前さえ分からなくなっても、やっぱり親に会いたい、自分の祖国に帰りたいとものすごく熱望していたのに、日本政府は、国交回復してからもずっと放っておいた。そして、やっと帰国してからも、自立支援策も老後の生活保障もなかった。

こういった苦難と日本政府に対する怒りがあって、1世が2000人の原告

団を組織して、裁判で国の法的責任を追及した結果、やはり国は義務を果たさなかった、その犠牲を与えたことの補償というような意味合いがあって今の法律ができている。こういう枠組みだということは間違いないわけです。

そうすると、確かに2世の方が日本にいらっしゃった経緯は、侵略戦争の結果、国が一世を置き去りにしたことから続いているのですけれども、幼いときに日本人の両親と離別させられて1人置き去りにされた1世と、中国人と日本人のハーフのお子さんの2世を比べて、帰国させる義務が国にあったかというところに焦点を当てると、やはりその老後の生活を全面的に国の方で補償しなくてはならないというところまで法律を作れるかという問題の違いはやはりあると思うのです。私は、実現すればそれに超したことはないと思いますが、少なくとも、2世の方々の老後の生活保障の仕組みを、今の法律にくっつけるような形でそこに入れ込むのは、率直に言って簡単なことではないと思っています。

そうすると、後から申し上げることになりますけれども、やはり2、3世の人たちがどういう事情で今日本に住み、なぜこういう苦勞をしているのかというようなことを、うんと事例を集め、その事例の分析をし、やはり個人の努力ではどうにもならなかった、そのために今のこの苦しい生活があるのだということ、きちんと分かる形でまとめあげて要求にしていかなければなりません。

今の法律を少し広げるような形で生活の全面的な支援ができるかということになると、一言で言ってそう簡単な話ではないと、そういうふうに今思っています。

■ 中原

ありがとうございます。なかなか今の枠組みの中では困難な問題もあるということ、率直にご指摘いただけたものと思っております。続いてこの老後保障の問題については浅野先生の方は、御意見はいかがでしょうか。

■ 浅野

さきほど米倉先生が言われた様々な難しい問題が、実際にはあると思います。

ただ、他方で残留邦人問題、とりわけ帰国問題を考えるとき、家族・親子の問題がどうしても生じます。そうである以上、2世問題も残留邦人問題の不可欠の一環と捉える観点も必要だと思います。

しかも、残留邦人問題は基本的には戦後の日本政府の早期帰国実現、自立支援の義務の懈怠によって生じたとすれば、それは二世にもそのまま当てはまる問題です。とりわけ残留孤児の2世は、まさに一世と同様の帰国遅延・自立支援の欠如が、来日後の生活困難の直接の原因と思われます。

そしてほとんどの私費帰国の2世は今、老後は生活保護を受給せざるをえないのが現実です。

これを解決するには、どうすればいいのか。

国民年金が満額支給されても、それだけでは生活できないので、生活保護をどうするのかという問題は残ります。ただ少なくとも国民年金が満額支給されれば、中国と日本を行ったり来たりする生活という選択肢の可能性は生まれます。また、再就職への弾み、つまり生活保護を受けないために、年金だけでは足りない金額をどう稼ぐかという意欲にもつながります。3世・子供との同居の可能性も、広がるでしょう。つまり生活保護受給以外の様々な選択肢が生まれる条件は広がります。

この点については、2世自身が将来どのような生活をしたいのか、どのような生き方をしていくのが一番自分にとっていいのかを、2世の方同士で真摯に話し合い、最も現実的でよりよい方策を模索していくことが、必要なのではないかと思います。

■ 中原

ありがとうございます。他のパネリストの方に御意見を伺いたいところではあるのですが、時間が押している関係でどうしてもというのがなければ、次に進めさせていただきます。

それでは論点的には最期の論点で、様々な問題が指摘されているところかと思いますが、現実の国・自治体の施策を変えていくために必要なことについて議論をしたいと思います。

まず米倉先生の方をお願いしたいのですが、先程来から申し上げているとおり1世の施策を変えるために全国で裁判を闘われて、100万人位の署名活動もされ、その後の配偶者の問題がようやく去年片が付いたときも10万人筆くらの署名を集め、運動も裁判と両輪でされて、裁判後もそういう形で活動を続けられてきたご経験があると思います。

ただ、この帰国者2世の問題は九弁連でも手探りの中で調査を進めまして、浅野先生からも御意見をいただきながら調査をしたのですが、社会、世の中の的には知られていないのが実態なのではないかなと思います。

そこで、厚労省とも施策を改善させるための折衝をずっと続けてこられたというご経験を踏まえて、今の2世の現状を変えるためには何が必要かということで、先ほど少しもう触れていただいた部分ありますけども、米倉先生お願いいたします。

■ 米倉

私も、名案があるわけでは全くないのですけれども、私のささやかな経験からいうと、やはり要求を実現するには、当事者が立ち上がらないとどうにもならないと思います。

残留孤児の人たちも、いろんな支援の組織などがありましたけれども、何十年もやっても老後の生活が保障されない、自分たちの人権が侵害されている、と気付いたときに、大変な生活の中から裁判をやろうという仲間を募り、弁護士を探したというところから、当事者自身による運動が始まりました。

まず東京でその動きができ、それから孤児のいろんなつながりを生かして、この会場に福岡の木村琴江さんもいらっしゃいますけれども、全国の同じような悩みを持っている孤児の人たちとまた連携してそこでグループを作って、支援者を探し、弁護士を探して、そういう形で全国15の地裁で原告団、弁護団を作り、裁判をやってきたという経緯があります。

支援者とか弁護士が果たした役割もあるのですけれども、やはり何より本人の方達がどのくらいこの問題を解決したいかというものすごいエネルギーに、とにかく鞭打たれるような形で私達はやってきました。具体的に歴史を背負い、被害を一身に受けている当事者の方達が自分の言葉で自分のいろんな実情を私達に語ってくれる。あるいは、厚労省に対して、国会議員に対して、国民に対して、それを訴えてくれるということを抜きに、こういう問題は解決しないのではないかというのが私の実感なのです。

困難な生活にある人ほど、仕事に追われていたり、出かけて行く交通費も大変だったり、そういうグループを作る、声を上げるということが大変だということを重々承知の上で申し上げるのですけれども、やっぱりそれをしていかないと解決しない。

特にこの2世の問題は、最初から出ていますけれども、いつ頃帰ってきたか、何歳で帰ってきたか、自立しているかしていないか、言葉ができるかできないか、それからまた2世であっても中国に残った人、日本に来た人と色々いるわけですね。色々いるからこそわかりにくいところも非常にあると思います。

そういう中で、日本の国民、日本社会が、この人たちのことは救済してあげなくてはと思えるような、理解や共感を呼び起こすような、きちっとした声を上げていかなければ、前に進まないのではないかと思います。

彼ら本人に全部やってもらうのではなくて、この九弁連で聞き取りをして下さった弁護士の皆さんもいるし、支援の方々もいらっしゃるし、やっぱり支援はどうしても必要だと思うのですけれども、でもやはり自分達が制度を変えるというそのエネルギーを引き出すというかですね、そういう方たち自身の立ち

上がりを何とか作っていくということでない、なかなか政策を変えることは難しいですね。

私は東京にいることもありますが、相手を本当に説得したいときは当事者を連れて行きます。政治家のところにも、厚労省にも、一緒に行って、残留孤児の人たち自身に話してもらいます。毎年、全国の原告団の代表が集まって、厚労省の人たちに様々な実情を2時間か3時間位かけて話す意見交換会をやっていますが、当事者の話は説得力があります。

やはり闘いの主体は当事者だということを強調しておきたいと思います。

■中原

ありがとうございます。続いて南先生に伺いたいのですが、本日のシンポジウムのタイトルにもしております「尊厳ある共生社会」という点に関しまして、九弁連の方でもこれを十分に政策ができていないということで人権侵害として認定しているのですが、中国文化を持った中国残留帰国者2世も含めて、社会の中で尊重される、あたりまえの存在として認識されるような施策を求めているところです。

そのような視点も含めて、今の2世の現状を変えていくために必要なことについて御意見ををお願いします。

■南

私自身の経験から少し紹介しますと、私がそもそも中国帰国者の研究をやろうと思った一つ大きな原因というのが、やはり日本社会における中国残留日本人の視点というのがあって、常に日本人であることを前提に議論していることです。それが逆に子どもに対しても日本人になることを要求することになります。

私自身の経験でも、日本に来て25年になり、もう中国で生活した時間の倍近くになるのですが、やはり私自身、日本と中国どちらのアイデンティティかと聞かれると、どっちとも答えるのは難しいです。むしろその両方が私にあるというふうに思っています。それはもちろん私だけではなく1世、2世、3世、皆さんそうだと思います。特に1世の残留孤児にしても、戦後初めて日本に来た人が多くて、全く2世3世と同じ状況であることから明らかです。帰国者が日本社会でよりよい生活を送っていくためには、中国的な部分を如何に社会が認めてそれを支えて行くかというのは、非常に大事になってくると思います。

そういう意味で行政的な部分での言語支援は必要になってくると思いますし、逆に少し話しがずれるかもしれませんが、私は、勸告書の中で地域でのコミュニティ創設が大事であると訴えている点に対しては、大賛成です。

というのは、やはり中国文化を持つ人たちが一つのコミュニティ（頑固・隔離されたコミュニティではなく、交流ネットワークという緩やかなコミュニティ）を作ること、それが更に日本人-現地の日本人、あるいは他の人々との交流を初めて可能にします。やはり孤立した状態では難しい、浅野先生の報告の中でも時々言葉として出たように、中国帰国者が孤立しているというのがありますし、それを改善するためにも必要だと思います。

あと、おそらく、こういう文脈で考えると国際交流事業、あるいは多文化共生の視点で、中国帰国者の施策を考える必要があると思います。



最後に一つの事例を紹介すると、これは3世に中国語を教える事例なのですが、京都の平盛小学校でもう既に、多分十何年位続いているのですが、中国帰国者の子どもに対して「パンダ教室」というのをやっています。「パンダ教室」の実績などをみると、そこで勉強した子供達は自分の持つ

ている中国文化にプライドを持っているし、それを持って日本人の子供と積極的に交流もできるし、一緒に中国の獅子舞とかをやったりもしています。そういった事例を全国的に色んなところで実施していくと、現在の状況が、2世の問題も、3世の問題も、少しずつ改善していけるのではないかと考えます。

■ 中原

ありがとうございます。続いてずっと新聞記事、書籍で、社会に記者の立場から訴えられてきた樋口記者の方に実際に国自治体の施策を変えるために何が必要か、御意見をお願いします。

■ 樋口

普段は新聞テレビを見ていると、この2世の問題っていうのが大きく取り上げられているかというと、正直自分自身の反省を込めて言うと、少ないというか、ほとんど見ないというのが皆さんの認識だと思います。

それはなぜかというふうに考えると、やはり問題が可視化されていない、見えないようになっていたというのが現状ではないかと思っています。

それは先ほど米倉さんがおっしゃったように、2世の方が声を上げるのが簡単ではない、生活もあって、言葉の問題もあって、そういう運動を大きくするのがやはり難しいというような状況に今まであったかもしれませんが、今回の

九弁連の勧告がこの問題を見えるようにする可視化する一つ大きなきっかけになるのではないかなと感じています。

数字で問題を示して、具体的に政策的な答をされたというのがそういう意味でも非常に大きな意味があったというふうに思います。

あとマスコミ的な考えというか、記者という視点でもう少し視野を広げてみると、来年はよくいわれているように戦後70年ということで、普段長崎で原爆問題、戦争などを取材していて感じるのですが、もう戦争当時のことをリアルタイムにご存知の方というのがどんどん少なくなっている状態です。例えば今の若い人に「満州」と言っても分かる人どれだけいるか、「開拓団」と言っても分かる方がどれだけいるかというような状況に、これからどんどん、もうなっているかもしれませんが、そういうふうな状況になってきていると思います。

そのような中、2世の方がこういう状況にあることがもともと1世の方の歴史に起因するのだということを、私達なんかも今の機会に1世の方の歴史も踏まえて記事その他でしっかりと書いていかなければならないというふうに今日改めて感じました。

■ 中原

ありがとうございます。最後にこの点について浅野先生いかがでしょうか。

■ 浅野

問題解決のために、国の責任を明確化すること、および、とりわけ苦しい2世の実態をもっと社会に知ってもらうことは、もちろん必要だと思います。

ただし、それよりもっと大事なことは、米倉先生が言われたように、闘いの主体が当事者であるということです。1世の問題は、当事者が立ち上がることで、ようやく一定の改善がなされたのです。

2世は、年齢も職業も属性もとても多様で、結集が難しいことは十分理解できます。それでも、当事者が中心にならなければ、問題の解決はやはりありません。

支援者は、闘っている当事者がいて、初めて支援者になれるのです。一方、当事者の2世の方は、支援者なんかいなくても当事者です。どっちが主体なのかは明らかです。当事者の2世の方から見ると、学者とか、弁護士とか、新聞記者という、凄く強いように見えるかもしれませんが、でも本当に問題を解決する主体、本当に強いのは当事者です。当事者が自ら闘わなければ、支援者は何にもできません。その関係をきちんと踏まえることが、まず必要だと思います。

九州・福岡にも2世の会ができたと同っています。実は兵庫県にも2世の会があり、本日はその会の代表が3人、この会場にも参加しておられます。この場で色んなことを勉強させていただいたのではないかと思います。

実際に法律や制度を変えるには、それぞれの地域の内部だけでなく、全国の2世の組織・ネットワークが必要です。それができれば、問題解決の第一歩が開けるのではないかと思います。

■中原

時間は押してはいるのですけれども、ここで質疑応答をもうけたいと思います。最初の質問ですけれども、樋口さんの方に質問が来ています。

「行政担当者や日本人の多くが帰国者2世、3世を見ると、中国語を話すから中国人として見ているような

気がします。日本の方は戦争のために永きにわたって帰って来られなかった我が同胞という目で、帰国者2世、3世を見られるようになりますか。」

難しい質問ですが、樋口さんの取材経験から、そこら辺について当事者の方と接された経験から御意見を伺いたいと思います。

■樋口

なかなか一般化してお答えするのは難しいのですが、私自身の取材経験の中からお答えしますと、子どもというのが一番分かりやすい例で、先ほど例に出した元町小学校の例ではやはり、帰国してきてすぐクラスに入ると、どうしてもからかいがあったり、いじめとか、中国語しか話せないことで子供さんが孤立してしまったりするというのが、子ども同士ということですので起きてしまいます。

しかし、先生が、ことある毎に、言葉を話せない子がどういう気持ちでいるかを考えるように子どもに促したり、実際にお子さん達のおじいちゃんおばあちゃんにあたる1世の方を学校に連れてきて体験を、時間をとって語ってもらい、それを理解、背景を教えたりすることで、そういった子ども同士のトラブルがなくなって、皆で仲良くしなくちゃならないというような雰囲気包まれている学校だと取材を通じて感じました。



そういう事例をみると表面上だけで判断するのではなくて、きちんと知識をもって、心を寄せて付き合えば、上手く人間関係がいくというふうになるのではないかなと思います。

■中原

ありがとうございます。南先生の実際のご体験から、日本人が同胞と思えるようになるのかという点に関してはいかがでしょうか。役所は、帰国者の方をそう見てないのではないか、そういうふうになれる日が来るのか、ということについていかがでしょうか。

■南

結論から申し上げますと難しいと思います。

私自身も色んな調査をやってきました。その中で、ボランティアの方から、中国残留日本人の2世だけではなく1世でさえ、同胞であるにもかかわらず、一般の日本人からすると同胞意識が薄いという批判の言葉を聞いたことがあります。

あとはやはり地域の他の住民のまなざしも問題です。調査などをやると、中国帰国者1世、2世、3世含めてですが、やはり中国語を話しているのを見ると、あるいは中国文化的なものをしているところを見ると、他の住民の目には、彼らは中国人としてしか映りません。

ただし、やはり地域社会がそれに向けて改善する余地はあると思います。例えば浅野先生の最後の提案の中に、中国残留日本人の歴史を伝えていくという提案がありました。そうした活動が地域の小学校とかで進められると、中国残留日本人は地域に住んでいる中国人ではあるが、ちょっと違う中国人であるという意識が徐々に生まれるのではないかと考えます。

実際私の知っている京都の小学校の事例では、中国残留孤児が実際、小学校に行って自分の体験を語っています。そうした活動を通じて、小学生が、団地に住んでいる中国人達（中国残留日本人）を見る目が徐々に変わっていくというのが、子ども達の書いている感想を見ると非常に分かります。そういう地道な作業は必要だと思います。

■中原

米倉先生の方にも多数質問が寄せられております。

まず、最初の質問ですが、加害者が補償範囲を決めることはできないと私人間では認められていない。一般の方だったらという意味だと思うのですけれども、なぜ、それなのに国が加害者だとそれが可能になるのかということで、現状がなんでそういう線引きがされているのかというご質問が来ております。

1 世について政策を変えるという訴訟を取り組んで、実際に獲得されてきたご経験に基づいてそこら辺の不合理さというか、そこについていかがでしょうか。

■米倉

ちょっと具体的な意味は分かりにくいのですが、おそらく、どうして中国残留邦人にこんな被害を遭わせた国がこんな不十分な政策でよしというふうになっているのだろうかという質問かと思います。

それはいいわけではないのですが、もともと国は何も悪いことしてなかったという立場だったのです。

本当に、厚生大臣が、引き上げで帰ってこれなかった子は、もう中国人になったのだということを国会で言い放って、連絡がとれなければ、戸籍から全部戦時死亡宣告ということで死んだことにしてしまっ、国交が回復しても、中国に残された子がいる、帰ってきたいといっているということも分かっているながらそれを探し出し帰国させる手立てを全くとらなかったというところから出発しているのです。

「民間先行」といわれているのですが、民間のボランティアの人達が、全く政策がなかったときに中国に行って、肉親捜しを手伝い、それがマスコミに載り、ちょっとずつ国の政策を動かして行きました。

だからゼロから出発して、ずーっと支援の歴史があつてそれでも足りなくて大きな裁判をやって勝ち取りました。

でも政治解決をしたと言っても、そこからの闘いのも厳しくて、最初から 100 点満点の回答が得られるような状況では全くありませんでした。

それは、本当に全国の原告団と一緒に頑張って、頑張って、やっとやっとたどり着いたのがここということなのです。

だから、国の方が勝手に線を引いているというのはそのとおりなのですが、逆にこちら側からいうと、何にも無かったところをやっとここまでとつたと、もう一歩進めるにはもっとやはり力が必要だと、黙っていてもそういう政策は与えてもらえないと、そういう力関係の中での今の政策というのを分かっていたきたいと思います。

■中原

ありがとうございます。あと、具体的に施策を変えさせるためには、行政との折衝のみならず国会議員等の政治家との交渉も必要になるかと考えられますが、具体的なターゲットになるような議員がいるのでしょうかという質問、もしくはそのような議員を動かすためのアクションプランとか具体的に弁護団等

でご検討されていますかというご質問がっております。

■米倉

今日のこのシンポジウムにメッセージを寄せてくださった熊本の野田毅議員がいらっしゃいます。実は野田毅先生とはこの裁判をやっているときに偶然のような形で巡り合っており、当時与党だった自民公明が、与党プロジェクトチームを作ってくれて、その座長になって下さったのが野田毅先生です。

今回の配偶者支援のための法改正も、民主党政権から政権交代してまた自公が与党になった時に「与党P T復活して下さい」とお願いに行ったことから、野田先生をはじめとする与党P Tが実際はかなり動いてくれ、厚労省も動かしてくれたことが、大きな力となりました。

そういう意味では中国残留邦人の問題は、この中心になってくれた野田先生達の与党プロジェクトチームというのはあるのですけれども、もちろん私達はそれだけではだめなので、超党派で各政党それぞれ核になってくれるような議員を探し、きちんと要請行動もしています。

2世の問題について、野田先生達の与党P Tが「はいわかりました」と言って引き受けてくれるかということそれはわからないと思います。やっぱり色々な繋がりを生かして、これからも理解してくれる議員を作っていく、というようにしないとなかなか難しいかとは思っています。

■中原

ありがとうございます。

あと、これは支援のお立場からだと思うのですが、具体的に、通訳をされている方で、帰国者のために自分ができることは通訳と考えております、米倉先生かご存知の先生方に、そういう組織を教えてもらえませんか。

支援組織のようなものが実際にあればというふうなお話だと思うのですが、2世を含めてのお話なのかもしれません。

東京とか兵庫の方は先ほどのお話しが出ましたが、そこら辺の何かやりたいというときに入れる支援組織のようなものがあるかどうかについて、まずは浅野先生の方からお願いします。

■浅野

申し訳ありませんが、私は九州・福岡でどのような支援組織があるのか、今の段階で存じ上げません。

ただ、2世の会や帰国者と色々な繋がりを持っておられる支援者の方々は当然、おられると思います。そのような組織・団体と連絡をとられたら、さまざまな活動の場があるのではないかと思います。

■ 中原

東京の方とかでは1世の支援組織等はまだあるのですか。

■ 米倉

東京は、1世の裁判の後で「中国帰国者日中友好の会」という名前のNPO法人を立ち上げまして、そこに2世の人達も入っています。ホームページでその名前で検索していただくと連絡先など全部出てくるのでとりあえず電話をしていただければと思います。

それから東京にも2世、3世の会というのはありまして、かなり大きい会で連絡もありますので、私にでも連絡をいただければ、それはご紹介できると思います。

福岡は、先ほどの木村さんが帰国者の会をやってらっしゃるんですよね。だから木村さんなどにも聞いていただければ、いくらでも支援をしたいという方は入れるのではないかと思います。

■ 中原

ありがとうございます。

その他、国費・私費の区別の解消がこの先はかれるのだろうか、人権侵害であればこの先国賠請求とかできるのかなど多々ご質問をいただいておりますが、時間の関係上こちら辺で質問の時間を終わらせて頂きたいと思います。

最後にパネリストの方々から、本日のパネルディスカッション、シンポ全体を踏まえて、手短で恐縮なのですが簡単にご感想含めていただければと思います。まず、最初に浅野先生の方からお願いします。

■ 浅野

今回のシンポジウムは、2世の問題について、例えば大学の特別入試などの個別課題にとどまらず、包括的に取り上げた、おそらく日本での初めての大規模な取り組みだったのではないかと思います。

そういう意味で、2世問題という問題が存在するのだという社会的な認識を拓げていく第一歩が、今日だったのではないかと感じます。

もちろん2世問題は、簡単に解決する問題ではなく、色んな困難はあるでしょう。しかし少なくとも2世問題が存在し、これは解決すべき課題であるということが確認された。これは、非常に大きな第一歩だと、私は思います。

今後、福岡の2世の会、兵庫の2世の会、東京の2世の会、全国の2世の会が連携を取りながら、2世問題を解決する運動が展開されていければ、今までにない新たな問題解決のスタートラインが引かれたことになると思います。

■樋口

私も浅野先生と同じ意見ですが、実際今、一世の裁判の時のことを今日のシンポジウムを通じて思い出しまして、一世の時にどうして解決に向かったかといえば、やはりみんな一旦は一世のことを日本社会から忘れてしまっていたのが、裁判を通じてああやっぱりこういう人がいたのだと、日本全体が一世の方の境遇に対して想像力を、一般の方も含めて多くの人が持ったからこそ、政権が動いて政策ができたのだと思います。

今日のお話聞いても2世の方についてももっと一般の人たちが想像力を働かせて、こういう背景があるのだったらそら大変な思いをされているよねというふうに思えるような記事を私達もマスコミの立場から書いていかないとならないと改めて思いました。ありがとうございました。

■中原

ありがとうございます。続いて南先生いかがでしょうか。

■南

個人的に中国帰国者の研究をやってきて、正直に言うと、2世の問題はこのまま何もとられずに、そのまま過ぎてしまうのではないかという危惧はずっと自分の中にありました。

今日、九弁連の勧告書を出した後に、こういうシンポジウムを大々的に開催できたことは、私の危惧はなくなったということで、個人的には非常に嬉しく思っています。そういう意味で九弁連の労力に敬意を表すると共に謝意を申し上げたいと思います。

あと、昨日長崎大学の何人かの先生と雑談をした時のことですが、その時出た話題というのが、なぜ日本社会は異質なものに対して見えない振りをするのか、ということでした。実際異質なものが存在しているにもかかわらず、全く相手にしようとしなないという話題がありました。今日の中国残留帰国者2世の問題にも非常に通じていて、私の危惧も正直に言うと日本社会の在り方に起因しています。逆に言うと、中国帰国者2世の問題、中国帰国者の問題は単に当事者の問題ではなく、やはり日本社会の在り方が問われているというふうに考えています。

それはまたマイノリティとしての中国帰国者、あるいはマイノリティとしての他のグループの人達の問題にも通じており、日本社会が彼らとどう接していくのか、共生していくのか、というのは非常に大事な問題だと思いますし、今日のシンポジウムはそれを考えるための一つの大きなきっかけを作ったことは非常によかったというふうに思っています。

■中原

ありがとうございます。続いて米倉先生お願いします。

■米倉

皆さんおっしゃるように2世の問題をテーマにした集会というのは本当におそらく初めてではないかと思います。

最初にも申し上げましたけれども、1世の問題でも老人ホームの問題など色々な問題がまだ残っているのですけれども、何とか、1世と配偶者の生活の問題が解決をほぼ終えたところで、この九弁連の勧告書、それから詳細な調査、そして今日のシンポジウムがあったということが本当に大きな問題提起になったと思います。

先ほどから申し上げているとおり、2世の問題は本当に複雑なので、私達受け止める方としても、やはり当事者の方が動いて声を上げていただかないと思います。例えば先ほど浅野先生から中国に行ったり来たりするという生き方もあるのではないかとということが言われていましたが、そういうことは本当に当事者の人が言ってくれないとどういう政策が一番その人達のためになるのか私達わからないわけです。そういうことも改めて再認識したと思います。

私共も東京で弁護団をやっていますが、これから、同時に全国のこういう色々な情報を集めたり、悩みを集約して、たまたま東京にいますので、厚労省に提起をしたり、国会議員のところに持って行くというようなこともやっています。

今日これを本当に良いきっかけにして、私の方も、私達弁護団も精一杯、2世、3世のためにも努力をしたいと思います。今日をきっかけに皆さんとまた繋がって、2世の方達の色々な実情、それからネットワークもお知らせいただける、そのスタートの日になれば良いなと思います。今日はどうもありがとうございました。

■中原

ありがとうございます。
それではこれでパネルディスカッションを終了したいと思います。



閉会あいさつ

九州弁護士会連合会人権擁護委員会委員長 大 毛 裕 貴



本シンポジウムの閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

まずは、本日会場にお見えの皆様方におかれましては、長い時間にわたりましてご参加いただきましてまことにありがとうございます。また、きょうの議論全般を非常に有意義な

ものとしていただきました各パネリストの先生方に、改めまして心より御礼を申し上げる次第でございます。どうもありがとうございました。

さて、本シンポジウムで中国残留帰国者2世・3世の方々のおかれた現状が非常に厳しく、今後に不安を残すものであること。支援を行うべき国が十分な支援を行っていないことがよく分かりました。

特に年金がもらえないかもしれないことに関し、2世3世の方々が非常に強い不安を覚えていることも浮き彫りになりました。

この現状を変えていくためにどのような行動をとっていけばいいのか、パネリストの方々から貴重な示唆をいただきました。

残留孤児を生み出してしまった責任が国にあることは間違いありません。国は最後まで支援を行うべきなのです。

九州弁護士会連合会人権擁護委員会は、中国人残留邦人問題に長年かかわってきました。今後も私たちは、この問題を注視し、微力ではございますが少しでも中国人残留邦人、その2世3世の方達の力になれるよう活動していくことをお約束し、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

第2部 九弁連勧告・シンポジウムの報道



〔第3種郵便物認可〕

帰国者2世支援を

九井連「中国で育ち適応困難」

首相に勧告

九州弁護士会連合会は20日、国の施策が中国帰国者2世の人権を侵害しているとして、2世を対象にした年金制度や就業機会の創設、病院での通訳サービスや日本語教育などの施策を実施するよう、安倍晋三首相宛ての勧告書を出した。

九井連の調べでは、

2世の6割近くが日本語の読み書きができず、生活保護受給者が2割以上いたという。九井連は「2世は教育を受ける権利や労働の権利、生存権などが侵害されており、憲法違反に当たる」と指摘し

【樋口岳大】

る場面では「病院で症状を伝える」が「大変困る」「少し困る」が計70%に上った。現在の仕事・最後に就いた仕事は「正規（雇用）」が51%だったのに対し「非正規」が44%。生活保護受給者は21%で、現役世代の35%が年金保険料を納付

年齢基礎年金の満額支給

中国帰国者



戦前、日本政府は旧満州（現中国東北部）に開拓団などとして農民らを送りこんだが、終戦時の混乱で多くの子供たちが取り残された。当時13歳未満だった人は残留孤児、13歳以上だった女性を残留婦人と呼ばれ、日中両政府の調査で身元が判明した人らが1980～90年代を中心に永住帰国した。厚生労働省によると、5月末時点の永住帰国者は残留孤児2555人、残留婦人4151人。厚生省は日本で暮らす2世の全体数を把握していない。

国の政策の被害者

中国帰国者問題に詳しい神戸大大学院の浅野慎一教授（社会学）の話。今の2世の悲惨な状況は、日本政府の責任で残留邦人（1世）の帰国が遅れたことに加え、原則20歳未満の未婚者しか国費で連れて帰れないという政策から生み出された。2世は年齢的に見ても、政府が支援をしない状況から見ても、かつての1世より深刻な問題を抱えているケースがある。政府は何らかの対策を取るべきだ。

や生活支援給付など一定の改善がなされたが、2世は対象外だった。

九井連は「国が戦時

死に宣告などで1世の帰国を遅らせたことや、1世の帰国事業開始後も20歳以上の既婚の2世を国費で帰国させなかったことが、2世の帰国の遅れにつながったと指摘。「中国文化の中で育った2世が帰国してすぐに日本での生活に適応できるものではなく、多くが経済的に苦しい状況にある。一般国民との経済格差は戦後の国の施策で生じた構造的なものだ」と主張している。

総連本部の売却中断

最高裁 異例の執行停止

在日本朝鮮人総連合会（朝鮮総連）中央本部の土地・建物の競売で、最高裁第3小法廷（木内道雄裁判長）は19日付で、高松市の不動産会社「マルナカホールディングス」への売却手続きを停止する執行停止決定を出した。マルナカの落札を有効とした5月の東京高裁決定で手続きが進められることになって

いたが、総連が不服を申し立てたことから、最高裁の判断を待たず、中央本部の競売は昨年10月、2度目の入札でモンゴル企業が約50億円で落札したが、書類不備を理由に東京地裁が今年1月、売却不許可を決定。3月に開札だけをやり直し、次のマルナカが約22億

「手話は言語」条例可決

佐賀県嬉野市議会は20日、手話を言語と認める「心の架け橋手話言語条例」を可決した。7月1日から施行する。

嬉野市によると、手話言語条例の制定は九州初。

障害者基本法が3年前の改正で手話を言語と認め、鳥取県が昨年、全国で初めて手話言語条例を制定した。

佐賀・嬉野市 九州で初

嬉野市は今後、タブレット端末2台を福祉課に置き、聴覚障害者が各種手続きをする際、県聴覚障害者サポートセンター（佐賀市）と端末を結び、センター担当者が手話通訳する。また、手話通訳者の養成講座や市職員の手話研修も開く。

【渡部正隆】

中国残留邦人2世

帰国後の苦境

現場発

終戦時の混乱で中国に取り残され1980～90年代を中心に永住帰国した中国残留邦人の2世たちの多くが苦境に置かれている。九州在住の2世77人を対象にした昨年の九州弁護士会連合会(九弁連)の調査では、6割近くが日本語の読み書きができず、生活保護受給者が2割に上る。こうした実態に九弁連は6月、2世への独自の年金制度創設や日本語教育など必要な施策を実施するよう安倍晋三首相に勧告した。政府にその声は届くだろうか。

【樋口岳大、写真も】

「国は安心して暮らせるような制度を作してほしい」。福岡市東区の木村友和さん(54)は県営住宅の一室で語った。2011年に75歳で亡くなった父忠義さんは、中国から永住帰国した残留孤児。次男の木村さんは2世だ。

戦前、日本政府は旧満洲(現中国東北部)に開拓団として農民らを送り込んだ。忠義さんも1940年ごろに青森から旧満洲に渡ったが、終戦時の混乱で中国人に預けられた。懸命に肉親を捜し、戦後50年の1995年、日本に永住帰国。木村さんと妻、長女も共に帰国した。

日本語の壁 就労困難

木村さんは当時35歳。中国では体育学校の教師だったが、日本語ができなため土木作業などで生活圏を移した。しかし、心臓病で4年前から肉体労働ができなくなり、生活保護を受給している。

福岡県中国帰国者協会(約60人の会長でもある木村さんは、高齢になった2世から「無年金」や介護、医療などの切実な相談を受ける。「言葉は分からず最低限の生活しかできない。国は2世の事情を理解してほしい」と訴える。

長崎市の中国残留邦人2世、佐藤さん(47)。戦前、祖父母と父らが長崎市から大連に渡り、日本料理店を経営。終戦後も混乱で帰国できなかった。

佐藤さんが生まれた頃、文化大革命の嵐が吹き荒れた。佐藤さん一家は「日本のスパイ」と弾圧され、遼寧省撫陽から内モンゴルへ強制移住させられた。佐藤さんは道中に高熱が原因で徐々に視力を失い、1年ほどで大連の祖父母の元へ帰された。だが、父母は5年間労働を強いられた。

その間も祖父母は帰国を目指し、身元保証人となる長崎の親類を探した。しかし、原爆投下後の混乱で親類は離散し、見つからないうまま1982年に祖父母は死亡。その後親類が見つかり、父(75)が90年に永住帰国した。佐藤さんも「父の近くで暮らしたい」とその6年後に帰国した。

佐藤さんは幼い頃、祖父母が短波ラジオで演歌や童謡を聴いて祖国を懐かしがり「眼鏡橋」や「諏訪神社」など長崎の名所を口にしていったのを覚えている。祖父母はみそ汁や焼き魚などの和食を作っては食べさせてくれた。だから幼い頃から「自分は日本人だ」と意識していた。

「本当の日本人になりたい」と願うが、学校で日本語を学ぶ機会はなく、日本の社会や歴史、文化を勉強できない。中国では画学校でマサージを教えていたが、日本では仕事に就けないという。

支援法 2世は対象外

戦前戦中に中国に渡り、終戦の混乱で取り残された人々のうち、13歳未満だった人は残留孤児、13歳以上だった女性は残留婦人と呼ばれる。身元が判明した人たちが1980～90年代を中心に永住帰国した。

残留孤児については、国が早期帰国や自立支援の義務を怠ったとして賠償を求める訴訟が2002年から全国15地裁で起き、原告が勝訴した08年の神戸地裁判決を機に改正中国残留邦人支援法が成立。老齢基礎年金の高額支給や生活支援給付など一定の改善がなされた。

だが、2世は対象外で九弁連は「1世の帰国事業開始後も20歳以上の既婚の2世の帰国費用を国が原則負担しなかったことから2世の帰国が遅れた。一般国民との経済格差は戦後の国の施策で生じた構造的なものだ」と指摘している。



日本国を学ぶ機会がない苦悩を語る佐藤さん(右)と妻の孫勝さん

商店街で龍踊



長崎くんち中田の8
日、踊町7カ町は、
奉納した演し物を長崎
市内の商店と家々の前



中庭の商店街で感嘆を述べた。

ニッポン
 日本

九州護国士連合会 自ら責任はなぐ
はるが、中国緊要野人 日本政府の責任を解読
2世が抱える問題点 されるときだと強調
について意見を多くが した。
ジラムを福岡市で開 護国野人は、戦後に
き、新護士100名が約 九州(現中国東北部)
100人が参加した。 に参加したとことと送
九州連の調査で、護国 られ、総経路の通説を
邦人を含む、日本語の 現地に伝へられ、人々
邦人調査から、日本を だとして、1888より90
ず安定した仕事にお就 年代を中心に開国し
びず、年金を受け取れ た。9月末時局の来
ないなどの問題を抱 往帰国者は、総戦時に
えていることが判明。 13歳未満だった護国孤
神戸大学卒の幾野 児が2555人、女性
風一義が戦死して2 以上15歳以上だった護国
世の問題は、日本政府 婦人が4152人。日本
の政策が生み出した残 本を奪らする世は、日
留人問題の一部であ 世に同伴して國で戦
り、それだけの素養の 国したが、1世の帰国

「殘留邦人2世」問題解決を

後に支那で韓国した人
は、国は正確な人数
を把握していない。
今回、九世連による
九州の世帯人々の
アンケートでは、日本籍
の朝鮮族が全体の
25%近く（25%と
25%）が計多
上を占め、朝鮮族
明らかになった。朝鮮
総務は、日本政府が
世に問はずに世を
国で生きる世を「外
国籍の朝鮮人」と認
したため、世の帰
が選れたと指摘。私
で韓国した世は国
自主権の対外外
れ、より深刻な状況
であると指摘した。

「釜山、巨港から
物工場、船渠、釜港
での産業環境は手
切らずに『薩長土
など』に属属された
『土庫中、薩長は
なごう土庫中を言
薩長を言ふが、今
は向うも補償して

中国残留邦人之世が抱える問題について講演する
浅野教授



す。法律も日本語も分
からないので自分で通
訳した。漢語教習を
する世の切實な言を紹介
し、教習や就職、年金
などの問題解決を求
めるための金庫貯金ソ
ウとウイ作りが露た
と暴露した。

最晩年の中国義勇孤
児(世)佐藤君など
⑩は、義勇孤児の父
親が帰国してから8
年後の2005年に私
塾で帰国した。塾生の
ため自身がまず、中国
では直字学校でマッサー
ジを教えていたが、帰
国後は日本語学校を機
会ながら、今もほとんど
に語れない。⑪の本を

読みながら通訳するの
が嬉しいようだ。佐藤
君は「日本語学校を
助けてもらい、日本社
会のことが深く知れた
」と語り、

義勇孤児1世は全国
で集団訴訟を起した
結果、国が生活支援給
付の実施など一定の改
善に動いた。一方、
世の活動は全国的な
ものがまだない。義勇
教師は「法律や制度変
更を促すは、世自身
が闘いの中心になら
なければならぬ。全
国の世が連携して運動
を闘うことで、解決
が何かならう」と語
る。

【神戸市大

原爆症認定求め提訴

長崎地裁 甲状腺機能低下の女性
長崎原爆の被害者
で、甲状腺の発生病を
発したとされた長崎市の
女性(89年8月)国を
提訴せ、却下処分を
取り消すを求める訴え
を長崎地裁に起こし
た。
原告代理人の弁護士
によると、女性は生後
4カ月の時、長崎市本
原町(愛心地)に約る
母の母家系被爆
した。原爆落下後には
母に抱かれた状態で
「黒い雨」を浴びたと
いう。女性は子供の
頃から疲れやすく、1
995年7月に甲状腺
機能低下症と診断さ
れた。現在も通院し
て治療が続いてい
る。
女性は2009年10
月に原爆症の認定を申
請したが、11年4月に却
下され、異議申し立て
も14年4月に棄却され
た。提訴後、女性は「
がまん」と主張し、母
と認められ、甲状腺
症と認められず、また
なにを訴えた。
【朝日新聞】

リズガル遊べる

九十九島動物園
佐原市の西郷国立
公園九十九島動物園
は8日、雄のエコノミ
スガルと雌が飼育ス
ーから逃げたと発表
した。

園長によると、同日
午後4時半ごろ、池
畔にたたり、スガル
で飼育されていた
の雄が管理のため
に池畔を走っていた。

15. 10月20日
 昨木の葉を翫に終
 下。秋に漸く紅葉
 びだす。

16. 11月1日
 となしきもの。一
 つて人ぞかぬを
 もあることなり。

園では「発見した
 合は近うか」と種
 子を探ひてゐる。

17. 11月10日
 終定は10月20日
 28. 0011

18. 11月11日

判 故 件

◆大村で食糧全焼
○午後一時40分こ
の、大村市木場一、電
気修理工業、野田充さん
(89)所有の同市町内に
ある倉庫から出火。木

き家(延べ約1200
方尺)を全焼した。
木さんは避難すなわ
足る所に難いやむら
出火場所や原因を調
てゐる。

(新上五島新聞)

紙の王様
山口紙店

紙のデパート

株式会社山口紙商店

OA用紙、事務用紙、心算機紙、電子帳
簿用紙、複写紙、コピー用品、フロッピーディスク
及び周辺機器、文房具、トナーカートリッジ、磁気テープ、
磁気ディスク

(代表)095-824-0702

五

カッパ区は父
は母の名。上
佳(留記)
丘面△森田灯
川平町△嶋長
(獨一)△小
坂(皇明)花壇町△古
羽(敬)△石田賢樹(皇)

合
綸
內
具

ながさき・させぼ

長崎支局 長崎市魚の町3-11
〒850-0874
電話095-824-0700 FAX824-0644
nagasaki@mainichi.co.jp

佐世保支局 佐世保市天満町3-12
〒857-0043
電話0958-22-4151 FAX28-0084
sasebo@mainichi.co.jp

尊さん

何と這は接ぐところなる。ひな
むしと(ひまひむし)、壁をつ
つと登る。ひたからたぐり取
つて登る。取つて登る。
頭を刈り取つた田んぼに接ぐ
道を伸ばして頭を喰うている
白蟻に、老母が歌を歌うながら
手をかけている。見上げる。

鎮守の森の上に眞つ白な巨樹の
蔭に羽を休めたり、秋の爽や
かな風に乘つて飛んだりして
ゐる。畦道には彼岸花が眞つ赤に
盛を仰いで列をなす。エゴ
口草は重たげに揺れてゐる。
歌の傳はけなき處まで、自然と
扶存した祖先の詩を垣間見る
趣がした。

山本博子(63)

残留2世 無援の祖国

日本語の壁、職乏しく

中国残留邦人の2世の多くが、言葉の壁で安定した職に就けないなど生活苦に直面しているとして、九州弁護士会連合会（九弁連）が国に支援の充実を訴えている。1世には自立支援に加えて年金支給の特例など経済的支援もあるが、2世は対象外。2世の生活実態調査に取り組む九弁連は「国が早期帰国に積極的に取り組まず、帰国後の支援も不十分だったために生じた問題」と指摘している。

中国残留邦人は、戦前に残された人たち。1972旧満州へ開拓団などとして年の日中国交正常化以降、送られ、終戦の混乱で取り国は80年代になってようやく

く帰国策に乗り出した。厚生労働省によると、今年10月現在で6707人が永住帰国。ただ、2世については、親に同伴してきた20歳未満の未婚者を除くと原則私費で渡航しており、国は「正確な数を把握していない」（厚労省）。九弁連は昨年、九州在住の2世77人を対象にアンケートを実施。8割近くが30代で来日し、日本語の読み書きが「あまりできない」「ほとんどできない」人が計57%、生活保護を受けている人が2割に上ることが分かった。

家族を含む帰国者には国が日本語教育など自立支援を実施してきたが、継続的な経済的支援はしてこなかった。そこで1世は集団訴訟を起こし、2008年以降、保険料の支払い期間が不足していても老齢基礎年金を満額支給するなど一定の改善がなされた。一方、2世は「戦時の混乱で残留を余儀なくされた1世と事情が異なる」（厚労省）として対象外となっている。残留邦人の問題に詳しい神戸大学大学院の浅野慎一教授は「1世と同様、国の戦後政策により構造的に生み出された問題。1世に準ずる経済的支援の制度化や、医療機関や役所での通訳サービスといった支援が必要だ」と指摘する。

母のため 心残りはないけど...



アルバムをめくりながら母親との思い出を語る高鍋明美さん
＝11日午後6時、福岡市東区

母親が残留邦人で、福岡市東区に住む2世の高鍋明美さん(61)も、生活保護を受けて暮らしている。

1996年、両親と夫、娘の1人5人で帰国した。会計士として

帰国18年、福岡市の女性

北京の貿易会社に勤め、生活は安定していたが「母の最後の願いをかなえない」と決心した。

母孝子さんは21歳で故郷の福岡から中国に渡り、電話交換士として働いた。敗戦時の混乱で帰国できず、ソ連軍から逃れる中で中国人男性の元に駆け込んだ。母は日本語をほとんど話さなかった。文化大革命で「日本人と結婚したスパイだ」と紅衛兵から暴力を受けた父が許さなかったからだ。父のいない間に戦時歌謡曲「満州娘」を歌い、「あなたを連れて日本に帰りたい」と泣きながら話す母の

北京の貿易会社に勤め、生活は安定していたが「母の最後の願いをかなえない」と決心した。母孝子さんは21歳で故郷の福岡から中国に渡り、電話交換士として働いた。敗戦時の混乱で帰国できず、ソ連軍から逃れる中で中国人男性の元に駆け込んだ。母は日本語をほとんど話さなかった。文化大革命で「日本人と結婚したスパイだ」と紅衛兵から暴力を受けた父が許さなかったからだ。父のいない間に戦時歌謡曲「満州娘」を歌い、「あなたを連れて日本に帰りたい」と泣きながら話す母の

言葉を腕の中で聞いた。

ただ、日本での身元保証人がなかなか見つからず、帰国した時、高鍋さんは43歳になっていた。既に70歳を超えていた両親は介護が必要となり2003年に父、08年に母が亡くなるまで日本語を学ぶ時間すらなかったという。中国生まれの夫も言葉の壁で非正規の職にしか就けず、母の死後は生活保護に頼ってきた。

週に何度か同市中央区の九州中国帰国者支援・交流センターに通う以外、社会とのつながりはほとんどない。「母を古里で過ごさせてあげられたので心残りはない。でも、自分が日本に来たことが正しい治療を受けて

セアカゴケ
九大で106
伊都主

福岡市は11日都キャンパスで、特定外来生物「セアカゴケグハム」の卵の入った袋19個、駆除したと市によると、ろ、大学職員が付近で成虫1匹を役所に通報。辺の側溝などでいう。伊都主、日にあった。2014年のコ、として使われた。予備校生別の生徒、北九州、11日正午ごろ、小倉北区馬場、々木ゼミナール、(校内で)生を刺した」と1つ。小倉北署と、男性(19)が力所を刺されて重た男(30)も左手に治療を受けて

第3部 九弁連アンケート調査



九弁連アンケート調査集計結果

アンケートの調査手法

九弁連では、中国帰国者２世の生活実態を把握するため、後掲の「中国残留邦人の２世等に対するアンケート調査票」を用いて、２０１３年１月から３月にかけて、福岡市（１月２７日実施）、長崎市（２月２３日実施）、熊本市（３月１０日実施）、鹿児島市（２月２４日実施）において、中国語の通訳を介して、人権擁護委員会の委員による聴き取り調査を行いました。また、同じ時期に、後掲の「中国残留邦人の２世等に対するアンケート調査票」（中国語版も同封して）、郵送でのアンケート調査も行い、合計９６人（福岡１６人、長崎５人、熊本１５人、鹿児島９人、郵送５１人）からアンケートの回答を得ました。

本調査では、主として、中国帰国者２世を対象として行ったものの、２世の配偶者や３世の回答者も排除しなかったことから、これらの者の回答も含まれていますが、以下の集計結果では、７７名からの回答が得られた中国帰国者２世を対象として集計しています。

なお、集計結果において、上記合計人数と合わない回答数となっている部分もありますが、個別の設問において未回答・空欄となっているものもあるためです。

アンケート対象者の抽出方法

アンケート調査にあたっては、九州地区中国帰国者の会に協力を依頼し、同会が保有している中国帰国者１世の名簿及び中国帰国者２世の名簿（但し、２世の名簿は熊本のみ）の提供を受けました。また、中国「残留孤児」国家賠償訴訟鹿児島弁護団にも協力を依頼し、同弁護団が保有していた中国帰国者１世の原告名簿の提供を受けました。

そして、九弁連により、これらの名簿に載っている中国帰国者１世に対し間接的に又は中国帰国者２世に対し直接的に、中国帰国者２世に対する調査への協力依頼書を発送し、調査に協力するとの回答があった中国帰国者２世等をアンケートの対象者としています。

1 身上関係等

(1) あなたと残留孤児・残留婦人との関係

(人)

残留孤児の二世	49
残留婦人の二世	28
二世の配偶者	15
残留孤児の三世	1
残留婦人の三世	0
三世の配偶者	0
その他, 無回答	3
(合計)	96

(以下, 2世の配偶者, 3世, その他, 無回答を除外)

(2) あなたの性別

(人)

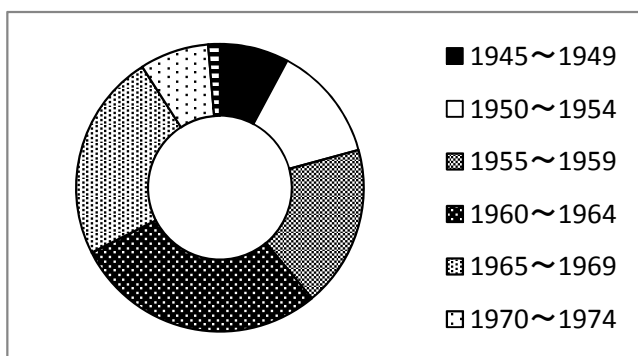
男	35
女	42
(合計)	77

(3) あなたの出生した年

(人)

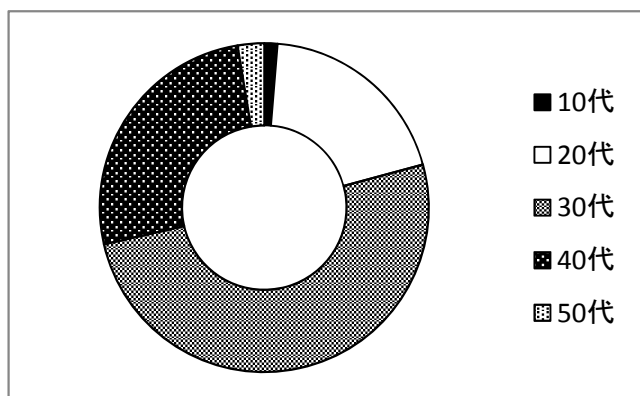
(%)

1945～1949	6	7.8
1950～1954	10	13.0
1955～1959	14	18.2
1960～1964	22	28.6
1965～1969	18	23.4
1970～1974	6	7.8
1975～	1	1.3
(合計)	77	100.0



(4) あなたが帰国した時の年齢

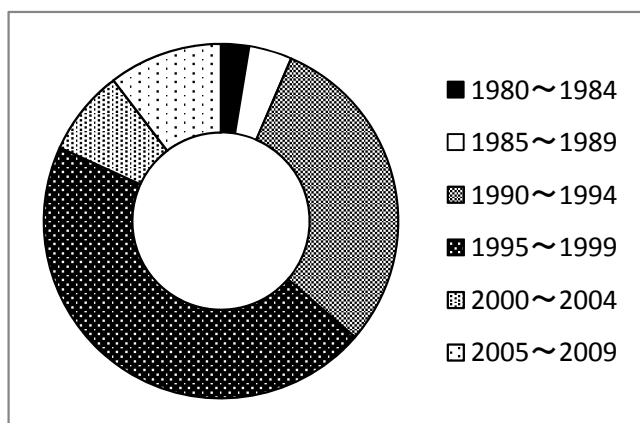
	(人)	(%)
10代	1	1.3
20代	15	19.5
30代	39	50.6
40代	20	26.0
50代	2	2.6
(合計)	77	100.0



2 帰国

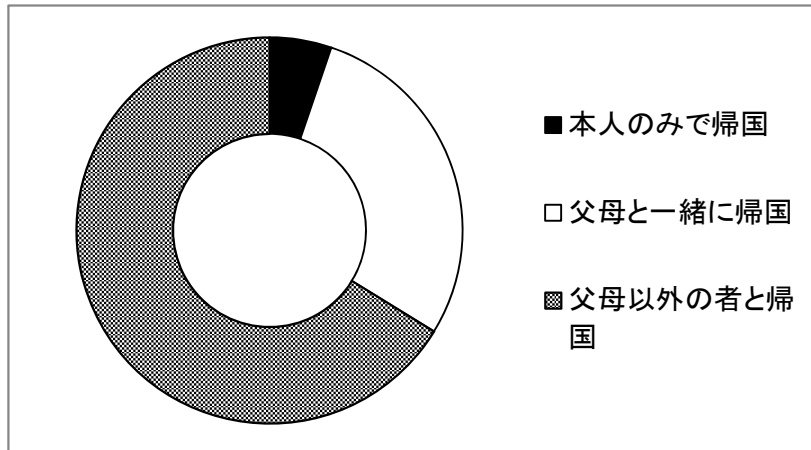
(1) あなたが日本に帰国した年

	(人)	(%)
1980～1984	2	2.6
1985～1989	3	3.9
1990～1994	23	29.9
1995～1999	35	45.5
2000～2004	6	7.8
2005～2009	8	10.4
(合計)	77	100.0



(2) あなたは誰と帰国しましたか。

	(人)	(%)
本人のみで帰国	4	5.2
父母と一緒に帰国	22	28.6
父母以外の者と帰国	51	66.2
(合計)	77	100.0



(3) あなたは家族と一緒に帰国しましたか。

	(人)	(%)
はい	43	55.8
いいえ	29	37.7
その他・無回答	5	6.5
(合計)	77	100.0

【いいえの理由】

既に帰国していた

人数が多かったのでお金が足りなかった

両親と妹は国費帰国したが、自分は20歳を超えていたので国費帰国できず
父が中国人だったので、私と父は中国に残った。母と妹と兄が先に帰国した。

父の仕事事情

自分に家族がいた

大学に在籍していた子は中国に残った

子供は1人だけしか同伴できなかったため、下の兄弟だけが父親と帰国

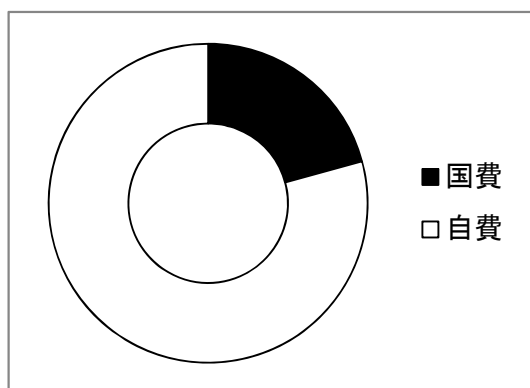
長女は結婚していた

自分は大学に通っていたので

手続上、不同意とされた

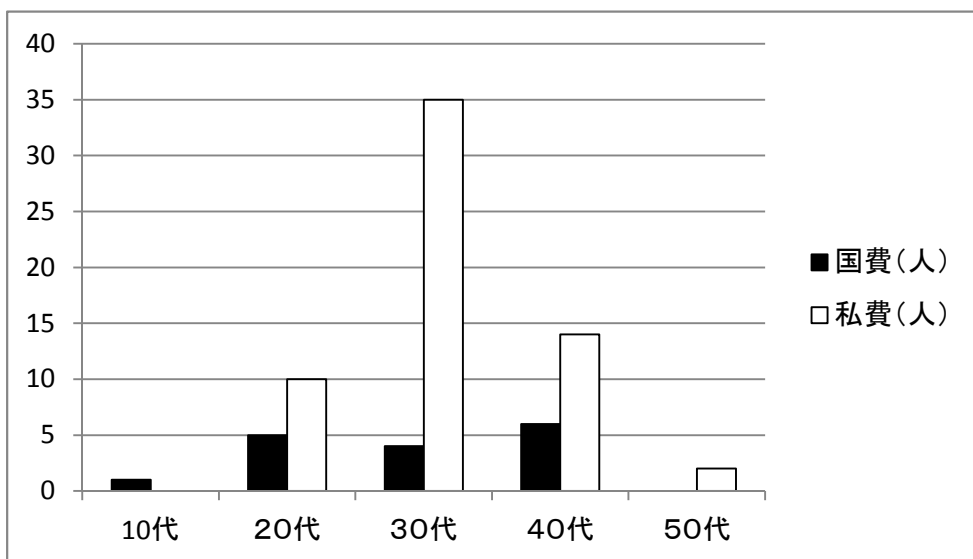
(4) あなた帰国費用は国費ですか。私費ですか。

	(人)	(%)
国費	16	20.8
自費	61	79.2
(合計)	77	100.0



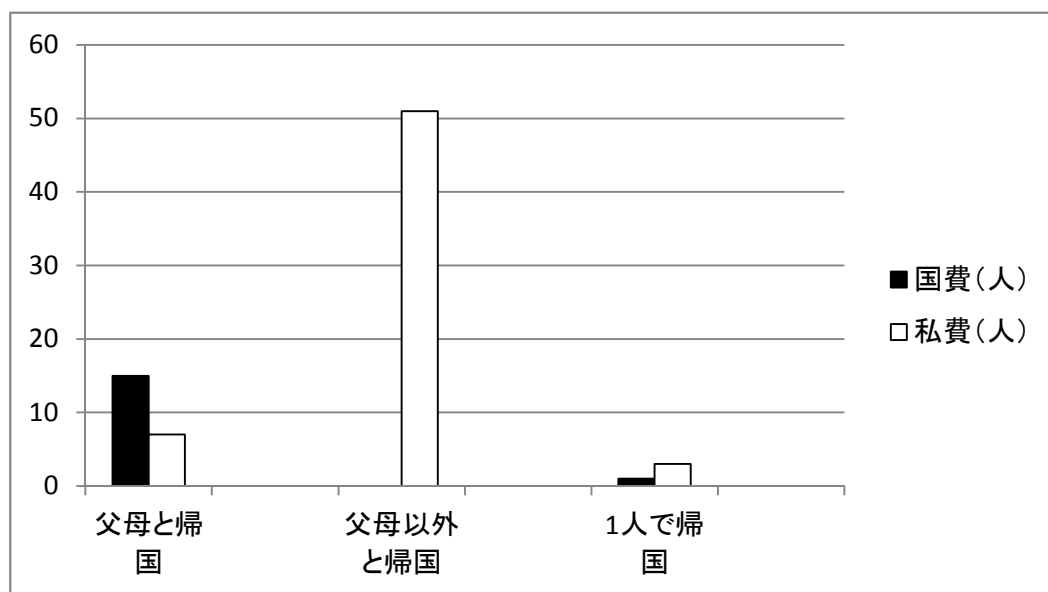
帰国時の年齢と帰国費用の関係

		国費(人)	私費(人)	合計(人)
帰国時の年齢	10代	1		1
	20代	5	10	15
	30代	4	35	39
	40代	6	14	20
	50代		2	2
			0	0
合計		16	61	77



帰国時の年齢と帰国費用の関係

		国費(人)	私費(人)	合計(人)
9 回 入 国 費	父母と帰国	15	7	22
	父母以外と帰国	0	51	51
	1人で帰国	1	3	4
合計		16	61	77



(5) あなたの両親の帰国費用は国費ですか。私費ですか。

	(人)	(%)
両親とも国費	57	74.0
父のみ国費	0	0.0
母のみ国費	4	5.2
両親とも自費	5	6.5
その他・無回答	11	14.3
(合計)	77	100.0

(6) 来日前に苦労したことは何ですか(複数回答可)。

(人)

学校でのいじめ	17
進学で不利	2
就職で不利	7
職場でのいじめ	9
社会でのいじめ	8
その他	

【その他】

中国共産党に入党できなかった。

学校で学生達から日本人鬼の子と言われた

小日本鬼子軍に入れない、仕事もらえない、結婚もできない結婚が遅れた

出世できない・会社内での共産党にも入れない

日本人の子と言って馬鹿にされた。共産党員や公務員になれなかった。

小日本鬼子という悪口を良く言われた。但し、中学校まで。

学校では小日本と言っていじめられた。職場や社会では悪口を言われた
企業内で低い待遇に落とされた。

文化大革命で「日本人の犬の子」との看板を付けて毎朝立たされた。

公務員になれなかった。瀋陽市では差別がひどかった)

特に差別されたことはない

子供達は学校で「日本鬼子」呼ばれからかわれていた。

学校の同級生から悪口を言われた

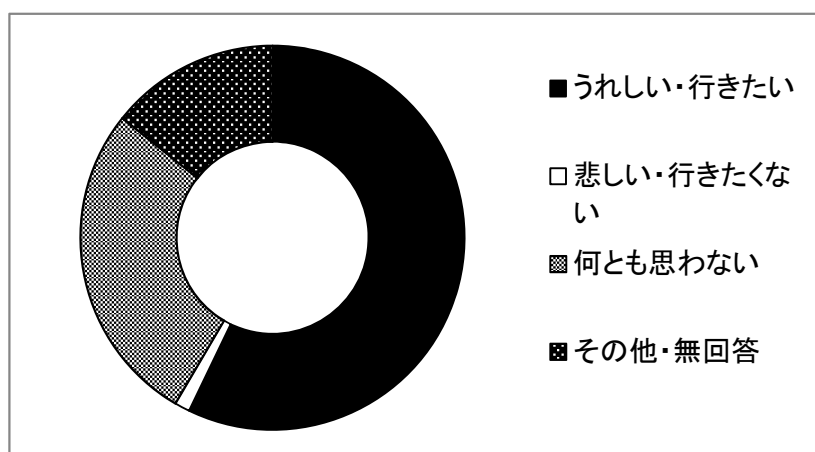
差別を受けたことはありません

一部の職場が特別声明を出し、外国人を採用しない。

子供の頃、日本鬼子と呼ばれた

(7) 日本に来る時の気持ちはどうでしたか。

	(人)
うれしい・行きたい	44
悲しい・行きたくない	1
何とも思わない	21
その他・無回答	11
(合計)	77



【その他】

本人を除く姉妹が既に日本に来ており、帰ってこないかと誘いが来たため
行きたくないということはないが言葉の不安が大きかった

言葉の不安があった

母が先に帰国していたから嬉しかったが、兄弟を残してきたのが寂しかった。

母に会えるのが嬉しいが、仕事がなく日本語もわからないのが心配だった。

言葉や生活習慣の違いが不安だった

中国の生活があった為。日本語も分からない。

家族のために来日しようと思った

日本語ができない、生活が不便と感じた

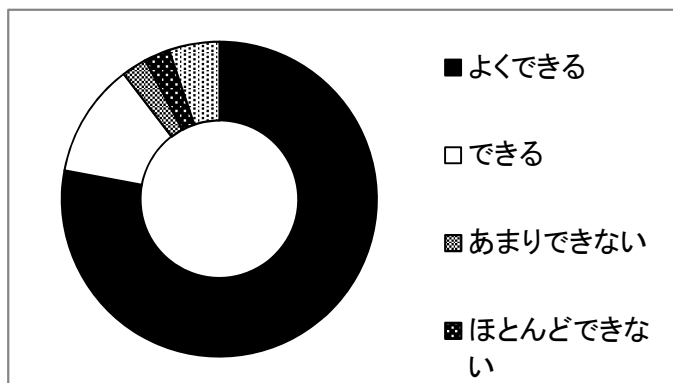
3 語学等

(1) 中国で学校教育を受けましたか。

	(人)	(%)
受けた	66	85.7
受けていない	8	10.4
その他・無回答	3	3.9
(合計)	77	100.0

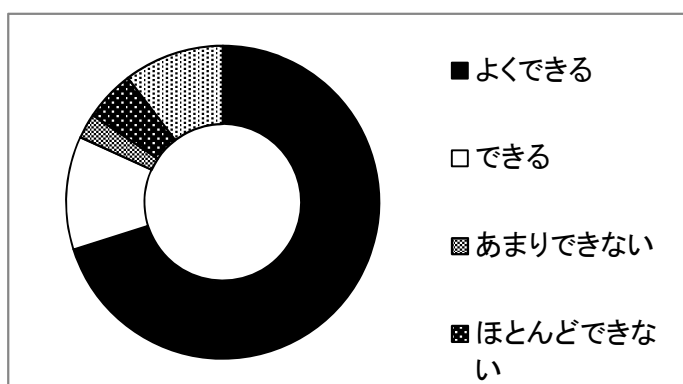
(2) あなたは中国語(聞いたり話したり)ができますか。

	(人)	(%)
よくできる	60	77.9
できる	9	11.7
あまりできない	2	2.6
ほとんどできない	2	2.6
その他・無回答	4	5.2
(合計)	77	100.0



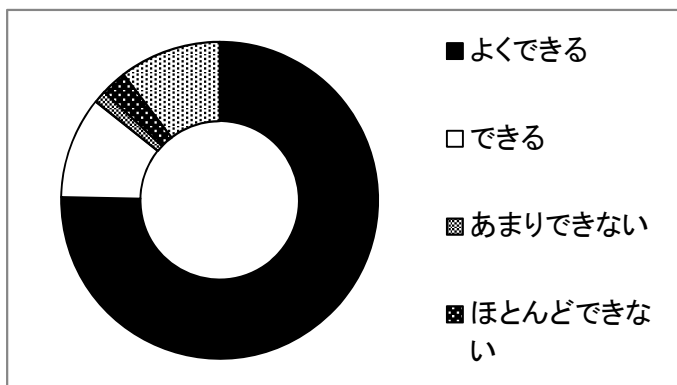
(3) あなたは中国語(読んだり書いたり)ができますか。

	(人)	(%)
よくできる	54	70.1
できる	9	11.7
あまりできない	2	2.6
ほとんどできない	4	5.2
その他・無回答	8	10.4
(合計)	77	100.0



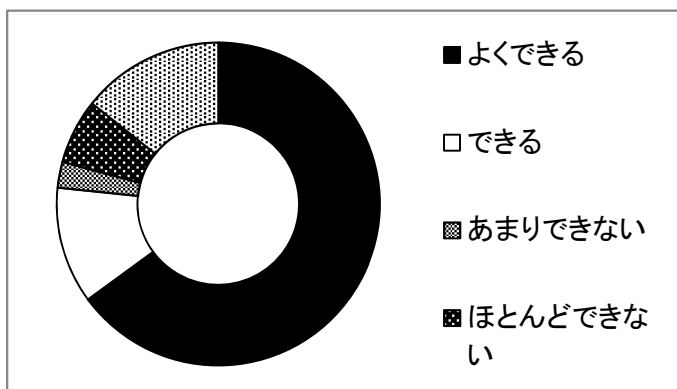
(4) あなたの配偶者は中国語(聞いたり話したり)ができますか。

	(人)	(%)
よくできる	58	75.3
できる	8	10.4
あまりできない	1	1.3
ほとんどできない	2	2.6
その他・無回答	8	10.4
(合計)	77	100.0



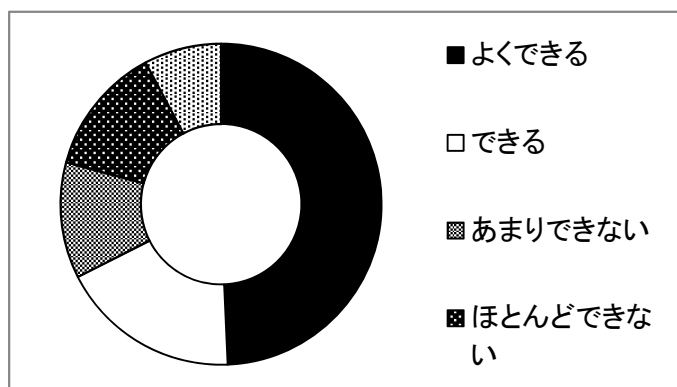
(5) あなたの配偶者は中国語(読んだり書いたり)ができますか。

	(人)	(%)
よくできる	50	64.9
できる	9	11.7
あまりできない	2	2.6
ほとんどできない	5	6.5
その他・無回答	11	14.3
(合計)	77	100.0



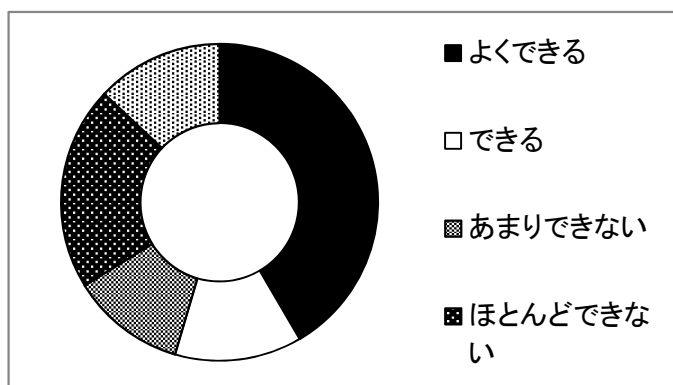
(6) あなたの子供は中国語(聞いたり話したり)ができますか。

	(人)	(%)
よくできる	38	49.4
できる	14	18.2
あまりできない	9	11.7
ほとんどできない	10	13.0
その他・無回答	6	7.8
(合計)	77	100.0



(7) あなたの子供は中国語(読んだり書いたり)ができますか。

	(人)	(%)
よくできる	32	41.6
できる	10	13.0
あまりできない	9	11.7
ほとんどできない	16	20.8
その他・無回答	10	13.0
(合計)	77	100.0



(8) あなたは日本で学校教育を受けましたか。

	(人)	(%)
受けた	3	3.9
受けていない	71	92.2
その他・無回答	3	3.9
(合計)	77	100.0

(9) 帰国後、学校のことで苦労したことはありますか(複数回答可)。

	(人)
学校に行きたかったが行けなかった	12
勉強について行けなかった	7
友達ができず寂しかった	3
学校のことを親に相談できなかった	0
学校でいじめられた	0
特にない	6
その他	6

【その他】

学校に行く年齢を超えていた

学校には行っていない。35才だったから。

45歳のときに帰国し、日本語の教育を受けたことがない

来日のときに学校に行く年齢を超えていたため日本で教育を受けていない

(10) 学校以外で日本語教育を受けましたか。

	(人)	(%)
受けた	45	58.4
受けていない	32	41.6
(合計)	77	100.0

(11) どこで日本語教育を受けましたか(複数回答可)。

(人)

定着促進センタと自立研修センタ	6
定着促進センタのみ	9
自立研修センタのみ	12
ボランティア	6
帰国者支援交流センタ	2
その他	6
不明	4

【その他】

夜間学校

民間の日本語学校

日中友好協会の日本語教室

国際交流会館

遺族会館

古河市の公民館

(12) 受けていない場合の理由(複数回答可)

(人)

日本語に困っていない	1
多忙・時間がない	16
お金がかかる	6
教室が面白くない	0
行っても上達しない	2
恥ずかしい	0
その他	9

【その他】

母が日本語ができたため

私費帰国のため定着促進センタを利用できなかった

自分で本やテープを買って勉強した

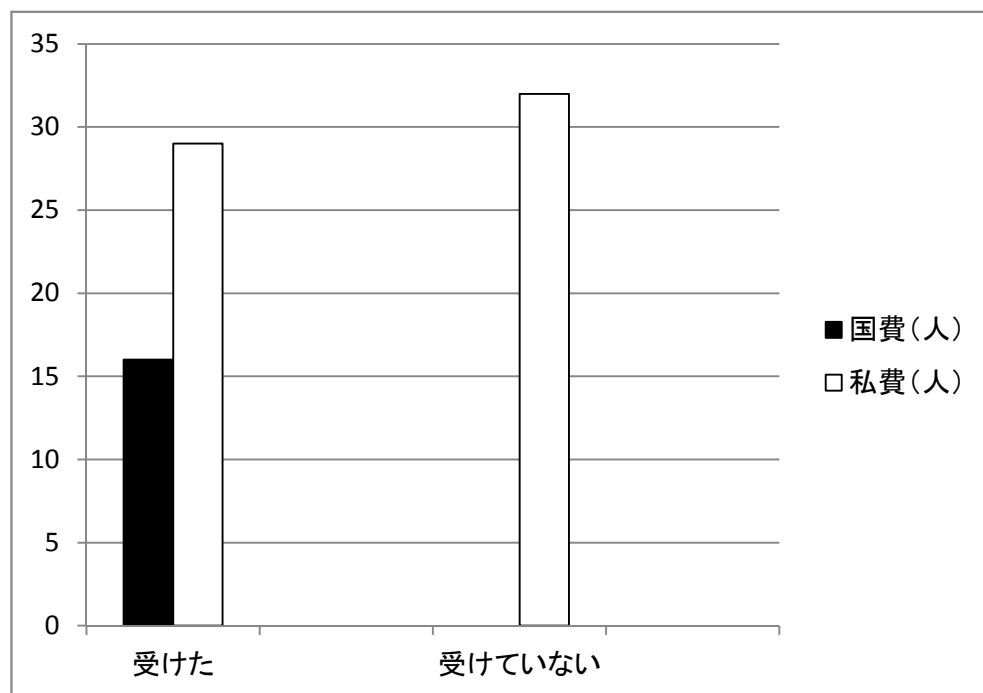
何となく

学校が離れすぎていた

目が見えない人のための教室がなかった

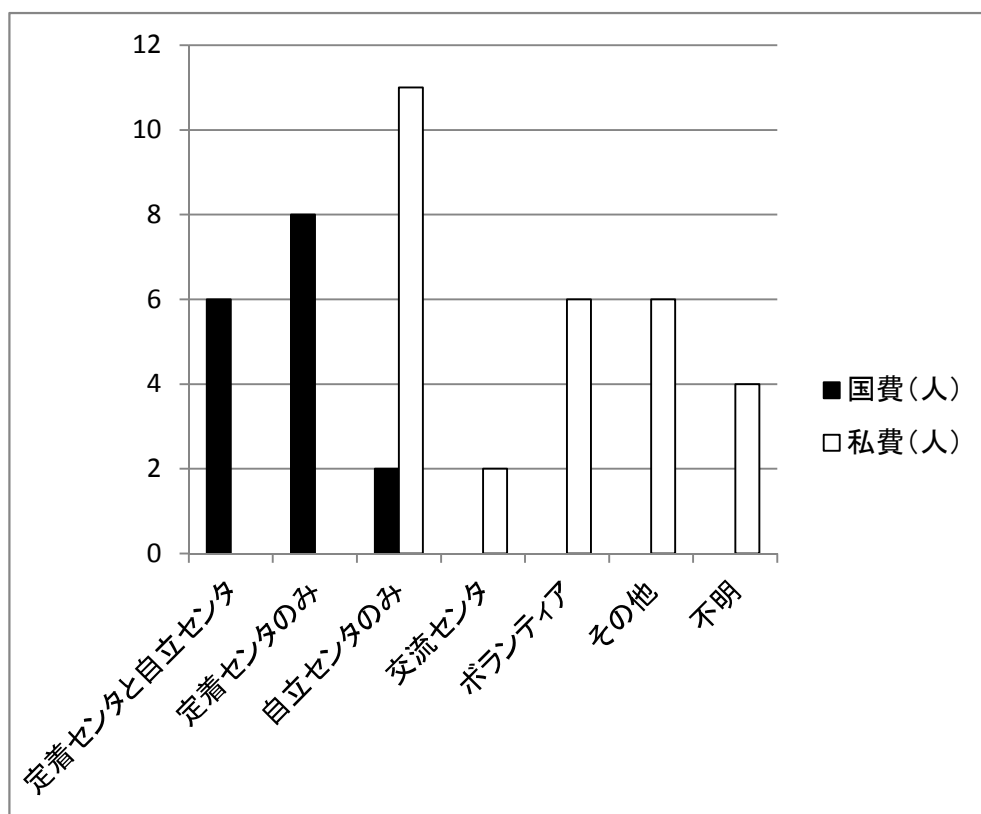
日本語教育の機会と帰国費用の関係

		国費(人)	私費(人)	合計(人)
日本語教育を	受けた	16	29	45
	受けていない	0	32	32
合計		16	61	77



日本語教育の環境と帰国費用の関係

		国費(人)	私費(人)	合計(人)
教育環境	定着センタと自立センタ	6	0	6
	定着センタのみ	8	0	8
	自立センタのみ	2	11	13
	交流センタ		2	2
	ボランティア		6	6
	その他		6	6
	不明		4	4
合計		16	29	45

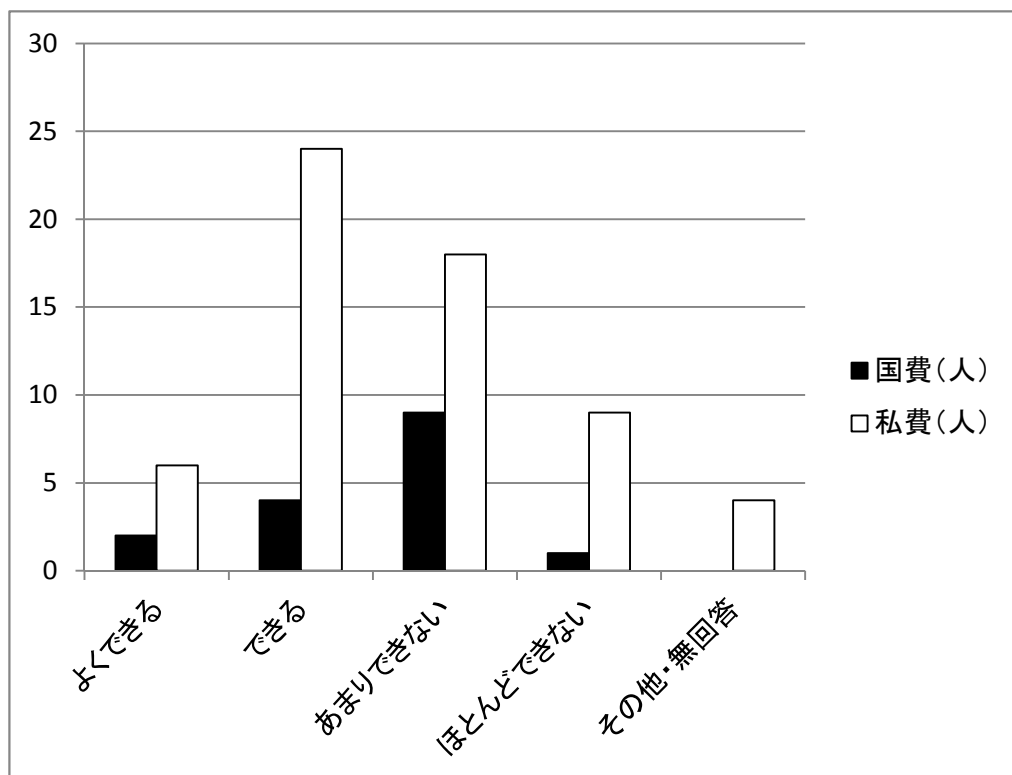


(17) あなたは日本語(聞いたり話したり)ができますか。

	(人)	(%)
よくできる	8	10.4
できる	28	36.4
あまりできない	27	35.1
ほとんどできない	10	13.0
その他・無回答	4	5.2
(合計)	77	100.0

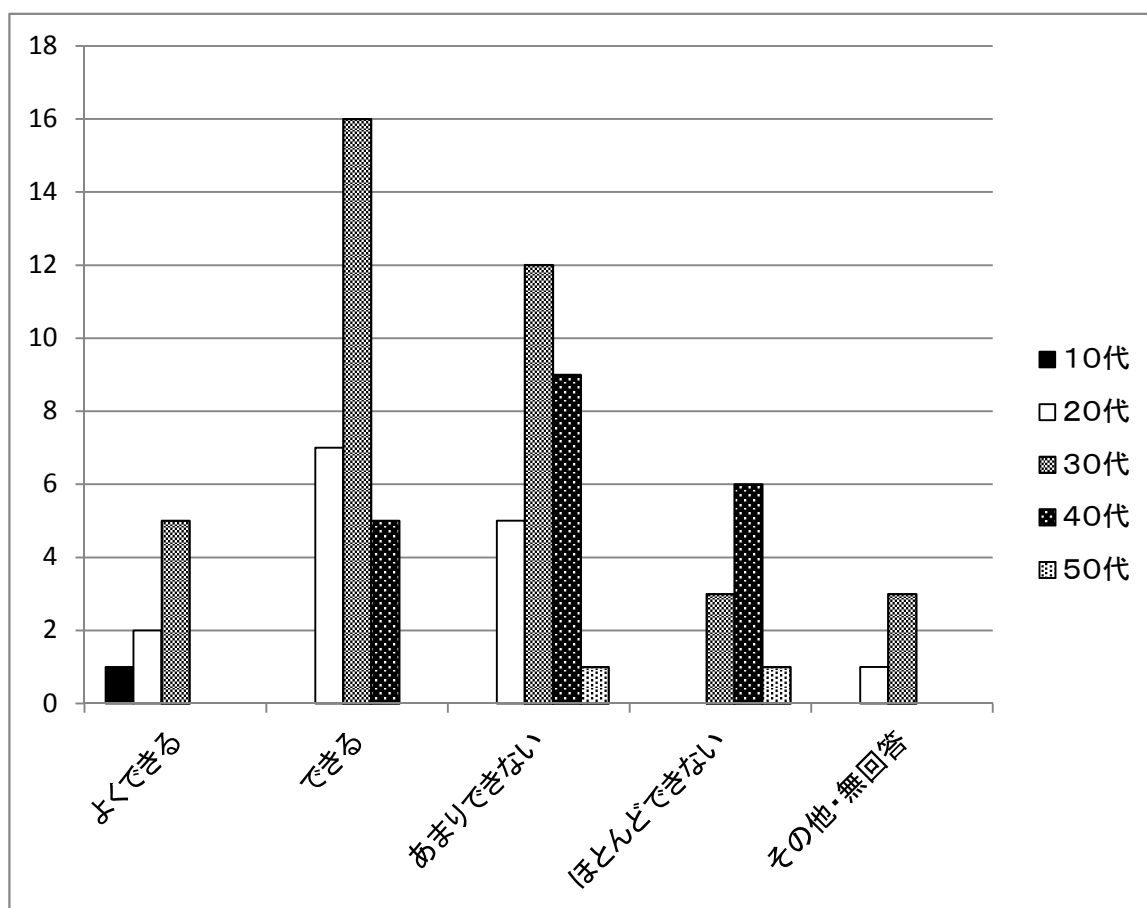
日本語(会話)の習熟度と帰国費用の関係

		国費(人)	私費(人)	合計(人)
日本語(会話)	よくできる	2	6	8
	できる	4	24	28
	あまりできない	9	18	27
	ほとんどできない	1	9	10
	その他・無回答		4	4
			0	0
合計		16	61	77



日本語(会話)の習熟度と帰国した時の年齢の関係

		10代	20代	30代	40代	50代	合計(人)
日本語(会話)	よくできる	1	2	5			8
	できる		7	16	5		28
	あまりできない		5	12	9	1	27
	ほとんどできない			3	6	1	10
	その他・無回答		1	3			4
合計		1	15	39	20	2	77

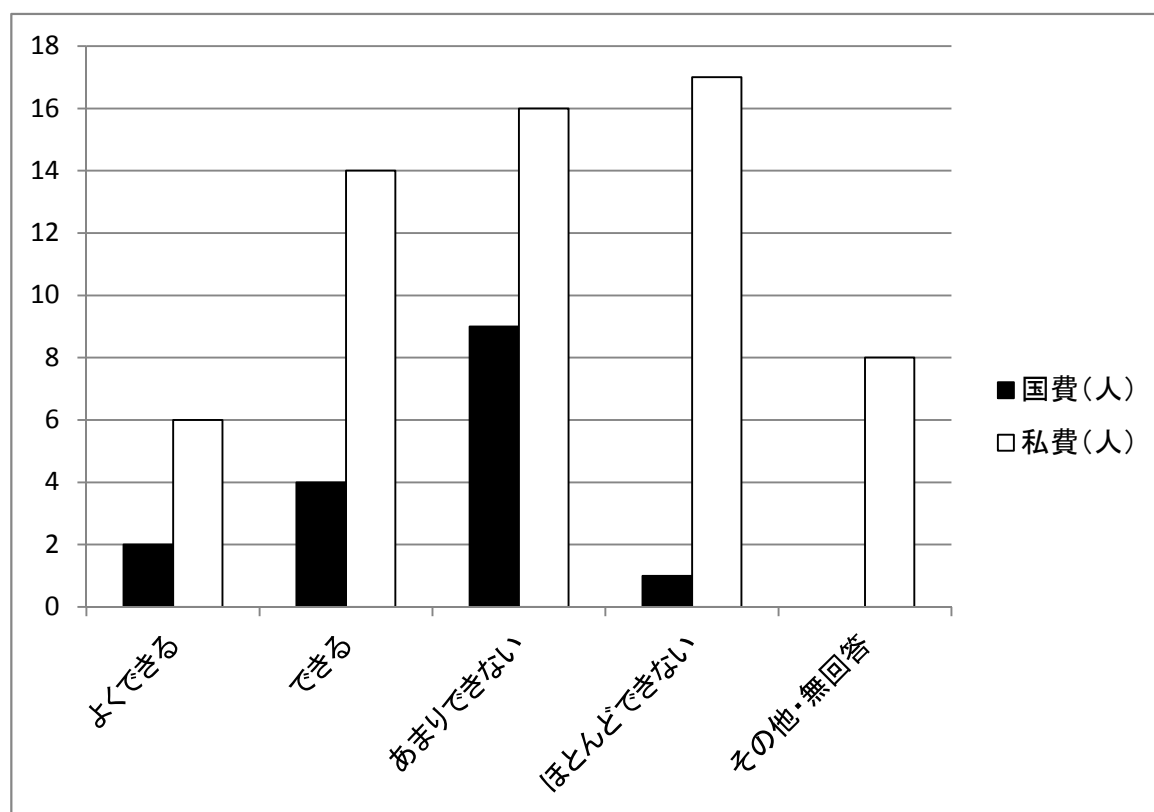


(18) あなたは日本語(読んだり書いたり)ができますか。

	(人)	(%)
よくできる	7	9.1
できる	18	23.4
あまりできない	24	31.2
ほとんどできない	20	26.0
その他・無回答	8	10.4
(合計)	77	

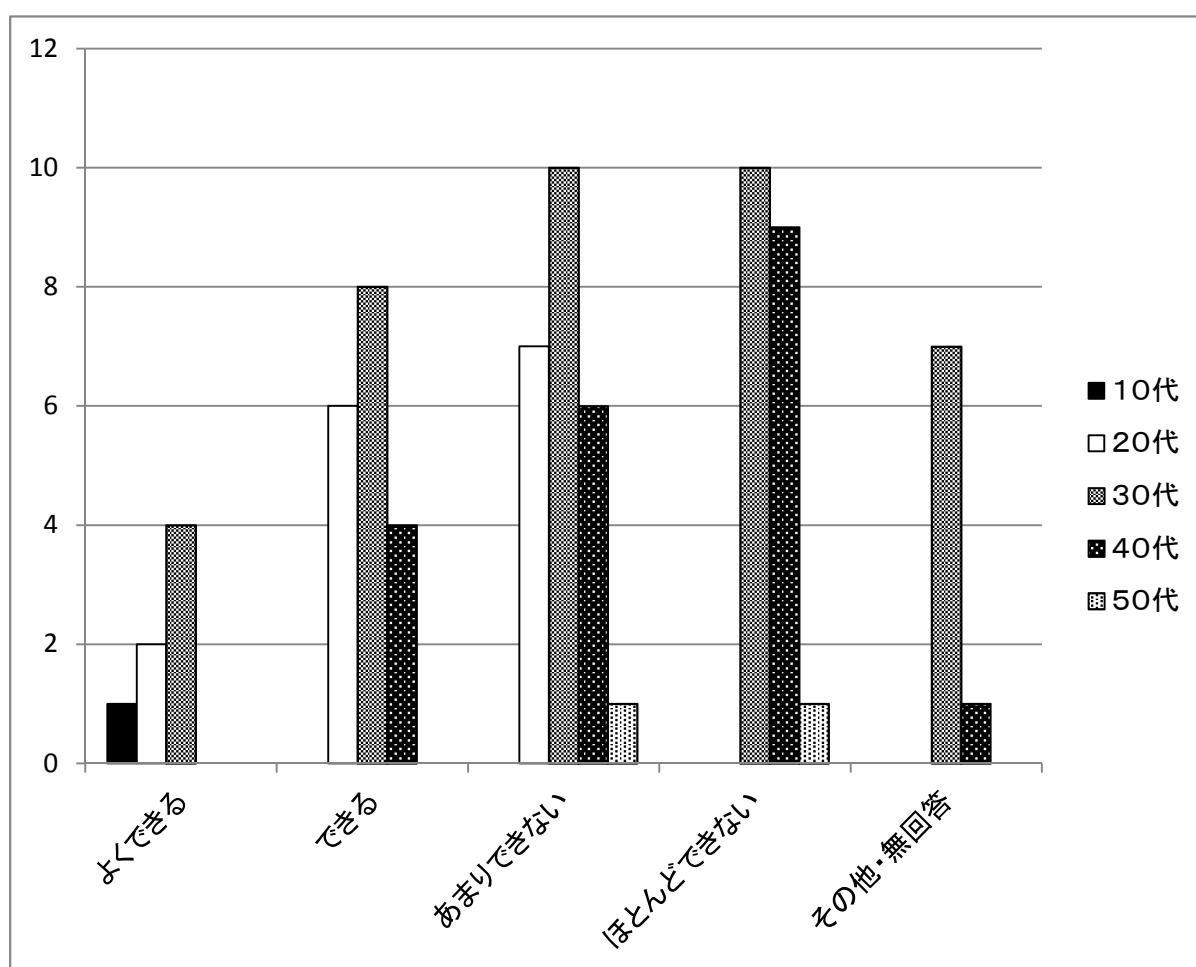
日本語(読み書き)の習熟度と帰国費用の関係

		国費(人)	私費(人)	合計(人)
日本語(読み書き)	よくできる	2	6	8
	できる	4	14	18
	あまりできない	9	16	25
	ほとんどできない	1	17	18
	その他・無回答		8	8
合計		16	61	77



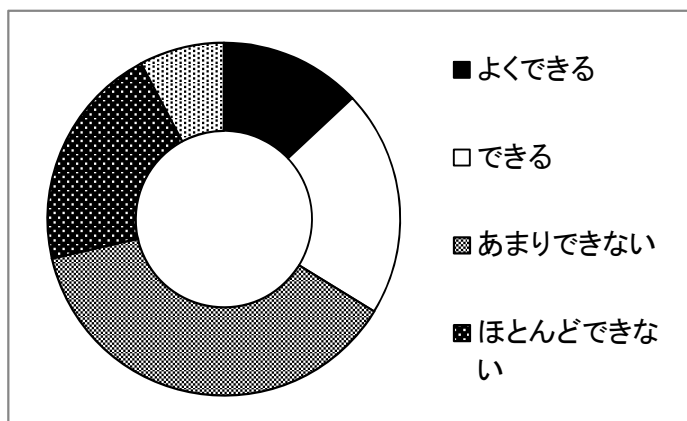
日本語(読み書き)の習熟度と帰国した時の年齢の関係

		10代	20代	30代	40代	50代	合計(人)
日本語(読み書き)	よくできる		1	2	4		7
	できる			6	8	4	18
	あまりできない			7	10	6	24
	ほとんどできない				10	9	20
	その他・無回答				7	1	8
							0
合計			1	15	39	20	77



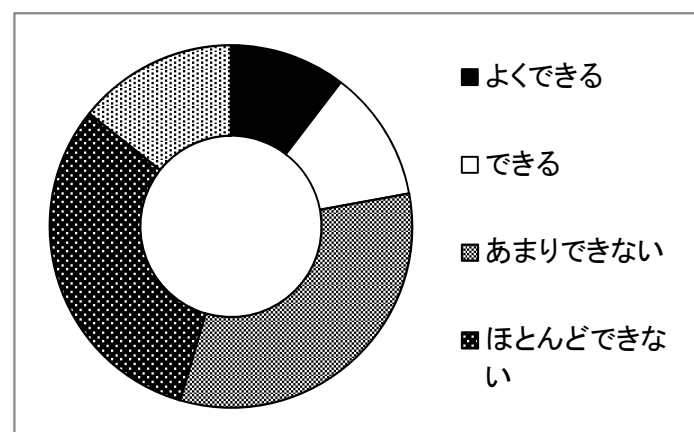
(19) あなたの配偶者は日本語(聞いたり話したり)ができますか。

	(人)	(%)
よくできる	10	13.0
できる	16	20.8
あまりできない	29	37.7
ほとんどできない	16	20.8
その他・無回答	6	7.8
(合計)	77	100.0



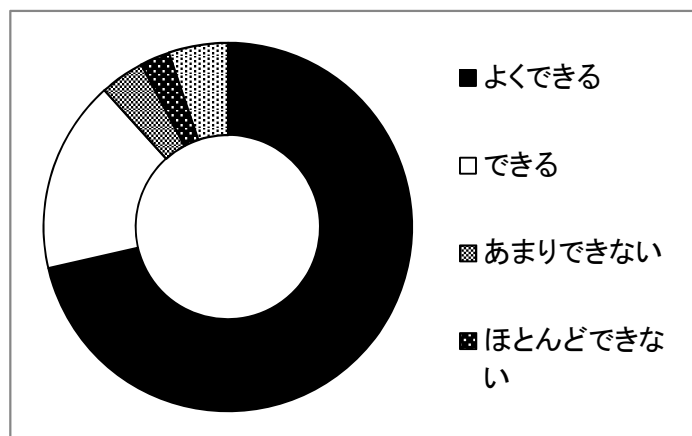
(20) あなたの配偶者は日本語(読んだり書いたり)ができますか。

	(人)	(%)
よくできる	8	10.4
できる	9	11.7
あまりできない	25	32.5
ほとんどできない	24	31.2
その他・無回答	11	14.3
(合計)	77	100.0



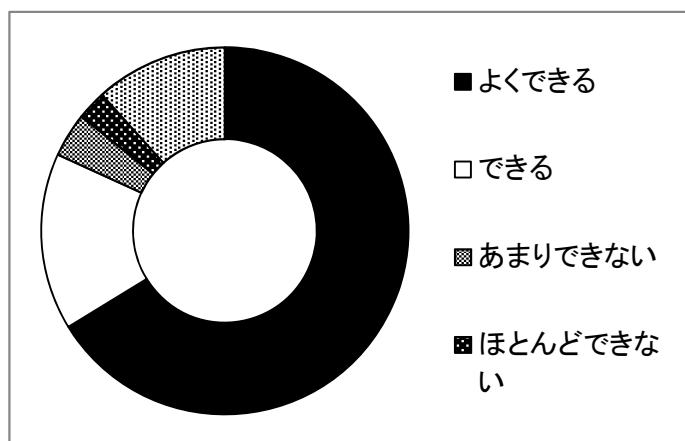
(21) あなたの子供は日本語(聞いたり話したり)ができますか。

	(人)	(%)
よくできる	55	71.4
できる	13	16.9
あまりできない	3	3.9
ほとんどできない	2	2.6
その他・無回答	4	5.2
(合計)	77	100.0



(22) あなたの子供は日本語(読んだり書いたり)ができますか。

	(人)	(%)
よくできる	51	66.2
できる	12	15.6
あまりできない	3	3.9
ほとんどできない	2	2.6
その他・無回答	9	11.7
(合計)	77	100.0



(23) 次のような場面で困ることがありますか。

①病院で自分の症状を伝える

	(人)	(%)
大変困る	24	31.2
少し困るが何とかなる	30	39.0
全然困らない	11	14.3
そうした場面を経験したこと	3	3.9
その他・無回答	9	11.7
(合計)	77	100.0

②役所で手続きをする

	(人)	(%)
大変困る	22	28.6
少し困るが何とかなる	22	28.6
全然困らない	19	24.7
そうした場面を経験したこと	4	5.2
その他・無回答	10	13.0
(合計)	77	100.0

③不動産屋で自分の希望を伝える

	(人)	(%)
大変困る	18	23.4
少し困るが何とかなる	21	27.3
全然困らない	16	20.8
そうした場面を経験したこと	12	15.6
その他・無回答	10	13.0
(合計)	77	100.0

④大家さんと話をする

	(人)	(%)
大変困る	13	16.9
少し困るが何とかなる	20	26.0
全然困らない	15	19.5
そうした場面を経験したこと	18	23.4
その他・無回答	11	14.3
(合計)	77	100.0

⑤店員さんに欲しい品物を伝える

	(人)	(%)
大変困る	8	10.4
少し困るが何とかなる	21	27.3
全然困らない	34	44.2
そうした場面を経験したこと	3	3.9
その他・無回答	11	14.3
(合計)	77	100.0

⑥食堂で注文する

	(人)	(%)
大変困る	10	13.0
少し困るが何とかなる	19	24.7
全然困らない	31	40.3
そうした場面を経験したこと	6	7.8
その他・無回答	11	14.3
(合計)	77	100.0

⑦電車やバスで目的地を尋ねる

	(人)	(%)
大変困る	12	15.6
少し困るが何とかなる	19	24.7
全然困らない	31	40.3
そうした場面を経験したこと	3	3.9
その他・無回答	12	15.6
(合計)	77	100.0

⑧テレビのニュースを見る

	(人)	(%)
大変困る	19	24.7
少し困るが何とかなる	31	40.3
全然困らない	14	18.2
そうした場面を経験したこと	2	2.6
その他・無回答	12	15.6
(合計)	78	101.3

⑨テレビの娯楽番組を見る

	(人)	(%)
大変困る	17	22.1
少し困るが何とかなる	24	31.2
全然困らない	16	20.8
そうした場面を経験したこと	8	10.4
その他・無回答	12	15.6
(合計)	77	100.0

⑩近所の日本人に相談する

	(人)	(%)
大変困る	18	23.4
少し困るが何とかなる	18	23.4
全然困らない	13	16.9
そうした場面を経験したこと	17	22.1
その他・無回答	11	14.3
(合計)	77	100.0

⑪日本の新聞を読む

	(人)	(%)
大変困る	17	22.1
少し困るが何とかなる	22	28.6
全然困らない	10	13.0
そうした場面を経験したこと	15	19.5
その他・無回答	13	16.9
(合計)	77	100.0

⑫日本人の知人と電話で会話する

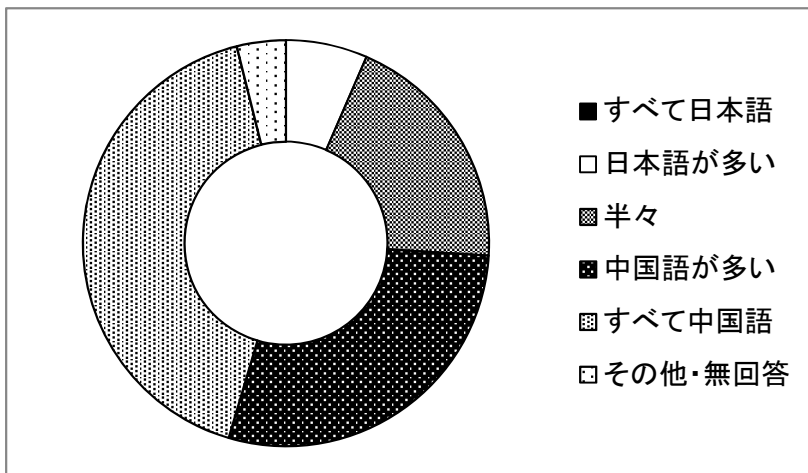
	(人)	(%)
大変困る	18	23.4
少し困るが何とかなる	30	39.0
全然困らない	14	18.2
そうした場面を経験したこと	4	5.2
その他・無回答	11	14.3
(合計)	77	100.0

⑬日本語で手紙を書く

	(人)	(%)
大変困る	25	32.5
少し困るが何とかなる	8	10.4
全然困らない	11	14.3
そうした場面を経験したことがない	22	28.6
その他・無回答	11	14.3
(合計)	77	100.0

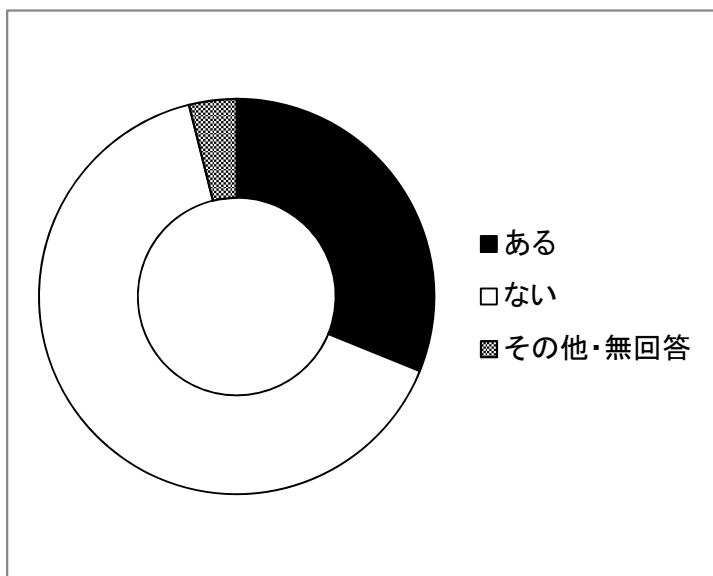
(24) 家族の会話は何語ですか

	(人)	(%)
すべて日本語	0	0.0
日本語が多い	5	6.5
半々	15	19.5
中国語が多い	22	28.6
すべて中国語	32	41.6
その他・無回答	3	3.9
(合計)	77	100.0



(25) 家族内で言葉の問題はありますか

	(人)	(%)
ある	24	31.2
ない	50	64.9
その他・無回答	3	3.9
(合計)	77	100.0



(あると答えた方に対して) 誰と誰のコミュニケーションに支障がありますか

	(人)
本人(2世)と子(3世)	6
本人の両親(1世)と子(3世)	4
本人(2世)と子(3世)の間	2
本人(2世)の配偶者と子(3世)	2
本人(2世)と孫(4世)	1
(合計)	12

4 就労

(1) 中国で仕事に就いていましたか

	(人)	(%)
ある	61	79.2
ない	14	18.2
その他・無回答	2	2.6
(合計)	77	100.0

就いていた場合の職種

会社員	11
工場作業員	10
農業	9
技師	7
教師	5
銀行員	3
会計士	2
看護師	1
公務員	1
自営業	1
事務職	1
石炭採掘	1

(2) 資格を有していましたか

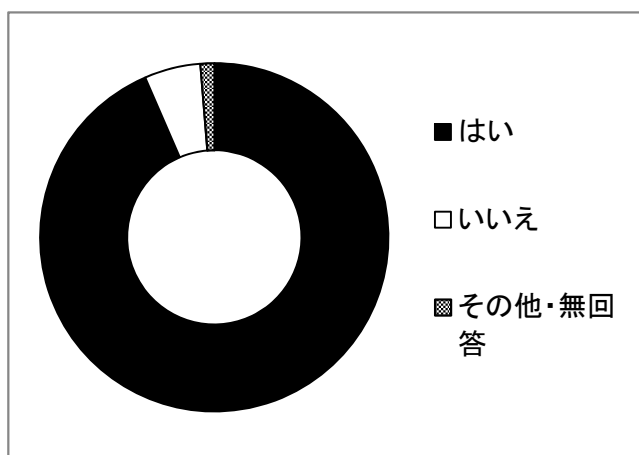
	(人)	(%)
ある	22	28.6
ない	52	67.5
その他・無回答	3	3.9
(合計)	77	100.0

有していた場合の資格

会計士	4
電気エンジニアの資格	3
溶接	2
運転免許	2
機械設備の操作の資格	2
教員免許	2
運転指導員	1
看護師	1
そろばん3級	1
調理師	1
通訳	1
建設関係の資格	1

(3) 帰国後、仕事に就きましたか

	(人)	(%)
はい	72	93.5
いいえ	4	5.2
その他・無回答	1	1.3
(合計)	77	100.0



いいえの場合の理由

仕事をする必要がない	0
就労するつもりがない	0
日本語での会話ができない	0
生活習慣が違う	0
希望に沿う仕事がない	0
病気のため	1
目の不自由な夫の介護	0
高齢のため	1
無回答	2

(4) 最初に就いた仕事の継続期間は？

	(人)
1年未満	1
1年～2年	12
2年～3年	11
3年～5年	8
5年～10年	13
10年以上	17
(合計)	62

最初の仕事を離職した理由は？ (人)

会社が倒産, 閉店	13
引越した	6
病気・怪我	4
時間が長い, 夜が遅い	4
給料が安い	2
解雇・契約打ち切り	2
出産のため	2
職場が遠い	1
他に良い仕事が見つかった	1
人間関係の悪化	1
母が他界した	1
体力が続かない	1
中国へ一時帰国した	1

(合計) 39

最初の仕事の職種 (人)

工場勤務(食品加工, 縫製)	15
飲食店	9
土木作業員	5
会社員	4
清掃業	3
販売業	3
建築, 建設	3
印刷業	2
解体業	1
ガラス切断	1
技術開発	1
コンピュータオペレータ	1
水道設備	1
雑用係	1
宅配業	1
電気工事	1
パチンコ店	1
美容室	1
貿易	1
包装	1
その他, 不明	20

(5) 最初の仕事は正規雇用ですか。非正規雇用ですか。社会保険はありましたか。

	(人)	社会保険の有無	
		あり(人)	なし(人)
正規	30	25	5
非正規(パート, 臨時, 日雇い)	36	15	21
自営	2	1	1
(合計)	68	41	27

(6) 最後(または現在)の仕事は正規雇用ですか。非正規雇用ですか。社会保険はありましたか。

	(人)	社会保険の有無	
		あり(人)	なし(人)
正規	35	31	4
非正規(パート, 臨時, 日雇い)	30	11	19
自営	3	2	1
(合計)	68	44	24

(7) 現在の仕事に満足していますか

	(人)
大変満足	3
満足	16
どちらともいえない	22
不満	3
大変不満	1
(合計)	45

中国時代から同じ仕事をずっと継続できているし、職場の人もよくしてくれている。

やりたい仕事だから

妻子のために頑張っている

皆親切で優しい。仕事の指導もちゃんとしてくれる。

給料が高いから。但し、職場は汚く、重労働である

給料は少ないけど、他に行ってもこれより良い仕事はないだろう。

仕事があること自体はありがたいと思っているが、人手が不足、大変な仕事なのが不満

やりたい仕事ではない

賃金が低い。仕事がつい。労働時間が長い。など

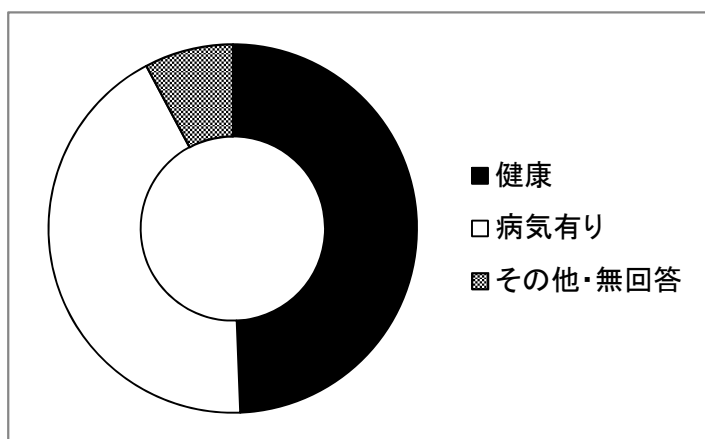
パートなので退職金がなく将来が不安である

給料が大変少ない、不安定(長期的な仕事が見つけ難い)

5 くらしの状況

(1) 本人の病気の有無

	(人)	(%)
健康	38	49.4
病気有り	33	42.9
その他・無回答	6	7.8
(合計)	77	100.0



(病気ありの方へ)通院はしていますか？

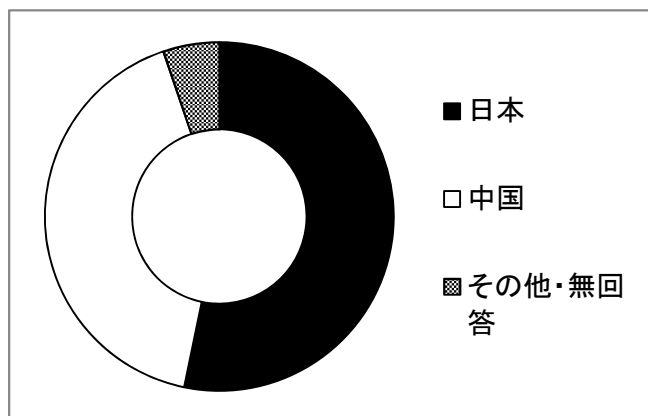
	(人)
通院有り	25
通院無し	5
その他・無回答	3
(合計)	33

(2) 家族構成

	(人)	(%)
単身	11	14.3
夫婦のみ	38	49.4
1世及び夫婦	1	1.3
夫婦及び子	15	19.5
夫婦及び子の夫婦	2	2.6
夫婦及びこの夫婦と孫	3	3.9
その他・無回答	7	9.1
(合計)	77	100.0

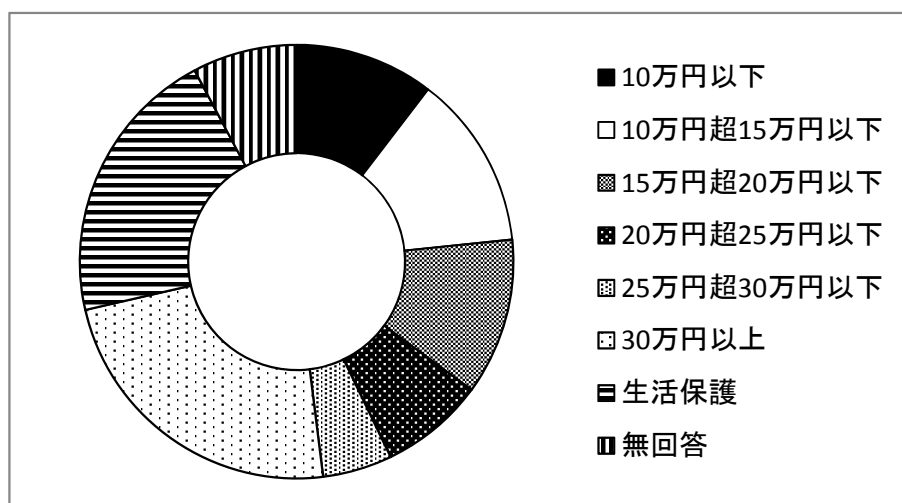
(3) あなたの国籍

	(人)	(%)
日本	41	53.2
中国	32	41.6
その他・無回答	4	5.2
(合計)	77	100.0



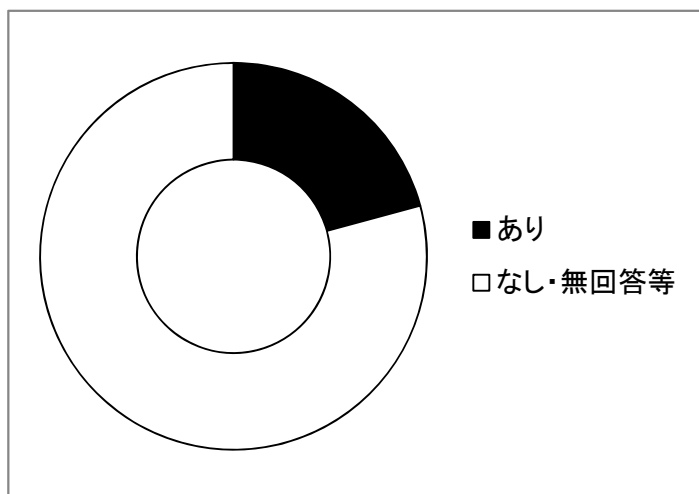
(4) 世帯単位の収入

	(人)	(%)
10万円以下	8	10.4
10万円超15万円以下	10	13.0
15万円超20万円以下	9	11.7
20万円超25万円以下	6	7.8
25万円超30万円以下	4	5.2
30万円以上	18	23.4
生活保護	16	20.8
無回答	6	7.8
(合計)	77	100.0



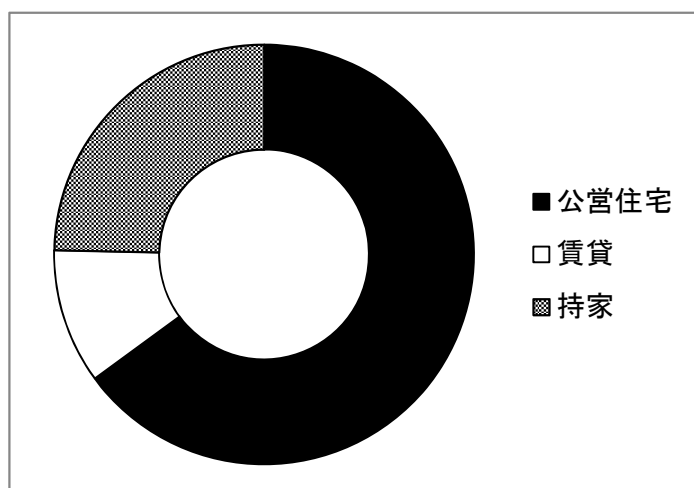
(5) 生活保護を受給の有無

	(人)	(%)
あり	16	20.8
なし・無回答等	61	79.2
(合計)	77	100.0



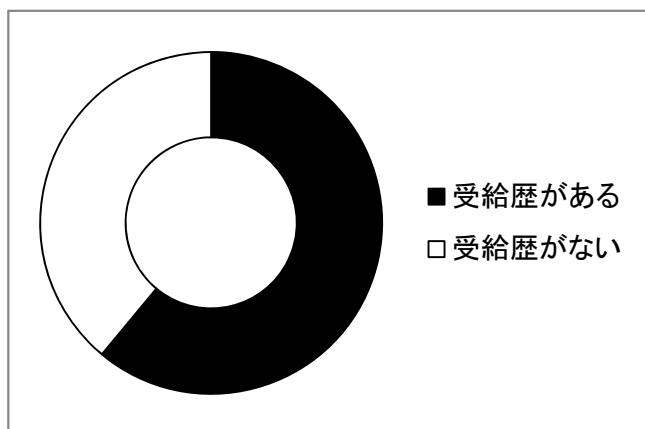
(6) 住宅環境

	(人)	(%)
公営住宅	50	64.9
賃貸	8	10.4
持家	19	24.7
(合計)	77	100.0



(6) 生活保護を受けたことはありますか

	(人)	(%)
受給歴がある	47	61.0
受給歴がない	30	39.0
(合計)	77	100.0



(あると答えた47名に対して)生活保護の受給年数は

	(人)	(%)
1年未満	25	53.2
3年未満	11	23.4
5年未満	4	8.5
5年以上	7	14.9
(合計)	47	100.0

(7) 生活保護制度についてどのように考えますか(複数回答可)

	(人)
ありがたい	18
ありがたいが問題もあり	18
不十分な制度	0
屈辱的	5
その他	7

(8) 生活保護制度の問題点は(複数回答可)

(人)

白い目で見られる	12
民生委員からいろいろ言われる	3
役所からいろいろ言われる	9
中国にけない	14
子供たちと離れて暮らす	4
屈辱的	11
就労する意欲減退	4
日本語を学ぶ意欲減退	2
安心して老後を送れない	15
その他	10

(9) 中国帰国の経験

(人) (%)

帰国経験あり	69	89.6
帰国経験なし	7	9.1
無回答	1	1.3
(合計)	77	100.0

(帰省があると答えた69名に対して)帰省の回数

(人) (%)

1回	14	20.3
2～3回	25	36.2
4～7回	15	21.7
8～10回	4	5.8
10回超	3	4.3
無回答	8	11.6
(合計)	69	100.0

帰国がある場合の理由(複数回答可)

(人)

葬儀への出席	15
親族の訪問	53
墓参り	23
その他・無回答	9

(10) 帰省が必要だったのに帰省できなかった経験はありますか。

	(人)	(%)
あり	9	11.7
なし	55	71.4
無回答	13	16.9
(合計)	77	100.0

(11) 生活保護から脱却したいと思いますか。

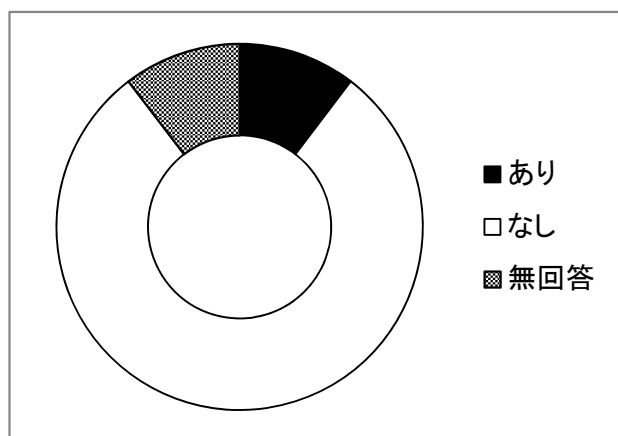
	(人)	(%)
思う	15	68.2
思わない	2	9.1
何とも言えない	5	22.7
(合計)	22	100.0

生活保護脱却の方法

	(人)
仕事を見つける	6
子供に養ってもらう	0
2世のための年金制度	12
親族に仕送りしてもらう	0
(合計)	18

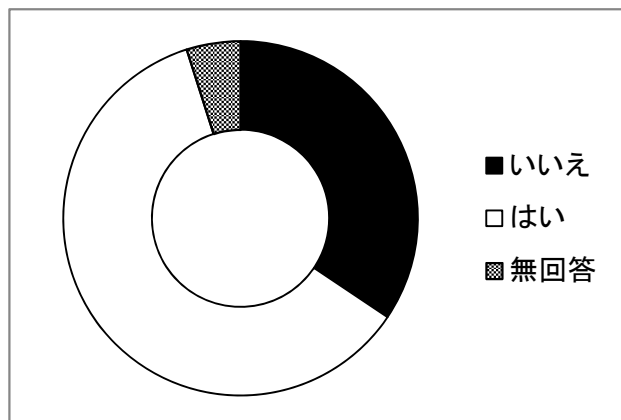
(12) 年金受給の有無

	(人)	(%)
あり	8	10.4
なし	61	79.2
無回答	8	10.4
(合計)	77	100.0



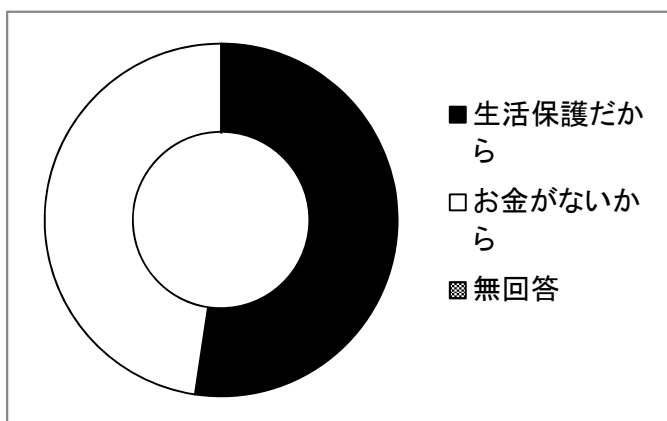
(年金を受給していない61名へ)年金保険料を支払っていますか。

	(人)	(%)
いいえ	21	34.4
はい	37	60.7
無回答	3	4.9
(合計)	61	100.0



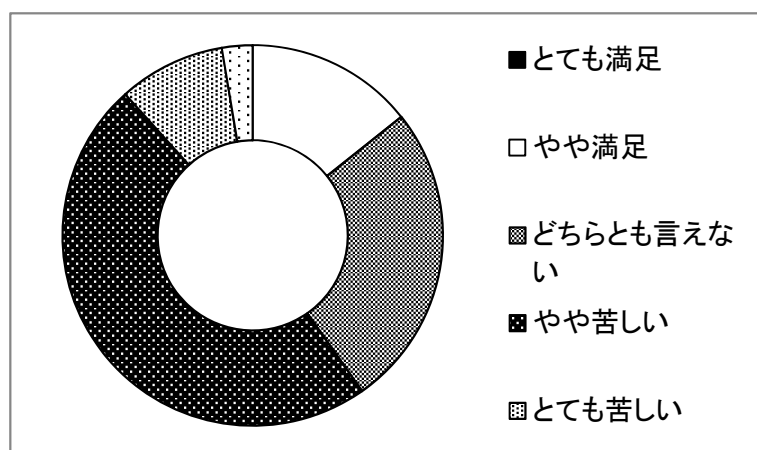
(年金保険料を払っていない21名へ)未納付の理由は

	(人)	(%)
生活保護だから	11	52.4
お金がないから	10	47.6
無回答	0	0.0
(合計)	21	100.0



(13) あなたは現在、経済的に満足していますか

	(人)	(%)
とても満足	0	0.0
やや満足	11	14.3
どちらとも言えない	20	26.0
やや苦しい	37	48.1
とても苦しい	7	9.1
その他・無回答	2	2.6
(合計)	77	100.0

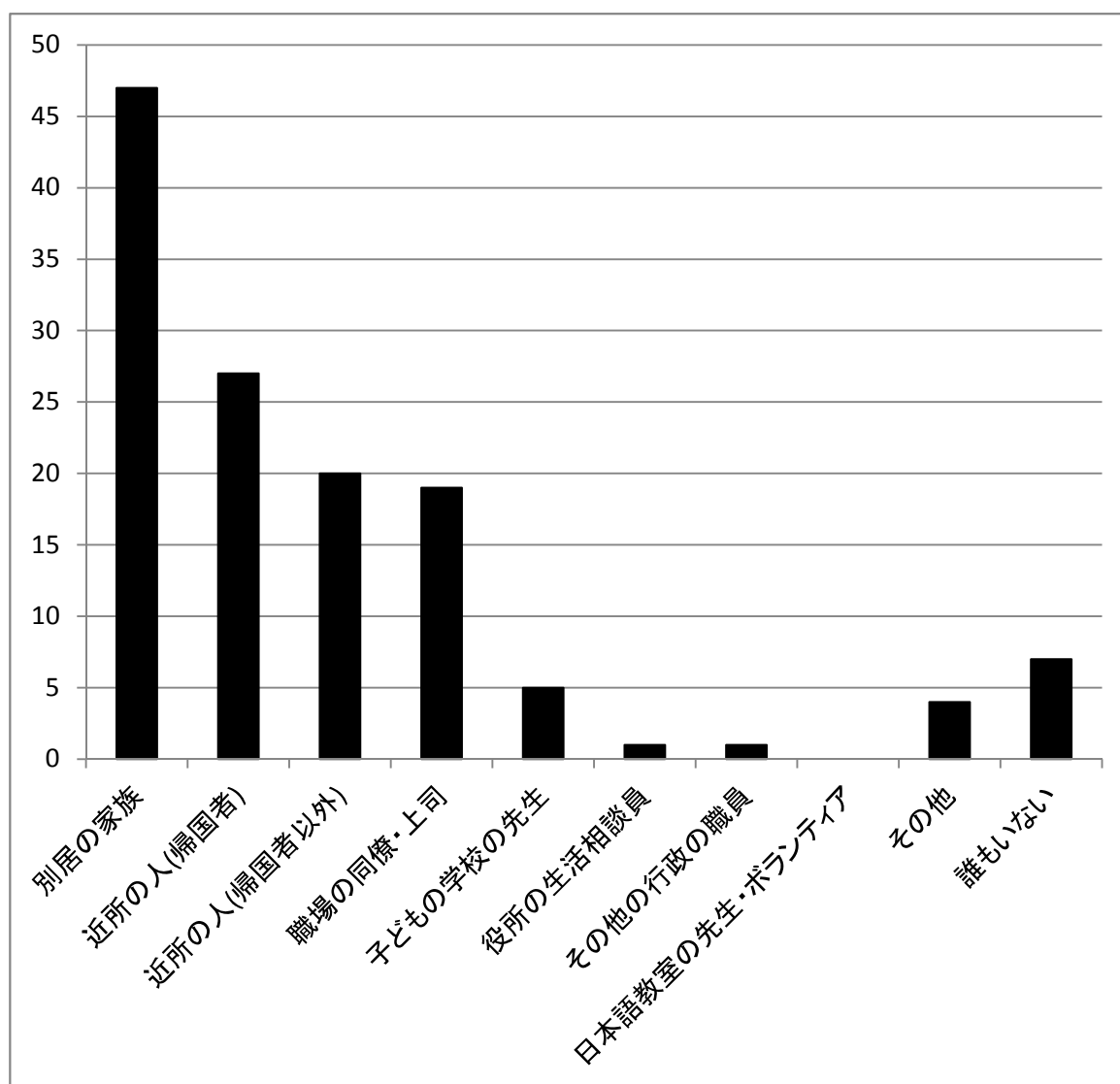


6 社会生活の状況

(1) 同居家族以外で親しく交際している方は誰ですか(複数回答可)

(人)

別居の家族	47
近所の人(帰国者)	27
近所の人(帰国者以外)	20
職場の同僚・上司	19
子どもの学校の先生	5
役所の生活相談員	1
その他の行政の職員	1
日本語教室の先生・ボランティア	0
その他	4
誰もいない	7



(2) 子育てについての悩みはありますか(複数回答可)

(人)

進学・勉強で苦労	8
勉強を親が教えられない	22
親子間で言葉の壁	17
学校行事等にあまり参加できない	19
子どもがいじめ・差別対象	12
子が帰国者を恥ずかしく感じてる	8
環境が違いなじめない	6
友達ができない	7
子育ての相談の相手がいらない	6
教育にお金がかかる	20
子どもが日本語で苦労	6
子どもが帰国を後悔	1
先生とのコミュニケーション	10
子どもの将来	13
子どもの就職で苦労	13
子どもの結婚相手	6
その他	2
問題なし	14

(3) ご両親(一世)の生活について何か支援をしていますか(複数回答可)

(人)

経済的に支援している	4
家事の手伝い	24
通院の付添い	23
ときどき訪問している	37
役所の手続の手伝い	9
介護をしている	9
その他	5
特になし	16

(4) 介護が必要な方はいますか。

(人) (%)

いない	54	70.1
いる	18	23.4
無回答	5	6.5
(合計)	77	100.0

(5) 普段の生活における悩みはありますか(複数回答可)

(人)

経済的に貧しい	38
自分や家族の仕事	22
子育て	8
家族の介護の問題	5
家族間の人間関係	2
近所との人間関係	7
自分の健康の問題	31
家族の健康の問題	19
孤独・寂しい・友達ができない	12
住宅の問題	9
将来の生活が不安	53
娯楽・変化が無く退屈	12
日本人から差別・いじめ	7
言葉が通じない	29
文化・生活習慣が中国と違う	19
恋人・結婚相手が見つけない	0
その他	8

(5) 悩みの相談相手は誰ですか(複数回答可)

(人)

同居の家族	41
別居の家族	22
近所の人(帰国者)	3
近所の人(帰国者以外)	4
職場の同僚・上司	3
子どもの学校の先生	3
役所の生活相談員	1
その他の行政の職員	1
日本語教室の先生・ボランティア	0
その他	5

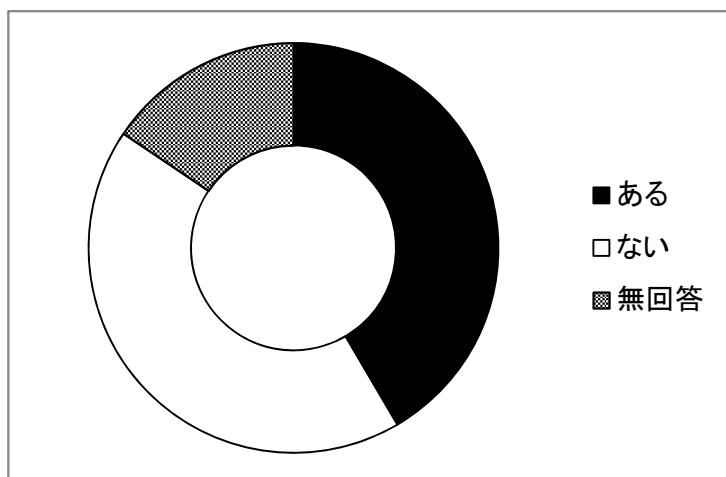
(6) あなたの家で中国の習慣と思うことはありますか。

(人)

中国の食べ物	52
中国風の衣服	18
家庭では中国語で会話	60
旧正月などの行事	40
中国の家具・置物等	11
たまに中国に行く	32
中国の雑誌・CD・DVDがある	22
中国のテレビ衛星放送	30
その他(ネットの中国のページ等)	3
中国の物は何もない	7

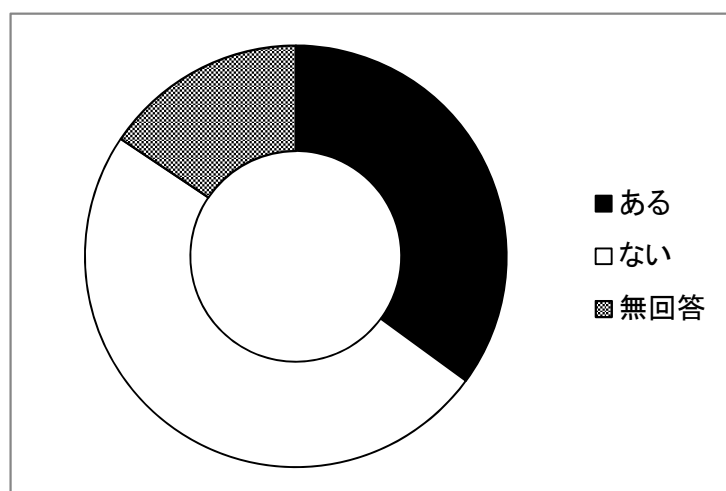
(7) 日本の習慣でなじめなかったことはありますか。

	(人)	(%)
ある	32	41.6
ない	33	42.9
無回答	12	15.6
(合計)	77	100.0



(8) 日本人との関わりで嫌な思いをしたことはありますか。

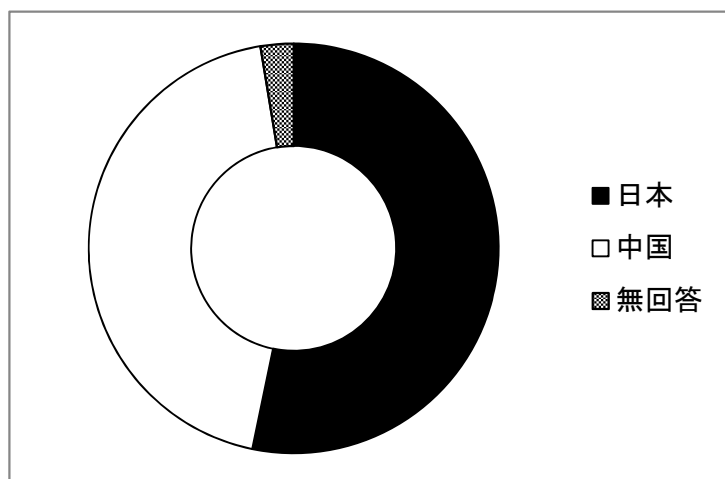
	(人)	(%)
ある	27	35.1
ない	38	49.4
無回答	12	15.6
(合計)	77	100.0



7 国籍

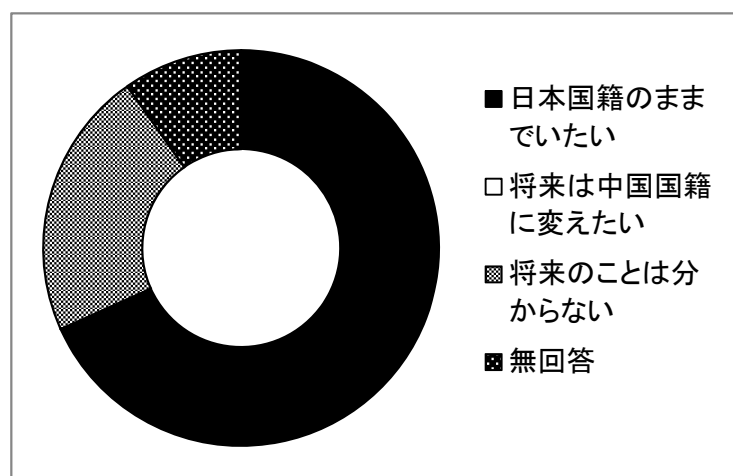
(1) あなたの国籍

	(人)	(%)
日本	41	53.2
中国	34	44.2
無回答	2	2.6
(合計)	77	100.0



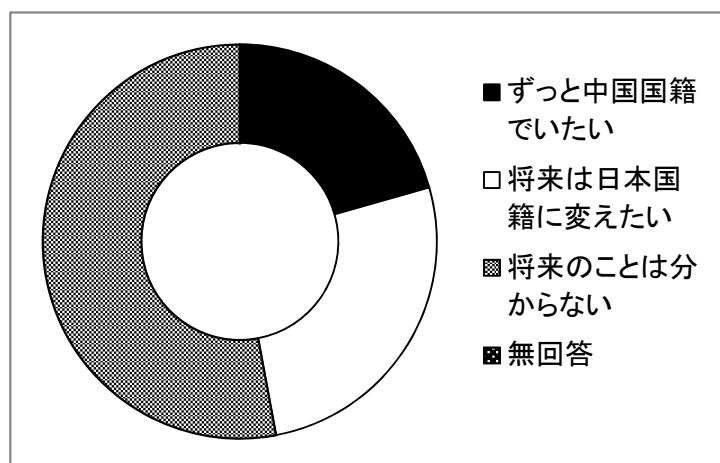
(日本国籍の41名に対して)将来、国籍を変えたいと思いますか

	(人)	(%)
日本国籍のままでいたい	28	68.3
将来は中国国籍に変えたい	0	0.0
将来のことは分からない	9	22.0
無回答	4	9.8
(合計)	41	100.0



(中国籍の34名に対して)将来, 国籍を変えたいと思いますか

	(人)	(%)
ずっと中国国籍でいたい	7	20.6
将来は日本国籍に変えたい	9	26.5
将来のことは分からない	18	52.9
無回答	0	0.0
(合計)	34	100.0



8 日本社会への評価

(1) これまでに中国へ帰りたと思ったことはありますか。

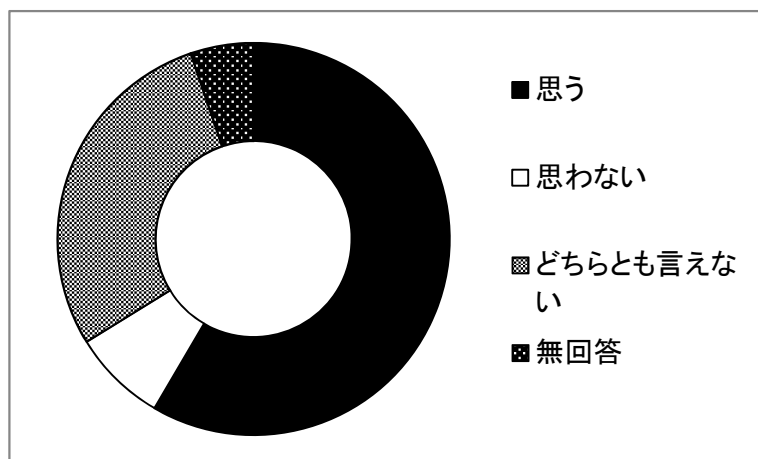
	(人)	(%)
ある	22	28.6
ない	52	67.5
無回答	3	3.9
(合計)	77	100.0

(2) 将来中国へ帰りたと思いますか。

	(人)	(%)
思う	8	10.4
思わない	42	54.5
どちらとも言えない	23	29.9
無回答	4	5.2
(合計)	77	100.0

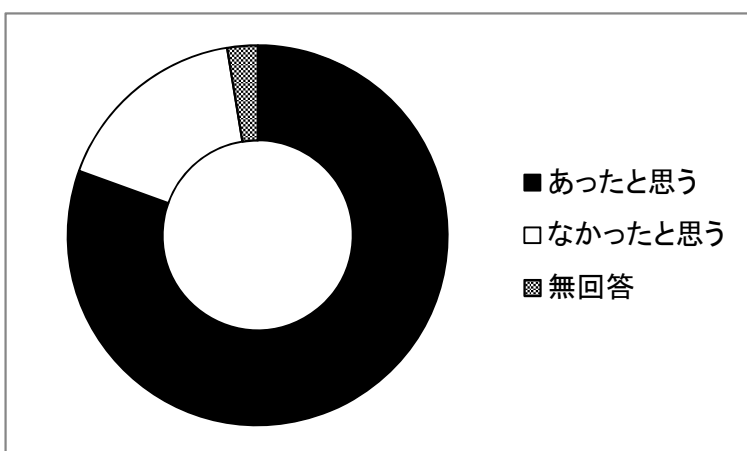
(3) 帰国してよかったと思いますか。

	(人)	(%)
思う	45	58.4
思わない	6	7.8
どちらとも言えない	22	28.6
無回答	4	5.2
(合計)	77	100.0



(4) 帰国者の受け入れに関して、日本政府に問題があったと思いますか。

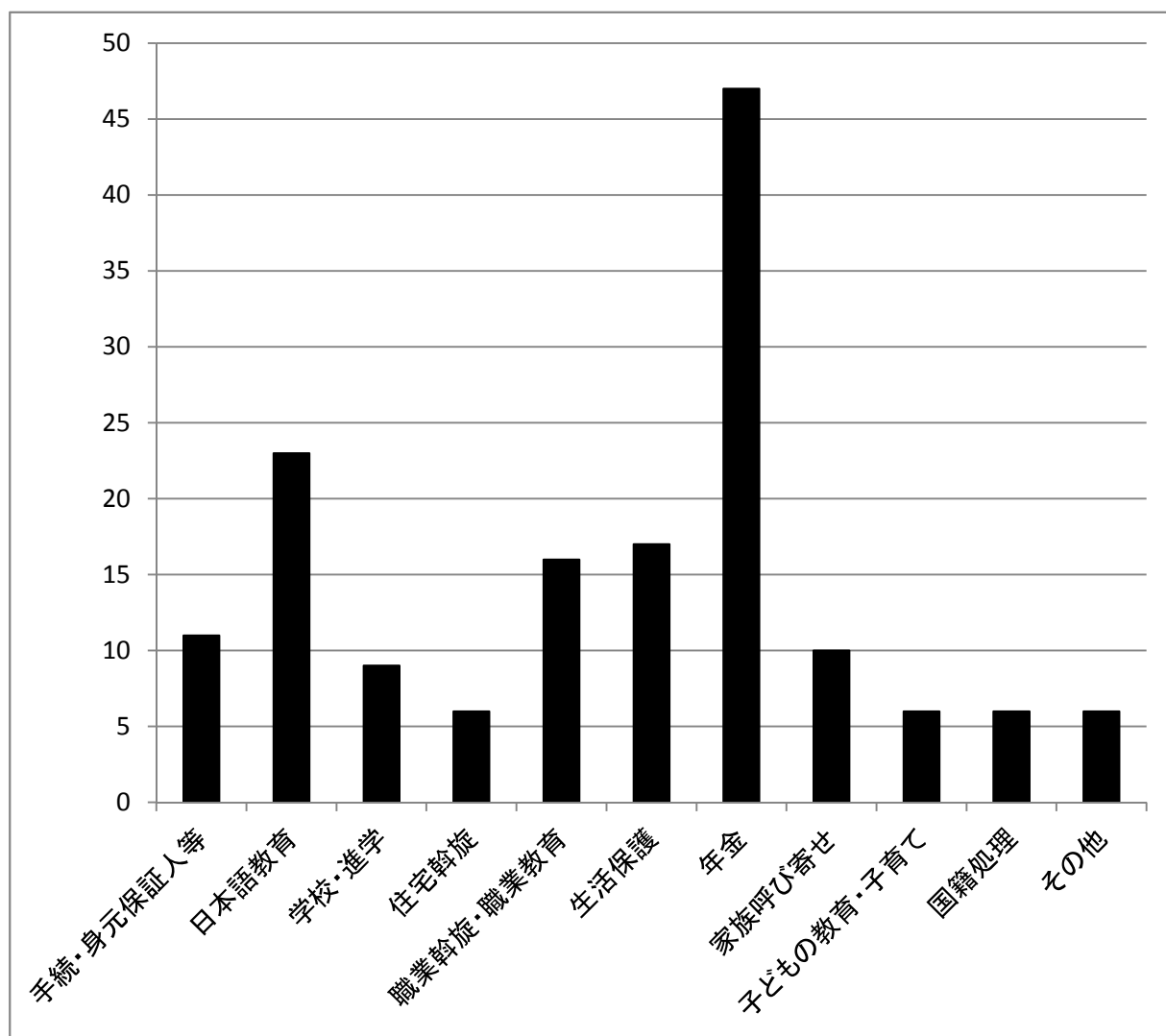
	(人)	(%)
あったと思う	62	80.5
なかったと思う	13	16.9
無回答	2	2.6
(合計)	77	100.0



(問題があると答えた62名に対して)思う場合の問題点(複数回答可)

(人)

手続・身元保証人等	11
日本語教育	23
学校・進学	9
住宅斡旋	6
職業斡旋・職業教育	16
生活保護	17
年金	47
家族呼び寄せ	10
子どもの教育・子育て	6
国籍処理	6
その他	6



中国残留邦人の2世等に対するアンケート調査票

1 身上関係等

- (1) あなたと残留孤児・残留婦人との関係
1) 残留孤児の二世 2) 残留婦人の二世 3) 二世の配偶者 4) 残留孤児の三世
5) 残留婦人の三世 6) 三世の配偶者
7) その他（具体的に _____）
- (2) あなたの性別 1) 男 2) 女
- (3) あなたの出生年（ _____ ）年
- (4) あなたの出生地 1) 中国 2) 日本（ _____ ）省市村・縣市町村
- (5) あなたの居住地 1) _____ 福岡県（ _____ ）市町村
2)（ _____ ）県（ _____ ）市町村
- (6) あなたの婚姻歴
1) 結婚（ _____ ）年 2) 未婚 3) 離婚 4) 死別 5) その他（ _____ ）
- (7) あなたの子供（ _____ ）人

2 帰国

- (1) あなたが日本に永住帰国したのは西暦何年ですか。
（ _____ ）年
- (2) あなたは誰と一緒に永住帰国したのですか（複数回答可）。
1) 父 2) 母 3) 兄弟姉妹（ _____ 人） 4) 配偶者 5) 子供（ _____ 人）
6) その他（ _____ ）
- (3) 家族全員が一緒に来日したのですか。 1) はい 2) いいえ
一緒でない場合、その理由は何ですか。
（ _____ ）
- (4) あなたご自身やご両親(残留邦人)の永住帰国は国費ですか。自腹ですか。
あなた自身は、1) 国費 2) 自費 3) その他（ _____ ）
ご両親は、 1) 国費 2) 自費 3) その他（ _____ ）
- (5) (中国生まれの方に) 来日前、残留邦人の二世として（又はその配偶者として）、苦労したことがあれば教えてください（複数回答可）。
1) 学校でのいじめ・差別（具体的に _____）
2) 進学で不利（具体的に _____）
3) 就職で不利（具体的に _____）
4) 職場でのいじめ・差別（具体的に _____）

- 5) 社会でのいじめ・差別（具体的に）
 6) その他（具体的に）
 (6) 日本に永住帰国する時、あなたはどんな気持ちでしたか。
 1) うれしい・行きたい（理由）
 2) 悲しい・行きたくない（理由）
 3) 別に何とも思わなかった
 4) その他（具体的に）

3 語学等

- (1) あなたは中国で学校教育を受けましたか。
 1) 受けた（ 学校 年生／卒業まで）
 2) 受けていない
 (2) あなた（配偶者・子供）は、どのくらい中国語ができますか。
 よくできる＝◎ できる＝○ あまりできない＝△ ほとんどできない＝×

	聞いたり話したり	読んだり書いたり
あなた		
配偶者		
子供		

- (3) あなたは日本で学校教育を受けましたか。
 1) 受けた（ 学校 年生から 学校 年生／卒業まで）
 2) 受けていない
 (4) 永住帰国後、日本の学校・進学のこと、何か苦労しましたか（複数回答可）
 1) 学校に行きたかったが行けなかった。
 2) 日本語がわからず、勉強について行けなかった。
 3) 友達ができず寂しかった。
 4) 学校のことを親に相談できないので困った。
 5) 学校でいじめられた。
 6) 特にな
 7) その他（具体的に）
 学校に行きたくても行けなかった場合、その理由は何ですか
 （理由）
 (5) あなたは、永住帰国後、学校以外で、日本語教育を受けましたか（定着促進センター、自立研修センター、夜間中学、ボランティアの日本語教室など）。
 1) 受けた 2) 受けていない

受けた場合、どこで、どれくらい受けましたか。

(研修施設等) () () カ月／年)

(研修施設等) () () カ月／年)

(研修施設等) () () カ月／年)

受けていない場合、なぜ受けなかったのですか（複数回答可）。

1)日本語に困っていない 2)多忙・時間がない 3)お金がかかる

4)教室がおもしろくない 5)行っても上達しない 6)恥ずかしい

7)その他（具体的に)

(6) あなた（配偶者・子供）は、どのくらい日本語ができますか。

よくできる＝◎ できる＝○ あまりできない＝△ ほとんどできない＝×

	聞いたり話したり	読んだり書いたり
あなた		
配偶者		
子供		

(7) あなたは、次のような場面で、困るようなことがありますか（項目毎に教えてください）

① 病気や怪我をして病院に行った際、医師や看護師に日本語で自分の病状・状態を伝えなければならない場面

② 生活保護を受ける時など必要な手続きをとるため役所に行った際、係の人に日本語で用件を伝えなければならない場面

③ 引っ越しをしようと考え不動産屋に行った際、自分の希望する場所や物件を担当者に伝える場面

④ 借りている部屋の使い方や家賃のことで大家さんと日本語ではなしをする場面

⑤ スーパーやコンビニ以外のお店に買い物に行き、店員さんに自分の欲しい品物を日本語で伝える場面

⑥ 食堂に行き、店員さんに自分の食べたいものを注文する場面

⑦ 電車やバスを使って出かける際、目的地に行くにはどの電車やバスに乗ればいいのかを、日本語で尋ねる場面

⑧ テレビのニュースを見て世の中の出来事を知ろうとする場面

⑨ テレビの娯楽番組を見る場面

⑩ 近所の日本人に生活や家族のことを相談する場面

⑪ 日本の新聞を読む場面

⑫ 日本人の知り合いと電話ではなしをする場面

⑬ 日本語で手紙を書く場面

(回答)

場面	大変困る	少し困るがなんとかなる	全然困らない	そうした場면을体験したことがない
①病院				
②役所				
③不動産屋				
④大家				
⑤店員				
⑥食堂				
⑦電車バス				
⑧ニュース				
⑨娯楽番組				
⑩相談				
⑪新聞				
⑫電話				
⑬手紙				

(8) あなたの日本語修得に役立ったのは何ですか (項目ごとに答えてください)

研修施設等	大変役に立った	少しは役に立った	ほとんど役に立たなかった	日本語の教育は受けていない
①定着促進センター				
②自立研修センター				
③日本政府が配布した日本語教材				
④自立指導員				
⑤就労相談員				
⑥ボランティアによる日本語教授				
⑦日本人の知人・友人				
⑧職場での上司や同僚との会話				

⑨その他				
1				
2				
3				

(9) あなたの(同居)家族の間では、ふだん、何語で会話していますか。

- 1) すべて日本語 2) 日本語が多い 3) 半々 4) 中国語が多い 5) すべて中国語
6) その他(具体的に)

(10) あなたの家族(同居・別居、祖父母と孫の間も含む)の中で、言葉の問題で十分にコミュニケーションできないことがありますか。

- 1) 問題がある(具体的に)
2) 問題はない

4 就労

(1) あなたは、中国では仕事に就いていましたか。

- 1) はい 2) いいえ

中国では、就労していた場合、どのような仕事でしたか

(具体的に)

(2) 中国では仕事の役に立つ資格か何かを持っていたか。

- 1) はい 2) いいえ

持っていた場合、資格の内容は何ですか

(具体的に)

(3) 永住帰国後、仕事に就きましたか。

- 1) はい 2) いいえ

(4) 永住帰国後、一度も仕事に就いていない場合その理由は何ですか(複数回答可)

- 1) 家族の援助があり仕事をする必要がなかったから
2) 最初から就労するつもりがなかったから
3) 日本語での会話が出来ず、仕事に就くことに不安があったから
4) 生活習慣などが違うので、仕事に就くことに不安があったから
5) 自分の希望に添う仕事なかったから
6) 病気などがあり、就労できなかったから
7) その他の理由 ()

(5) (永住帰国後仕事に就いていた方に対して) 主な職歴について教えてください。

1) 健康 2) 病気・障害などがある（具体的に

病気・障害がある場合、通院はしていますか 1) あり 2) なし

(2) あなたも含めて、現在同居している家族全員の収入について教えてください。

続柄	年齢	出生国	国籍	月収	主な収入源（複数回答可）
あなた		中国・日本	中国・日本		1)賃金、2) 営業収益、3)生活保護、4)年金、5)親族からの援助、6)その他（具体的に
		中国・日本	中国・日本		1)賃金、2) 営業収益、3)生活保護、4)年金、5)親族からの援助、6)その他（具体的に
		中国・日本	中国・日本		1)賃金、2) 営業収益、3)生活保護、4)年金、5)親族からの援助、6)その他（具体的に
		中国・日本	中国・日本		1)賃金、2) 営業収益、3)生活保護、4)年金、5)親族からの援助、6)その他（具体的に
		中国・日本	中国・日本		1)賃金、2) 営業収益、3)生活保護、4)年金、5)親族からの援助、6)その他（具体的に
合計					

(3) 現在、住んでいる住宅について教えてください。

1) 市営・県営住宅、 2) 賃貸住宅、 3) 自分で買った住宅、4) 社宅（家賃なし）
5) 社宅（家賃あり）、 6) その他（具体的に

(4) あなたは、永住帰国後、生計保護を受給したことがありますか。

1) ある 2) ない

今日までに受給した期間は通算してどの程度ですか

1) 1年未満 2) 3年未満 3) 5年未満 4) それ以上

(5) 生活保護の申請をしたけれども、断られたことがありますか。

1) ある 2) ない

断られた場合、その理由は何でしたか

（理由

(6) 生活保護の制度について、あなたはどのように考えていますか（複数回答可）。

1) ありがたい制度だと思う 2) ありがたいが問題もある制度だと思う
3) 不十分な制度だと思う 4) 屈辱的な制度だと思う

- 5) その他(具体的に)
- (7) 生活保護の制度について、問題があると考えた場合、その理由は何ですか(複数回答可)。
- 1) 周囲から白い目で見られる 2) 民生委員からいろいろ言われる
 3) 役所の職員からいろいろ言われる 4) 葬儀や里帰りなどで中国に行けない
 4) 子どもたちと離れて暮らさなければならない 6) 屈辱的な気分になる
 7) 就労する意欲がなくなる 8) 日本語を学ぶ意欲がなくなる
 9) 保護費が少なく、安心して老後が送れない
 10) その他(具体的に)
- (8) あなたは、永住帰国後、中国に帰省した経験がありますか。
- 1) ある 2) ない
- 帰省したことがある場合は何回ありますか。 (回)
- 帰省したことがある場合は、その目的は何でしたか(複数回答可)。
- 1) 葬儀への出席、2) 親族の訪問 3) 墓参り 4) その他 ()
- 生活保護受給中に帰省した場合、生活保護費が減額されたことがありました。
- 1) あった 2) なかった
- (9) 永住帰国後、中国に帰省しなければならないのに、帰省できなかったことがありますか。
- 1) ある 2) ない
- ある場合、帰省できなかった理由は何でしたか。
- (理由)
- (10) 現在生活保護を受けている場合、できれば生活保護から脱却したいと思いますか
- 1) 思う 2) 思わない 3) 何とも言えない
- 生活保護から脱却したいと思う場合、いかなる方法で生計を立てていきたいと希望しますか(複数回答可)
- 1) 仕事を見つけない 2) 自分の子どもたちに養ってもらいたい
 3) 帰国者の2世等のための公的支援制度を創設してほしい
 4) 日本の親族から仕送りしてもらいたい
 5) その他(具体的に)
- (11) あなたは現在、年金を受給していますか。
- 1) はい 2) いいえ
- 受給している場合、受給額はいくらですか。 (月額 円)
- 受給金額が少ない場合、その理由は何ですか。
- (理由)

(1 2) (受給年齢に達していない方に対して) 現在、年金保険料を支払っていますか。

1) はい 2) いいえ

支払っていない場合、その理由は何ですか。

(理由)

(1 3) あなたは、経済的には満足していますか

1)とても満足 2)やや満足 3)どちらともいえない 4)やや苦しい 5)とても苦しい
6)その他 (具体的に)

6 社会生活の状況

(1) 永住帰国後、あなたは日本のどこに住んできましたか (定着促進センターを含む)

年次	居住地 (市町村)	転居理由
～ 年		
～ 年		
～ 年		
～ 年		

(2) 現在、同居家族以外で親しく交際している人はどんな方ですか (複数回答可)

1) 別居している家族・親戚 2) 近所の人(帰国者) 3) 近所の人 (帰国者以外)
4) 職場の同僚・上司 5) 子供の学校の先生 6) 役所の生活相談員
7) その他の行政の職員 8) 日本語教室の先生・ボランティアの人
9) その他 (具体的に)
10) だれもない

(3) (子供がいる人に) 子育てについて、何か問題がありますか (以前、ありましたか)
(複数回答可)。

1) 進学・勉強で苦労
2) 勉強を親が教えられない
3) 親子の間で言葉 (日本語・中国語) の壁がある
4) 学校の行事・PTA などにあまり参加できない
5) 子供がいじめ・差別された
6) 子供が、帰国者であることを恥ずかしく感じている。
7) 中国と日本の学校・子育ての仕方が違うので、なじめない。
8) 子供に友達があまりできない
9) 子育ての悩みを相談できる相手がいない
10) 学校・教育にお金がかかる
11) 子供が日本語で苦労

- 12) 子供が日本に来たことを後悔している
- 13) 学校・先生と日本語でうまくコミュニケーションできない
- 14) 子供の将来について不安がある
- 15) 子供の就職で苦勞
- 16) 子供の結婚相手のことで苦勞
- 17) その他（具体的に ）
- 18) 問題なし
- (4) あなたは、ご両親（残留邦人）の生活について何か支援していますか。（複数回答可）
- 1) 経済的に支援している（おこづかい・生活費をあげるなど）
- 2) 家事を手伝っている
- 3) 通院を付き添っている
- 4) ときどき訪問して、ようすをみている
- 5) 役所などの手続きを手伝っている
- 6) 高齢・障害があるので、介護している
- 7) その他（具体的に ）
- 8) 特になし
- (5) ご家族（両親・兄弟姉妹・子供等）の中に、現在、介護が必要な人がいますか。
- 1) いない 2) いる
- いる場合、介護が必要な人はどなたですか。 （ ）
- いる場合、介護保険・介護サービスは活用していますか。
- 1) はい（具体的に ）
- 2) いいえ
- なぜ、サービスを活用しないのですか。
- （理由 ）
- (6) ふだんの生活で、悩みはどんなことですか（複数回答可）。
- 1) 経済的に貧しい 2) 自分や家族の仕事の問題 3) 子育ての問題
- 4) 家族の介護の問題 5) 家族の間の人間関係 6) 近所との人間関係
- 7) 自分の健康の問題 8) 家族の健康の問題 9) 孤独・寂しい・友達ができない
- 10) 住宅の問題 11) 将来の生活が不安 12) 娯楽・変化がなく退屈
- 13) 日本人に差別・いじめ 14) 言葉が通じない 15) 文化・生活習慣が中国と違う
- 16) 恋人・結婚相手がみつけにくい
- 17) その他（具体的に ）
- (7) ふだん、悩みの相談はだれにしますか（複数回答可）。
- 1) 同居している家族 2) 別居している家族・親戚、 3) 近所の人（帰国者）

3) 将来はわからない

(理由)

(4) 日本国籍への変更の手続は、スムーズにできますか (できましたか)。

1) はい 2) いいえ

いいえの場合、どのような問題点がありますか。

(具体的に)

(5) (現在は、中国国籍の方に対して)、永住資格を持っていますか。

1) はい 2) いいえ

持っていない場合、その理由は何ですか。

(理由)

8 永住帰国・日本社会への評価

(1) これまで、中国に帰りたい／中国に住みたいと思ったことはありましたか。

1) ある 2) ない

ある場合、なぜ、帰りたい／住みたいと思ったのですか。

(理由)

それでも、日本にとどまった理由は何ですか。

(理由)

(2) あなたは将来、いつか中国に帰りたい／中国に住みたいと思いますか。

1) はい 2) いいえ 3) どちらともいえない

それはなぜですか。

(理由)

(3) あなたは、日本に来てよかったと思いますか。

1) 思う 2) 思わない 3) どちらとも言えない

それはなぜですか。

(理由)

(4) 中国帰国者 (特に二世・三世) の受け入れについて、日本政府の対応に問題があったと思いますか

1) 問題があった 2) 特に問題はなかった

問題があったと思う場合、どのような点に問題がありましたか (複数回答可)。

1) 永住帰国の手続・身元保証人等 2) 日本語教育 3) 学校・進学 4) 住宅斡旋

5) 職業斡旋・職業教育 6) 生活保護 7) 年金 8) 家族呼び寄せ

9) 子供の教育・子育て 10) 国籍処理 11) その他 ()

(5) 日本政府に対して、何か要望はありますか。

[]

(6) その他、何かありましたら、なんでもお聞かせください。

[]

以上、ご協力ありがとうございました。

2015年度

九州弁護士会連合会

人権擁護委員会委員

(※は中国残留邦人PT)

福岡県弁護士会

岩橋 英世 (※)

我那覇東子

木下 健一

後藤 富和 (※)

小林 洋二

塩山 乱

中原 昌孝 (※)

西浦 賢一

宮本 直樹

弓 幸子

吉田 純二 (※)

吉村 真吾

李 博盛

渡部 有紀

佐賀県弁護士会

鬼橋 正敏

東島 浩幸 (※)

日野 和仁 (※)

長崎県弁護士会

黒岩 英一

竹口 将太

藤森 弘行

大分県弁護士会

津島 成治 (※)

鶴野 嘉厚

松尾 康利 (※)

熊本県弁護士会

遠矢 洋平

藤田 洋介

三角 恒

吉野 雄介 (※)

鹿児島県弁護士会

後藤 愛

末吉 隆之 (※)

大毛 裕貴 (※)

宮崎県弁護士会

大山 和伸

原田 真一

山田 卓

沖縄弁護士会

上原 智子

川崎 幸治

北澤 匡大

担当理事

徳永 響

今井雄一朗

九州弁護士会連合会シンポジウム
中国残留帰国者の現在と問題点
～尊厳ある共生社会を目指して～
報 告 書

発行 2015年8月
九州弁護士会連合会
福岡市中央区城内1-1
電話 092-741-6416
印刷 キンコーズ（赤坂店）